

令和2年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和2年12月2日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
会 期 自 令和2年12月 2日
至 令和2年12月11日
- 日程第 4 村長挨拶
- 日程第 5 承認第13号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 6 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 7 承認第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 日程第 8 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第54号 北アルプス広域連合規約の変更について
- 日程第10 議案第55号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 白馬村国民健康保険保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第57号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第58号 白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第14 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第61号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第62号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

- 日程第19 議案第64号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第65号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第66号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第67号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

令和2年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和2年12月2日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 承認事項

承認第13号から承認第15号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

6) 議案審議

議案第53号から議案第67号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 承認第13号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
2. 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
3. 承認第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
4. 議案第53号 工事請負契約の締結について
5. 議案第54号 北アルプス広域連合規約の変更について
6. 議案第55号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
7. 議案第56号 白馬村国民健康保険保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例について
8. 議案第57号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例を廃止する条例について
9. 議案第58号 白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例の全部改正について
10. 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第61号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
13. 議案第62号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
15. 議案第64号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
16. 議案第65号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
17. 議案第66号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
18. 議案第67号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。これより、令和2年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に監査委員から、令和2年8月分、9月分、10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書と令和2年度定期監査の経過報告が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和2年11月定例会が11月12日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配付いたしました請願文書表並びに陳情文書表のとおりですが、これらの文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表並びに陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第7番 加藤亮輔議員、第8番 津滝俊幸議員、第9番 横田孝穂議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和2年第4回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から12月11日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。令和2年第4回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

11月の22日に、長野県神城断層地震から6年を迎えました。先月20日には安倍前首相とお会いをして、本村として震災からの復興に対する感謝を申し上げ、震災以降における近況についてご報告をさせていただきました。

当時は経験したことのない震災に、村民の皆さんの防災意識は少なからず高まったと思います。しかし、記憶は時間がたつにつれて薄れていくものですので、いま一度、誰もが不安になったあの日のことを思い出し、防災への心がけを忘れないことを切に願います。

11月14日に、さのさかスキー場が今シーズンも営業を継続することが公表をされました。10月下旬には今シーズンの休止が発表されていたところですが、地元観光協会などからの営業継続の要望を行なったところ、関係者を含めた地域の協力と理解、熱意により営業が継続をされたことに村として安堵しており、関係者には深く感謝をしているところです。

スキー場は、その麓に限らず、村全体にとって大きな存在であり、休止となれば、村内経済と雇用に及ぼす影響は計り知れません。村内5スキー場がそろってスキーシーズンを迎えることができることになりましたので、あとは一日も早い降雪を願うばかりです。

また、20日には、白馬村と同じくスキー場を抱える山ノ内町、野沢温泉村、小谷村の首長とともに観光庁長官を訪問し、今年度のスノーリゾート形成促進事業補助金に対するお礼と事業の進捗状況を報告をしながら、来年度の事業継続を要望をいたしました。

新型コロナウイルス感染症については、11月に入って全国の新規感染者数が2,000人を超え、1日当たりの新規感染者数が過去最多を記録するなど、急激に拡大をしております。第3波到来とも言われ、長野県でも連日20人を超える新規感染者が報告をされ、長野県全域で感染拡大に警戒が必要な状態であると認められることから、長野県全域の感染警戒レベルを3に引き上げ、先月24日に新型コロナウイルス警報を発出をしています。

こうした新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない中、村といたしましては、村民の生命と健康を守るための取組を最優先に、引き続き感染症対策に注力をしてまいります。どうか、村民の皆様も気を緩めることなく、新しい生活様式、新たな日常のすすめに則した行動を心がけていただきますよう改めてお願いをいたします。

今年のグリーンシーズンを振り返りながら、観光客の入り込み状況についてご報告をさせていただきますが、4月の7日に緊急事態宣言が発令されて以降、宣言が解除される5月25日まで、白

馬村では全ての観光事業がストップいたしました。6月に入り、長野県県民割事業がスタートし、徐々に県内からの客足が動き出したことで、統計的には前年の6割程度まで回復しました。梅雨明けが8月にずれ込み、天候不順が続いたことに新型コロナウイルス感染症の再拡大も重なり、G o T oキャンペーンは開始をされたものの、そのかいもなく低調なまま夏を終えることになってしまいました。

その後、コロナ禍においてアウトドアが大きく注目をされるようになり、キャンプやアウトドア・アクティビティーが動き始め、9月にはスノーピークランドステーション白馬の開業効果や岩岳山頂のヤッホー！スウィングなど新たな取組もあったことで、入り込み状況は前年近くまで回復をいたしました。

加えて、5月から6月にかけて予定をされていた学習旅行が秋に振替実施されたことで、その効果もあり、10月は直近5年間で最高の入り込み数となる約11万人となりました。

これらから、白馬村の持つ恵まれた自然を生かすという従来からの観光手法が、コロナ禍での旅行ニーズにマッチしたものと評価できる一方、4月から10月までの観光客数は前年比58.8%となる69万4,500人と、前年を大きく下回る状況であるというのが実状です。

また、この夏は、地球温暖化は冬に限らず、夏の観光にも大きく影響をしていることを痛感したシーズンでありました。夏の代表的な観光資源である白馬大雪渓は、暖冬による雪不足、夏の長雨の影響を受けて、9月の4連休前に閉鎖せざるを得ない状況に陥りました。夏山常駐隊や山案内人組合、山小屋との協議、新潟大学の奈良間先生の助言を受けながら、何より登山者の安全確保を最優先して閉鎖の判断をしたところですが、この判断と同時に地球温暖化対策の必要性を改めて認識し、村として真剣かつ遅滞なく推し進めなければならないと自覚をしたところです。

コロナ禍における10月末時点の村税収入は、昨年と比べて6%、金額にして6,000万円余り減少しています。特に固定資産税は、徴収猶予の特例制度の影響を受けて3,600万円減少している状況であります。

また、たばこ税と入湯税は調定額そのものが減少しており、たばこ税では前年比17.2%、700万円余りの減額、入湯税の現年度分では前年比43%、1,000万円余りの減額となっています。

現在のところ、今年度の税収は、当初予算に比べて4,400万円程度落ち込むものと見込んでいるところですが、この冬の観光客の状況によっては、さらなる悪化も想定されるところであります。

さて、事業執行状況について説明をさせていただきますが、総務課関係では、第5次総合計画後期策定につきましては、これまでワーキンググループが4回、計画策定委員会が3回、計画審議会を3回開催し、11月の17日に計画審議会から後期計画について答申をされたところです。現在は後期計画についてパブリックコメントを実施しておりますので、この計画案に対するご意見をお寄せいただければと思います。

気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言に向けた具体的な行動計画ですが、今年の6月に再生可能エネルギー連絡協議会設立準備会を設置をし、議論を重ねてきました。10月の24日に第4回の会議が開催され、準備会としての報告書が完成をいたしました。報告書の内容につきましては、現在、ホームページで公表をしておりますが、この報告書の内容は、ゼロカーボンの実現に向けた基本的な方針や再生可能エネルギーの利活用と省エネルギーの取組に関する項目、再生可能エネルギーを利活用する施策と目標値などについて記載をされており、今後、協議会を立ち上げ、報告書に沿って具体的な行動計画の策定作業に移ってまいりたいと考えています。

この協議会の関係条例につきましては、執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正として本議会に提出をしておりますので、ご審議をよろしくお願いをいたします。

ふるさと納税の動向ですが、10月末の状況は、前年対比91%の約8,450万円です。返礼品の品目は188件となり、昨年から47件の増加となっております。特に多く選んでいただいている返礼品といたしましては、例年、数多く選んでいただいている白馬産米、宿泊補助券、スキー場のリフト券に加え、今年度は利用登録を行なっている店舗で利用いただける電子感謝券を多くの方に選んでいただいております。

令和3年度当初予算編成といたしましては、いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響が地域経済に多大な影響を与え、特に歳入面において、これまで経験したことのない予算編成となることを見込み、先月25日に予算編成会議を開催しました。歳入を的確に把握して自主財源の確保に努めることとし、本年の税収減の状況に加え、企業収益の悪化による法人村民税の減少、不動産取引の停滞による個人村民税の減少などにより、厳しい予算編成を強いられることを意識すること、歳出においては、前例踏襲を廃止をして、これまで以上に行政が行なうべき事業なのか、このコロナ禍でも行なう事業なのかなどという視点を確認をしながら、経費削減に努めること、第5次総合計画後期計画の初年であり、目標達成に向けた事業に取り組むことという3つの方針を示しました。

具体的な手法といたしましては、今年度も課ごとに一般財源を配分する一般財源の枠配分方式による予算編成作業とし、各課は、その範囲内で創意工夫の下、予算を組み立てる自己責任、自己決定型予算編成とします。

ただし、令和3年度に予定をしている事業であっても、令和4年度以降において実施可能な事務事業は、極力延期をすることも指示をいたしました。限られた財源を効果的に配分できるよう重点事業も絞り込み、最大の効果が上がるよう検討に検討を重ねる予算編成作業に取りかかっております。

令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）について若干ご説明をさせていただきます。

今回の補正予算は歳入歳出予算総額に2億5,422万2,000円を追加し、予算総額を75億3,407万2,000円とするものです。

補正の主なものとしたしましては、歳入は、新型コロナウイルス感染症の影響による村税の減額と、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額です。歳出では、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴うふるさと納税事業や関連をする基金積立金の増額と、スキーシーズンに向けた新たな観光事業喚起支援のための観光割引クーポン発行支援事業の増額となりますので、ご審議をよろしくお願いをいたします。

新防災情報配信システム事業の進捗については、各家庭への戸別受信機設置工事、屋外子局スピーカー設置工事は、おおむね順調に進んでおります。音がよくなりうるさい、逆に屋外スピーカーがなくなり心配とのご意見もありますが、机上での計算をした音達区域の想定以上に音達エリアが広いことが確認をされております。

また、これに併せて構築をしている防災アプリの導入については、年明けの1月末にはベータ版が完成をし、住民の皆様には地区担当職員制度も活用しながら、順次、各地区に説明をする予定です。

観光課関係では、まず新型コロナウイルス感染症対策事業として実施をしている白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付商品券事業の状況についてです。8月の1次販売における残余数は2,724冊でありましたが、その取扱いについて、白馬村では、事業の目的である消費喚起と事業者支援に照らし合わせた結果、2次販売を実施をすることといたしました。10月に実施をした2次販売では、1申込みにつき2セットを販売する方法で購入希望者を募ったところ、4,000を超える応募がありました。応募数が販売数を上回ったため、抽選による販売となり、用意した商品券のほぼ全ての販売が10月末には完了をいたしました。これにより、小谷村分を含めた販売冊数は1万7,199冊、額面では1億7,199万円となり、このうち11月19日時点になりますが、換金ベースでは約1億1,700万円相当、全体の6割程度が利用されたとの報告を受けております。

次に、村として直接的な事務や費用面での関与はありませんが、観光庁補助事業である国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業について、索道事業者から進捗状況の方向を受けていますので、ご紹介をさせていただきます。白馬バレーエリアでは12事業7億円超の補助金の内示を受け、事業が実施をされています。事業の多くは降雪機の導入であります。これらは、この冬のシーズンの稼働に向けて順調に整備が進んでいるとの報告を受けております。

農政課関係では、今年も地球温暖化の影響により定まらない天候が続きました。10月の15日現在、中信地区の米の作況指数は、昨年比較で1ポイント下がり、99であり、全もみ数は穂数がやや少ないが、1穂当たりのもみ数が多かったことから平年並みでありました。

全国に目を向けてみますと、米の需要減少はコロナ禍で加速をしており、今年の在庫量は、人口減など想定されていた毎年の減少量10万トンの2倍超であり、この先も歯止めがかかる兆しは見えてきません。

また、在庫量の増加も来年の作付面積に大きく影響してくることから、農業生産の在り方も含め

て注視をしております。

北城南部地区の圃場整備事業の第1工区7.2ヘクタール、面工事及び導水路工事の進捗については、水路工事に伴う流速の問題や地権者等との調整などの諸事情により若干工事が遅れておりますが、来春の作付の関係もあり、現在、年度内の完成に向けて全力で取り組んでおります。

また、第2工区約15.4ヘクタールにつきましては、県による年内工事を発注見込みであり、令和3年度より本格的な工事に入っております。

村といたしましては、当事業の推進は大変重要であると考えておりますので、引き続き県や地元実行委員会と連携をし、地権者、耕作者の理解を得ながら進めてまいります。

建設課関係では、本年度発注を予定しております工事関係につきましては、おおむね順調に進んでおまして、降雪期前に、ほぼ完了する見込みです。このうち、実施設計を進めておりました姫川通橋の橋梁修繕工事につきましては、先頃、請負業者と仮契約を締結をしたことから、本議会において工事請負契約締結に関する議案を提出をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

本年度進めております立地適正化計画の策定作業につきましては、11月の18日開催の計画策定委員会において原案をお認いただいたことから、現在、パブリックコメントを行なっている段階であります。今後、意見集約を行なった上で、本年度末までに最終案をまとめていきたいと考えております。

住民課関係では、北アルプス広域連合が事業主体として整備を進めております白馬リサイクルセンター建設工事の進捗状況ですが、広域連合によりますと11月19日時点での進捗率は65%で、おおむね順調に進んでいるとのことであります。

また、広域ごみ処理負担金の負担率に直結する可燃ごみ量について、令和2年1月から9月までの速報値が示されました。搬入量は大町市が5,385トン、白馬村では2,088トン、小谷村では537トン、合計8,010トンとなっており、当村の前年同期の搬入量は2,290トンで前年比200トンほど減少しており、大町市、小谷村も同様に減少をしている状況であります。減少の要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響があるものと考えております。

外国籍の方の転入の状況であります。昨年度は11月から多くの転入手続が行なわれました。本年は転入手続における3密状態を回避するため、外国籍者を雇用する事業者に対し、3密回避について依頼をしたところであります。11月17日時点での外国籍者の国内外からの転入者数であります。前年同期とほぼ同数の330人ほどとなっております。

健康福祉課関係では、本年度末に計画期間満了を迎える白馬村障害福祉計画、白馬村障害児福祉計画につきましては、これまでに公募委員2名を含む策定委員14名の選定が終わり、今月、第1回の会議を開催をいたします。

また、白馬村高齢者福祉計画につきましては、現在、関係団体に推薦依頼をしていた委員の推薦

が出そろう、この11日までの公募委員の締切りを待って、来月に第1回の会議を開催をする予定です。次期計画の策定に当たっては、それぞれの現行計画により取り組んできた施策や事業等の実施状況等の評価を行なうとともに、障がい者や高齢者を取り巻く社会環境の変化、制度改正などの現状を踏まえ、必要とされる支援策の検討、充実などについて策定委員会で議論を重ね、誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、今年度中に計画を策定してまいります。

上下水道関係では、今年度における上下水道使用料は新型コロナウイルスの影響により、現在のところ約7%の減収見込みとなっています。ただ、この秋の使用料の状況はGoToキャンペーンの恩恵によるところが例年並みの数字となっており、冬の入り込みに期待をしたいところです。今年度は白馬村の上下水道事業の経営に関する重要事項や料金使用料に関する事項等審議をしていただくため、白馬村上下水道事業経営審議会を設置をし、既に2回の審議会を開催をし、水道事業の現状と課題、令和元年度の決算状況等を説明し、貴重なご意見を頂戴しております。村民の皆様には上下水道事業をよりご理解いただくために、ここ数か月、広報はくば、特に特集記事を掲載しています。

また、ご覧になった方も多いと思いますが、ユーテレ白馬においても広報番組を制作をし、施設の概要や料金のことなど、シリーズ化した番組の放映を行なっております。今後もテーマを替えながら番組の制作と放映を行なう予定であり、上下水道事業の見える化を図るため、様々な取組を進めてまいります。

教育委員会関係では、最初に教育課での関係ですが、小学校のスクールバスは神城1路線、北城4路線で、この11月から試験運行を開始いたしました。停留所の選定やルートの設定をするに当たり、学校、保護者の皆様からのご意見をいただきながら試行錯誤をしております。運行開始から1か月が経過しておりますが、大きなトラブルもなく、児童は登下校をしております。

しかし、初めての事業でありますので、今も様々なご意見を保護者の方からいただいております。来年2月末までの試験運行期間で問題点の洗い出しをし解決を図ってまいります。

子育て支援課関係では、来年度のしろま保育園の入所申込みにつきましては、ゼロ歳児6人、1歳児28人、2歳児25人、3歳児36人といった状況で、3歳未満児の総数は59人となっております。今年度の受入人数を上回る状況であります。近年、3歳未満児の希望が多くなっていることから、希望者のご希望に添えるよう、保育士の確保と併せまして民間の保育事業者と連携をし、保育の充実に向けた取組を引き続き進めてまいります。

生涯学習スポーツ課関係では、B&G体育館大規模改修工事が10月末に完成いたしました。新型コロナウイルス感染症対策として、村民を対象に内覧会のみとし、完成イベントとしては、ナショナルトレーニングセンターの強化拠点であるノルディック複合のコーチや選手が中学生の一部に対し、トレーニングの方法や体の使い方等を教えていただきました。

公民館として大きなイベントがあります文化祭は、感染症対策の一環で、ホールの発表会は事前

録画とし、ケーブルテレビで放映をいたしました。出品者が少ない中ではありましたが、中里寿男氏の絵画や菊池哲男氏の写真を出していただき、プロの作品を見ることができ、3日間で約1,000人もの来場者があるなどの、想定した以上に盛り上がった文化祭となり、安堵をしたところでありませう。

本定例会に提出をします案件は報告3件、議案15件です。議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） これより承認案件の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

お諮りいたします。日程第5 承認第13号から日程第7 承認第15号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第5 承認第13号から日程第7 承認第15号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、承認第13号から承認第15号まで、委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第5 承認第13号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 承認第13号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 承認第13号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

本件は条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

この条例の一部改正は、令和2年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行なうものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、3分の2ページ、第1条関係新旧対照表をご覧ください。

第4条は、期末手当の支給率を、これまで年間「3.4月分」であったものを0.05月分引き下げ「3.35月分」とするもので、改め文附則で条例の施行日を公布の日としております。

最終ページの第2条関係新旧対照表をご覧ください。

同じく第4条で、令和3年度以降についての期末手当を6月支給分と12月支給分の支給率を1.675月と同じにすることとし、改め文の附則後段のただし書で、第2条の執行日を令和3年4月1日として一部改正したものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第13号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、承認第13号は報告のとおり承認されました。

△日程第6 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

本件は条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

この条例の一部改正は承認第13号と同様で、令和2年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、常勤特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行なうものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、3分の2ページ第1条関係の新旧対照表をご覧ください。

第4条は、期末手当の支給率を、これまで年間「3.4月分」であったものを0.05月分引き下げ「3.35月分」とするもので、改め文附則で条例の施行日を公布の日としております。

最終ページの第2条関係、新旧対照表をご覧ください。

同じく第4条で、令和3年度以降についての期末手当を6月支給分と12月支給分の支給率を1.675月と同じにすることとし、改め文の附則後段のただし書で、第2条の施行日を令和3年4月1日として一部改正したものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第14号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、承認第14号は報告のとおり承認されました。

△日程第7 承認第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 承認第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 承認第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

本件は条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

この条例の一部改正は、令和2年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠した給与改定をするため、所要の改定を行なうものであります。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、3分の2ページ、第1条関係新旧対照表をご覧ください。

第27条は、期末手当の支給率を、一般職については、これまで年間「2.6月分」であったものを0.05月分引き下げ「2.55月分」とし、管理職については、これまで年間「2.2月分」であ

ったものを0.05月分引き下げ「2.15月分」とするもので、改め文附則で条例の施行日を公布の日としております。

最終ページ、第2条関係、新旧対照表をご覧ください。

同じく第27条で、令和3年度以降についての期末手当を6月支給分と12月支給分の支給率を一般職1.275月及び管理職1.075月と同じにすることとし、改め文附則後段のただし書で、第2条の施行日を令和3年4月1日として一部改正したものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、承認第15号は報告のとおり承認されました。

これより、議案の審議に入ります。

△日程第8 議案第53号 工事請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第53号 工事請負契約の締結につきましてご説明いたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

契約の目的は、令和2年度道路メンテナンス補助橋梁修繕工事で、工事場所は白馬村姫川通橋です。

契約金額は、1億2,375万円。

契約の相手方は、長野県北安曇郡白馬村大字北城12816番地5、株式会社落田代表取締役塩島正でございます。

本件は、橋梁点検結果に基づき危険度判定の高かった姫川通橋の修繕工事を行うものでございます。事後審査型一般競争入札の公告を行ったところ、1者から応札があり、内容審査の上、予定価

格等の要件を満たした株式会社落田を落札者と決定をし、去る11月20日付で仮契約の締結をしたところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第54号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第54号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第54号 北アルプス広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北アルプス広域連合規約の一部を変更するため、同条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決をお願いするものでございます。

2枚おめくりをいただき、新旧対照表2分の1ページをご覧ください。

第4条第8号及び第5条第8号に、令和3年4月1日から白馬リサイクルセンターが開設されることに伴い、管理運営する事務及び広域計画の項目を追加するものです。

改め文にお戻りをいただき、この規約は令和3年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第55号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議案第55号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第55号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の制定は、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、この12月12日から施行されることとなり、この法律改正の主な内容につきましては、町村議会議員

選挙及び町村長選挙に係る事項について、条例の制定により選挙運動用に関する自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成について選挙公営の対象となったことです。町村議会議員選挙におけるビラ頒布を解禁することとして上限枚数を定めること、町村議会議員選挙における供託金制度の導入の3点が改正の内容でございます。

それでは、条文の説明に入ります。

第1条は趣旨で、公職選挙法に基づく、先ほどの事項の公営について規定しております。

第2条から第5条は、選挙運動用自動車の使用の公営の位置づけ及びこれに伴う契約届出や支払い手続について規定しています。

第6条から第8条までは選挙運動用ビラ作成の公営の位置づけ、これに伴う契約届出や公費負担額及び支払い手続について規定をしております。

第9条から第11条までは選挙運動用ポスター作成の公営の位置づけ、これに伴う契約届出や公費負担額及び支払い手続について規定しています。

第12条は委任について、この条例の施行に関し必要な事項は選挙管理委員会が別に定めると規定しております。

附則として、この条例の施行日は公布の日としております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時58分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第11 議案第56号 白馬村国民健康保険保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 議案第56号 白馬村国民健康保険保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第56号 白馬村国民健康保険保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。

白馬村職員として勤務する保健師の充実強化を図ることを目的として、修学資金の貸与規定が昭和52年に制定されました。所期の目的である保健師の充実強化が図られたものと考え、修学資金

の貸与規定を本年11月に廃止したこと及び現在、貸与者がいないことから、修学資金の返還免除を規定する本条例を廃止するものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第57号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例を廃止する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議案第57号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 議案第57号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

スノーハーブを利用して実施しておりましたマウンテンバイク大会について、助成金を活用するため、基金を平成27年度に設置しましたが、現在ではJOCジュニアオリンピックカップ、マウンテンバイク大会として継続し、基金としては昨年度で終了したものでございます。よって、本条例は、所期の目的を達成したため廃止するものでございます。

施行期日は公布の日からです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第58号 白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例の全部改正について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 議案第58号 白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第58号 白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例の全部改正についてご説明申し上げます。

この条例は、現在のアナログ式防災行政無線施設からデジタル式防災行政無線施設への機器類及びシステムの更新に伴い、条例の全部を改正したいため、議会の議決を求めるものです。

第1条の目的は、白馬村において、防災活動及び災害時の緊急情報や行政情報等を速やかに伝達

するため、本施設を設置し、管理運営に関し、必要な事項を定めるものです。

本施設の整備方針につきましては、これまでご説明しているとおり、近年多発している豪雨災害、台風災害における情報伝達方法について、国の方針に基づき、全世帯に対しての戸別受信機を配付すること及びこの戸別受信機については、これまでの購入方式と違い、基本的に貸与という形態とするものであります。

第2条は名称及び施設の設置位置で、親局はこれまで同様役場に設置をし、再送信子局を飯田地区、嶺方地区に設置し、屋外子局等へ再送信するものです。

第3条では、戸別受信機の設置場所を規定しております。

第4条は放送の区域を白馬村全域とし、第5条及び第6条で設置申請等について及びこれに伴う戸別受信機の貸与について規定しております。

第7条は有償設置者に対する設置分担金を規定し、その額は設置に係る実費としております。

第8条から第10条については、戸別受信機に関する保守管理や維持管理及び設置後における移動等の届出を規定し、第11条で、移設等に係る経費は機器の借受者の負担と規定をしております。

第12条は使用の取消し等について、第13条では、戸別受信機は貸与ですので、その返還について、第14条は借受者の損傷や滅失に伴う損害賠償について規定をしております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第59号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の設置に関し、村長の附属機関に追加をするものでございます。

最終ページの新旧対照表をご覧ください。

別表に、今回新たに設置をする白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会について、担当事務として、ゼロカーボンの実現に向けた取組に関する事項について、委員数を15人以上

内で構成し、村長の諮問に応じ、調査、審議するものです。

改め文にお戻りいただき、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、議案第59号でご説明いたしました附属機関の委員として、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、新たな区分の追加に伴い、報酬額を定めるものです。

新旧対照表をご覧ください。

別表第1条関係に、「白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会委員」を追加し、「日額6,100円」と「半日額3,800円」とするものです。

改め文にお戻りを頂きまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第61号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第61号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第61号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることから、白馬村国民健康保険税条例を改正するものであります。

条例の改正内容をご説明いたしますので、3枚目の新旧対照表をご覧ください。

第23条は、国民健康保険税の減額について規定をしております。今回の改正は第1項第1号及び裏面になりますが、第2号並びに第3号について、同様の2つの改正を行なうものであります。

1つ目は、軽減判定の基準額を「33万円」から「43万円」に改めるもので、2つ目は、同一世帯の被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の受給者が複数いる場合、合計人数から1を減じた人数に10万円を乗じた金額を基準額に加算する規定を追加するものであります。

3ページになりますけれども、附則第2項の改正は、字句の修正及び読替規定について字句を追加するものであります。

2枚目の改め文の裏面をご覧ください。

附則第1項として、改正条例の施行日を、地方税法施行令の施行日と同日の令和3年1月1日と規定し、第2項では、改正条例の適用年度を規定しております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第62号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第17 議案第62号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第62号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、これまで、消防団員として3年以上5年未満勤務して退職した者に退職報償金を支給していましたが、消防団員等公務災害補償等共済基金が定めている5年以上の勤続年数に合わせるものであります。

なお、これに代わる消防団員の処遇改善策として、平成29年度の改正道路交通法により、ポンプ車等の運転については普通免許で運転できないことから、新設された準中型免許取得について、村が新たに支援する制度を設け、この資格取得の年数と整合性を図るものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第2条では、退職報償金の対象となる年数を「3年」から「5年」とし、別表第2条関係の勤続年数3年以上5年未満の全ての階級について削除するものです。

改め文にお戻りを頂きまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第18 議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,422万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億3,407万2,000円とするものであります。

8ページ、歳入明細をご覧ください。

主なものについて、ご説明をさせていただきます。

1款2項1目固定資産税は、新型コロナウイルス感染症の徴収猶予特例制度の影響による2,207万5,000円の減額です。

4項1目村たばこ税と5項1目入湯税も、新型コロナウイルス感染症の影響により932万円と1,253万円それぞれ減額するものです。

9款1項1目減収補填特例交付金は、普通自動車と軽自動車税減収補填特例交付金の増により289万8,000円増額するものです。

9ページをご覧ください。

10款1項1目地方交付税は、交付額の決定により、普通交付税を9,528万1,000円増額するものです。

13款1項5目観光使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響から、ナイトシャトルバスの運行便数の減によるシャトルバス利用料230万9,000円の減額です。

14款1項1目民生費国庫負担金は、障がい福祉サービス利用者の増により、障害者自立支援給付負担金を486万6,000円増額するものです。

10ページをご覧ください。

2項1目民生費国庫補助金の増額は、家庭的保育事業の開設に係る子どものための教育・保育給付国庫交付金187万5,000円です。

14款3項1目総務費国庫委託金は、ナショナルトレーニングセンター競技別機能強化に係る委託金186万7,000円の増額です。

15款1項1目民生費県負担金は、先ほどの国庫負担金でも説明をいたしました障がい福祉サービス利用者の増による障害者自立支援給付負担金243万3,000円の増額です。

2項2目民生費県補助金121万2,000円の増額は、先ほどの国庫補助金でも説明をいたしました家庭的保育事業の開設に係る子どものための教育・保育給付県費交付金などによるものです。

11ページをご覧ください。

4目農林水産業費県補助金は、指定棚田地域認定及び加算を含む協定認定による中山間地域等直接支払事業交付金150万円の増額です。

17款1項1目一般寄附金は、ふるさと白馬村を応援する寄附金1億4,000万増額によるものです。

12ページをご覧ください。

18款1項1目財政調整基金繰入金は、スキーシーズンに向けた新たな観光需要、喚起支援事業実施のために1,496万4,000円を繰り入れるものです。

2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金151万円の増額は、白馬駅前無電柱化に係る歩道グレードアップ負担金などに対して新たに基金を繰り入れるものです。

19款繰越金1,228万6,000円の増額は、第5号補正に続き、令和元年度決算額の確定によるものです。

13ページをご覧ください。

21款1項村債では、5目土木債1,050万円の増額は、北城南部圃場整備に伴う白馬町村営住宅の解体によるものです。

8目衛生債850万円の増額は、ごみ処理施設建設に係る地方債の種類変更と経費の増額に伴うものです。

14ページの歳出明細をご覧ください。

全般的に職員手当は、人事院勧告による給与改定に伴う減額になります。また、会計年度任用職員の関係につきましては、雇用形態により、共済費を共済組合負担金から社会保険料に一部組み替え、フルタイム職員の退職手当組合への遡及加入による負担金の増額があります。人件費につきましては説明を割愛させていただき、それ以外の主な事業について説明をさせていただきます。

2款1項6目企画一般事業101万8,000円の減額は、北アルプス広域連合の11月補正予算に伴う負担金の減額になります。同じく、ふるさと納税事業6,740万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の寄附見込額の増額に伴う返礼業務委託料などの増額によるものです。

16ページをご覧ください。

2項2目賦課徴収事業270万円の増額は、村民税の株の配当金の精算などによる還付金の増額によるものです。

7項4目ナショナルトレーニングセンター事業186万7,000円の増額は、歳入で説明いたし

ましたナショナルトレーニングセンター競技別機能強化に係る委託料の増額です。

17ページ、3款1項3目心身障害者福祉事業1,542万1,000円の増額は、歳入で説明をいたしました介護、訓練などの障がい福祉サービス利用者の増による自立支援給付費の増額と、令和元年度国庫負担金の超過交付に伴う返還金になります。

5目介護保険事業182万5,000円の増額は、北アルプス広域連合の11月補正予算に伴う負担金の増額です。

18ページ、2項1目児童手当等給付事業831万円の増額は、歳入で説明をいたしました家庭的保育事業の開設に係る地域型保育給付費委託料と、令和元年度施設等利用給付交付金の超過交付に伴う還付金になります。同じく、子育て支援金給付事業162万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への影響を軽減するため、村独自事業補助金の事業完了に伴う減額です。

19ページ、3目しろうま保育園運営事業100万円の減額は、人件費に係る減額と、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用し、アルコール消毒などの消耗品や備品を購入するためのものです。

20ページ、4款2項1目じんかい処理事業177万9,000円の減額は、北アルプス広域連合の11月補正予算に伴う負担金の減額です。

21ページ、5款1項3目中山間地域等直接支払事業199万9,000円の増額は、歳入で説明をいたしました指定棚田地域認定及び加算を含む協定認定による交付金の増額です。

2項1目有害鳥獣被害対策事業135万6,000円の増額は、猿などによる農作物の被害急増から、鳥獣被害対策実施隊員報酬の増額によるものです。

22ページ、6款1項3目海外観光客受皿整備事業545万2,000円の減額は、歳入で説明をいたしました新型コロナウイルス感染症の影響から、ナイトシャトルバスの運行便数の減による運行委託料の減額です。同じく、観光割引クーポン発行支援事業3,000万円の増額も、先ほど歳入でご説明いたしましたスキーシーズンに向けた新たな観光需要喚起支援として、索道事業者及び宿泊事業者向けのリフト券付宿泊パックの造成に係る観光割引クーポン発行支援金3,000万円によるものです。

23ページ、7款1項1目土木総務事業390万円の増額は、歳入で説明いたしました白馬駅前無電柱化に係る歩道グレードアップ負担金の増額です。

5項1目村営住宅管理事業1,209万8,000円の増額も、歳入で説明いたしました北城南部圃場整備に伴う白馬町村営住宅の解体工事費などによるものです。

25ページをご覧ください。

12款1項3目、ふるさと納税基金事業1億1,415万1,000円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に基づきまして基金積立金を増額するものです。

お戻りいただき、5ページをご覧ください。

第2表地方債補正につきましては、村営住宅除却事業を新たに追加し、ごみ処理施設建設に係る一般廃棄物処理事業の限度額を、補正に伴い、変更しております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第64号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第19 議案第64号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第64号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入の補正と補正による財源の組替えを行なうもので、歳入歳出予算の増減はなく、歳入歳出予算の総額も11億545万1,000円に変更はございません。

補正内容を説明しますので、5ページの歳入明細をお開きください。

5款繰入金2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金189万5,000円の減額は、7款諸収入の増額分を減額するものであります。

7款諸収入3項1目一般被保険者第三者納付金119万5,000円及び3目一般被保険者返納金70万円は、収入額の増加により補正をするものであります。

裏面の歳出明細をご覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分は、歳入の補正に伴い、財源の組替えを行なうものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第65号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第20 議案第65号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 議案第65号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億293万2,000円とするものであります。

5ページの歳入明細をご覧ください。

3款1項繰入金2目保険基盤安定繰入金は、長野県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき22万3,000円を増額、4款繰越金は、繰越金の確定により32万2,000円を増額するものであります。

裏面の歳出明細をご覧ください。

1款総務費1項1目徴収費4,000円の増額は、被保険者数の増加に伴う口座振替件数の増加を見込み増額するもので、2款1項1目広域連合負担金54万1,000円の増額は、繰越金のうち、本年度予算から広域連合に納付しました4月、5月に収入した令和元年度分の保険料相当分を増額するものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第66号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第21 議案第66号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第66号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算の第3条に定めました収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入1,960万円減額いたしまして、収入総額3億690万円とします。収益的支出284万2,000円を減額し、収益的支出総額2億7,116万5,000円とするものでございます。

予算4条に定めました資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

資本的収入を100万円減額し、資本的収入総額6,759万円といたします。資本的支出1,000万減額いたしまして、資本的支出総額1億5,052万9,000円とするものでございま

す。

1枚おめくりください。

予算8条に定めました職員給与費17万7,000円増額の4,139万5,000円とするものでございます。

1枚めくってください。

内訳でございますが、収入の減額は、コロナ禍による使用料収入の減額によるものが主なものでございます。

もう1枚、裏面でございます。

資本的収入支出の関係でございますが、大町建設事務所発注の道路改良工事に伴う布設替え工事を行ってきたわけでございますが、今年度分の工事請負費の見込みがおおむね立ったということで、それぞれ減額ということでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第67号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第22 議案第67号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 議案第67号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算第3条に定めました収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収益的収入に62万4,000円増額いたしまして5億2,418万円といたしまして、収益的支出を109万円減額し、収益的支出総額5億2,246万6,000円とするものでございます。

予算4条に定めました資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

資本的収入を1,433万5,000円減額し、資本的収入総額を3億8,354万円といたします。資本的支出を150万円増額し、資本的支出総額を5億2,139万1,000円とするものでございます。

1枚おめくりください。

収入につきましては、やはりコロナ禍による使用料収入の減額、これを一般会計からの補助金で補っております。

1枚おめくりください。

資本的支出の関係でございますけれども、一般会計の補助金の組替えにより減額になってございます。また、区域外流入施設の件数が増えているということで、負担金、補助金のほうを増額とさせていただいているものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号から議案第67号までは、お手元に配付いたしました令和2年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第67号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月3日午前10時から本会議を行ないたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日12月3日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時37分

令和2年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和2年12月3日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和2年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和2年12月3日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林 豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井 洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

これより令和2年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2号の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。本日は、通告された方のうち5名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第11番太田伸子議員の一般質問を許します。第11番太田伸子議員。

第11番（太田伸子君） トップバッターを務めさせていただきます、11番太田伸子でございます。

今定例会一般質問最終日には、大トリとして、北澤議長が登壇し、村の根幹に関わる村境や村有財産、財産管理について一般質問をされるとのことです。

私は、多くの村民の方々が、最も関心を寄せている2項目について、質問させていただきます。

この質問通告書を提出する直前の3連休の前には、コロナウイルス陽性者数が連日拡大し続け、県においても、11月24日に、全県に対して警戒レベル3に引き上げ、日常的な感染防止対策の徹底を呼びかけるなど、依然コロナウイルス感染の収束が見えてこない状況ではあります。

通告書を提出したときには、白馬の感染の陽性者の確認はありませんでしたが、昨日、白馬村で初めて陽性者の確認がありました。陽性者へのご配慮と誹謗中傷のないこと、早く回復されることを切に願います。

村民の皆様には、これまでと同様に、感染防止に努めていただきたいと思います。

昨シーズンは寡雪に始まり、最盛期に入った頃から、コロナ禍で観光だけでなく村全体が疲弊しています。そこで、これまでの新型コロナウイルス感染症対策や観光振興のために予算計上しました、経済対策及び今後の経済対策などについてお考えを伺います。

まず初めに、経済対策について伺います。

1番目に、白馬・小谷両村共同のプレミアム商品券事業について、一次販売、二次販売の実績を

伺います。

2番目に、8月臨時会で承認しました観光局への負担金3,500万円の、白馬村宿泊割の配分及び観光事業者の評価をどのように受け止めているのか伺います。

3番目に、今年度予算から、事業見直しを行ない、経済対策に充てるお考えはないか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員から経済対策について質問が事前に提出をされておりますので、順次答弁をさせていただきますが、まず冒頭、昨日、夕方でありますけれども、白馬村で1名の感染者が発生したというようなことで、急遽、夜、臨時課長会議、第16回でございますけれども、コロナ対策会議を招集し、そして村民に対して、そして広報無線、それからケーブルテレビ等で、今言われたように、一日も早い回復と、そしてまた、特に感染された方々の誹謗中傷、そういったことには十分気をつけるようにということで、村民向けに流す予定になっておりますので、お願いをしたいというふうに思います。

それでは、答弁させていただきますが、1点目の白馬村・小谷村地域支えあいプレミアム付商品券の販売の実績についてお答えをいたしますが、8月に実施をした一次販売では、3,209世帯に対して1万810冊の商品券を販売をいたしました。対象の世帯数は、4,009世帯でありましたので、8割が購入をしたこととなります。

なお、一次販売における残余冊数は2,724冊でありました。この残余冊数の取扱いについて、白馬村では、事業の目的である消費喚起と事業者支援に照らし合わせて検討した結果、二次販売を実施することといたしました。二次販売では、1申込みにつき2冊を販売する方法で購入希望者を募ったところ、販売予定数の3倍近くになる4,000を超える応募があり、抽選の結果、10月末までに1,347名が商品券を購入をされ、2,694冊の商品券を発売いたしました。これによりまして、白馬村分の販売冊数は1万3,504冊、小谷分を含めると販売総冊数は1万7,199冊という状況であります。

2点目の、宿泊割の配分と、観光事業者の評価についてお答えいたしますが、白馬宿泊割では、割引可能泊数が限られていましたので、各観光協会長が参加する観光局の宿泊専門委員会において実施方法を検討し、割引可能泊数1万1,500泊分を対象施設に対して収容人数、営業実績や計画に応じて配分をすることといたしました。

対象施設数は440件であり、平均すると25泊分となりますが、収容人数や営業状況に応じて配分をいたしましたので、規模が大きく、かつ通年営業施設と小規模かつ既設営業施設では、配分に差が生じているところであります。

次に、観光事業者の評価についてですが、本年10月の7日に、議会からは正副議長も同席をされ、村内の観光協会やホテル協議会、旅館・ホテル組合会白馬支部から要望を受けた際、白馬宿泊割の実施にとっても感謝をしているとの声、加えて、継続的な支援を求められていたことから、多種

多様かつ多数の宿泊施設を抱える白馬村の宿泊産業にとって十分な量であったとは言えませんが、一定の評価を得ていると捉えているところであります。

最後に、今年度予算の見直しを行ない、経済対策に充てる考えについてお答えをいたします。

本年9月定例会に、太田伸子議員からは同様の一般質問を頂いており、重複をする部分はご了承を頂きたいと思っておりますが、特に9月の一般会計補正予算（第5号）において、新型コロナウイルスの影響で確実に減額のあるもののみを減額をいたしました。認められている予算ではありませんが、各種事業について、新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに、事業の執行及び歳出については、必要性を見極めるとともに、不急の事業については減額に努めるよう指示をしているところであります。

また、コロナ禍の影響がいつまで続くのか、先行きが不明であることから、予算の減額をせずとも翌年度への繰越金として、来年度に備えることも視野に入れながら、予算執行となることについてもご理解をいただきたいというふうに思います。

本定例会に提出をしている一般会計補正予算（第6号）において、関係団体から要望のあった、観光割引クーポンとしての支援を経済対策として組み込みました。国において今後に予定されている地方創生臨時交付金の第3次配分は、現時点では情報が錯綜をしており、正確な情報が入手できない状況であります。コロナ禍における経済状況を注視をしながら、今後の経済対策については、時期を逸せず、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

1点目の経済対策に対しての質問の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 初めに、プレミアム商品券の事業についてお伺いいたします。

そもそも一次販売のとき子育て世帯には5冊、それから一般家庭、一般世帯には3冊という差をつけられています。それで、皆さん、8割の皆さんがプレミアム商品券をお求めになった。そのときにも、一般家庭、一般世帯の皆さんも、もっと買えないものかという話も出ておりましたが、子育て世帯の支援というところも考え、こういう販売方法にした。だけど、残ってくれば、皆さんのほうにもまた販売ができるのではないかと。プレミアム商品券、これ、100%のプレミアムがつくということは、いろんな自治体を見てもなかなかないことであります。臨時交付金を使い、県の補助金を使い、これだけのプレミアムをつけて販売したというところ、村長の今のお話でも3倍の応募があったとお伺いします。やはり、欲しいという村民が大勢いることの現れだというふうに私は考えています。私たちも、皆さん、いろんなところで聞きますが、ぜひまだ欲しいなというふうにお伺いしています。

それで、この応募の中の参加資格の中に、村外の方も応募できるとされています。この村外の方を応募資格に入れた、そのお考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

この商品券事業については、あくまでも経済対策、消費を通じて事業者を応援しようという目的であります。

その消費の、頂く方は村内に限らず村外の居住される方にも求めている間違いないのかなというふうに認識しました。

また、村外の方が購入して、村の中で消費を頂けるということは、外のお金が村の中で消費する、村の経済が大きくなる、そういった目的でもありますので、村外居住者を対象にいたしました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 基本的に、プレミアム商品券、村内の経済対策も入れられているとは思いますが。ただ、今回の商品券については、100%のプレミアムがついて、村内の方々がまだ買いたいという声が多いということは、村のほうに届いていなかったのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 二次販売の結果を見ますと、村内の方からの応募が非常に多かった。そこから推察しますと、まだ買いたいという購入意欲は旺盛だったというふうに判断いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） この応募の結果を見て、そういうふうに感じられるということは、行政のほうでの村民の皆さんの声というものがあまり聞いていただけていないのかなというふうに私は思います。

初めから、もう2,600冊ぐらいは、今、残ってきていますというお話は、これは定例会の頃でしたので、お話が出ていました。そのときにも、皆さん、まだ欲しがっていますよということは言ったはずですが。でも、応募の結果を見てみたらというふうなことは、やはり、私は少しアンテナが低いのではないかなというふうに思います。しっかりと村民の皆さんの声も聞いていただきたい。

それから、この9月定例会中に、私はこの二次販売の方法、応募資格を新聞報道で知りました。土曜日の大系タイムスに初めて載ったんです。その前の木曜日、金曜日は、産業経済委員会もあつたし、全員協議会も定例会中ですので開かれていました。どうしてそのときにこういう説明をされなかったのか。新聞のほうに載るということは、もう、その記者のほうに話をされているのに、議会には知らされていない、私はとても、議会軽視も甚だしいのではないかなというふうに、そのときはとても思いました。

今、この頃は、村長も新聞に載る前には議会のほうに細かく説明していただいているというふうに私は理解していました。ただ、この商品券のことだけは全然知らなかったもので、本当に驚きました。どのように感じられますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 確かに、9月の定例会の中では一次販売の結果がこうでした。残余数については二次販売をいたしますというところまでしかお話しはしていませんでした。

ただ、商品券の利用期間が1月末までというふうに限られていたということもありまして、ちょっと私どもも急ぎ足だったのかなというふうに考えています。また、議会の皆さんにも配慮がなかったなというふうに反省しております。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） ちょっと補足させていただきます。

まず、最初の質問の村外の方を対象にしたというのは、二次販売前にももちろん理事者との相談でゴーを出したのは私どもでありますので、若干補足させてください。

その中の説明の中で、一次販売したところ、ほぼほぼ白馬に居住しているけれども、たまたま住民票がない方、例えば、別荘に長期いらっしゃる方等々が、私たちが購入したいというお話も頂いたということを知って、ああ、なるほどなと思った次第もあります。

あと、担当の説明の中では、おおまち満喫クーポン辺りは、市民対象じゃなくて周りの人対象にした場合、非常に大町の商店街がにぎわったというようなお話も聞いたので、住民プラス、村に係る村外の方もいいのではないかという思いでゴーを出したという経過であります。

あと、報道発表のタイミングにつきましては、お許しいただきたいのと、あと、あのとき、一応売れ残りに関する販売方法については、私どもの勝手な言い分かもしれませんが、販売方法については一任を受けたというふうな解釈もしたところがあるというところでもあります。ちょっと解釈の違いがあったということは認めざるを得ませんけれども、ぜひ、そういうことでご容赦いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 普通のプレミアム商品券は、2割とか、多くても3割ぐらいしかプレミアムがついていません。その辺のところ、考えていただいたときに、居住地、住民票が白馬村にない人で、ほぼほぼここに住んでいるという方もいらっしゃるでしょうけれども、そういう人たちは居住地のほうで、そういう優遇のプレミアム商品券の、そういう措置も受けられていると思うんです。

それで、白馬村の中でこれだけ欲しい人がいたというところ、またしっかりと村民の声というものは、ぜひ聞いていただきたい。

それから、後からのことですので、考え方にいろいろあるのは分かりますけれども、これが定例会中の中で発表されたというところに、私はとても、まあ、頼りない議員と思われるのかもしれませんが、相談がなかったというところは、村民の皆さんは、私たちのほうに声を、聞いてこられます、どういうことですか。そのときに、私たちは知りませんでしたでは済まないで、これからはもう少し丁寧に説明とかしていただきたい。特に、観光課のことは、いつも後から知りますので、ぜひよろしくお話ししたいと思います。

それから、宿泊割のところですけども、宿泊割で大規模、小規模、いろいろあるんですけども、この配分方式を皆さん、どのように受け止められていますか。私のほうでは、隣の宿はこれだけで、隣はこうだと、何かすごくちぐはぐな配分になったように言っている皆さんもいらっしゃいますが、その辺のところ、声はお聞きになっていますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） まず、配分方法については、先ほど村長答弁にありましたとおり、施設の収容人数、それと前年の営業の実績、それから今年度の営業の計画、それに基づいて配分いたしました。

一番差が出るのは、やはり施設の収容規模かなというふうに思います。今、太田議員おっしゃったとおり、お隣同士で配分数に差があるというケースは、収容人数であったりとか、夏、秋は営業しない、そんなことが響いたことで、配分に差が出たのかなというふうに思っております。

もちろん、観光局のほうにも配分数が違うというような問合せ、配分の方法はというような問合せも幾つかありました。確かに、苦情というような声もありました。が、このおかげで、秋、盛り上がったというような声も逆に聞こえておりますので、全体として見れば、先ほど村長答弁にあり、各観光協会、それから旅館業組合からの声を総括しますと、一定の評価を得ているのかなというふうに捉えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 先ほどの村長の答弁の中でもありましたが、10月7日の観光業者の皆さんが村長室にお見えになったときに、議長と私は同席させていただきました。そのときには、観光事業者の皆さんも、この宿泊割、とても感謝するというふうにはおっしゃっていました。ただ、村の財源として3,000万では少ない、もう少し出して、宿泊割というか、そのクーポンをもう少し出してほしいというお話は、私も聞いております。

それで、その要望というか、声を受けて、この12月定例会の補正予算の中に、観光局にまた3,000万が上程されています。

9月の定例会の、私、一般質問させていただいたときに、この3,000万、観光局のお金も使うべきではないかというふうにお話させていただいたところ、観光課長のほうで足りないというところはもう見越しています。要望は出ると思います。次のときは観光局のお金を使いますというふうに答弁されていますが、また、なぜこの村の一般財源なのでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 9月、10月、まず初めのG o T o トラベルの期限延長に伴うことなんですけど、9月、10月の時点では、まだG o T o トラベルが延長される、現時点でも方針が示されただけで決定はしてないんですけども、その時点では、延長というような声がなかったです。で

すので、1月末にG o T oトラベルが終わると。その後、必ず息切れが来るので、村と局でこの冬、2月、3月に稼げるように、しっかり財政出動しましょうというような形で、9月にはお答えさせていただきます。

ただ、その後、状況が変わってきました、今日もG o T oトラベル、6月末までみたいな話が出ております。G o T oトラベルが延長されるということを考えますと、その先の息切れしてしまう、その状況で観光局のほうで資金を出していただく、それまでの冬の期間は、村がしっかり経済対策として予算化して、冬、稼げるときにしっかり稼ぎたい、そんな気持ちで予算組みをいたしました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 村の予算も財源も今限られてきています。G o T oトラベルにしても、G o T oイトにしても、今、G o T oキャンペーン、状況が今、感染も拡大してきていて、刻々と変わってきています。東京都は65歳以上は自粛してくださいという声も聞かれてきています。

先ほど来、課長の答弁の中で、村も息切れしてきて資金がなくなってくれば、観光局の資金を使うというふうにおっしゃっていますが、村は息切れしないのでしょうか。まずは観光局にあるお金を観光のほうに使う、村が使えるこの3,000万というものは、観光以外の一般の皆さんにも使うというふうな考えをぜひしていただきたいと思いますが、その辺のところ、まだまだ村の一般財源を使って、観光のこういう割……、何でしたっけ、観光宿泊割、クーポンとかを、事業をされるつもりなのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 村は息切れしないのかと、もちろん、非常に厳しい状況でありますので、そこについては何とも申せませんが、今回の原因は未曾有の災害であるということであり、災害復旧に関する経済対策ということでもありますので、局という団体が負担するものかどうか、どちらかという、地方自治体である白馬村が責任を負うべきではないかというのが、私はそういう考えでおります。

もちろん、局の事業というのはずっと続きますので、それなりに、今後の局の運営に当たっては、そこら辺の局独自の資金についても、運用を図っていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 今の、副村長がおっしゃったように、災害というふうに考えると、観光だけが災害に遭っているわけではありません。村民全体が、このコロナ禍という災害に遭っています。

村民の皆さんは、観光に携わっていようが携わってなくても、白馬村は観光が元気でなければ、白馬村、成り立っていないという理解のもとにこの観光に対して村が予算をつけることに、そんなに、今のところは不満の声が出てこない。

それで、息切れを村がしてから観光局のお金を使うのでは遅いと思うんです。村に余裕がある、そして観光局の資金がなくなれば、村がまた観光局に対して応援をしていくというふうにしていかないと、観光局のほうはお金があるのかどうか知りませんが、このコロナにおいて社員、会費というんですか、社員費というんですか、それも今年は全然ゼロにするとか、そういうのというのは、観光局として私は成り立っていったいないんですけども、村から応援が行く。当初予算で5,100万円の当初予算をつけましたが、これで3,000万、3,000万ってつければ、もうこれで1億超えるんですね、観光局のほうの補助金。その辺をしっかりと見直していただきたいと思います。

先日、小谷村において、コロナの経済対策とかのことで、随時小谷村は臨時会を開いて補正とか、そういうコロナ対策をされています。当村は11月の末で、12月に入ってすぐに定例会があるからというところで、臨時会があるからというところで、臨時会も開かず、こういうふうに補正予算を減額の分とか、そういう大事なことで一緒に上程されてしまいます。これはいつものことですが、こういうふうな議案の上程の仕方というのは、丁寧な審議ができないと思うんですけれども、その辺のところ、どういうふうにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません。今の議員のおっしゃり方だと、臨時会だと丁寧で、定例会だと丁寧でないというような聞き取り方もできるかと思うんですけれども、そんなことはないと思っております。

緊急性があれば、うちも今まで臨時会を開いておりますし、さらにもっと緊急性のある場合は、専決処分の補正予算もお願いして、認めていただいたというふうに、今年の経過では考えております。ただ、この9月議会以降の中では、緊急的な経済対策というところでいうと、本来ですと11月頃やりたかったんですけども、例の国の第3次の交付金の中身が全く見えないと、これ、もっと先に分かるという想定のもと考えていたわけですが、この時期になってしまったということでありまして。決して、簡単に済まそうとかいうことでやっているわけではございませんので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ちょっと申し上げ方が悪かって、ご機嫌を損ねたように思いますけれども、臨時会をやるから丁寧だとか、定例会で、そういうふうなことではありません。ただ、一つ一つの補正に対して、全てを一つの議案として出された場合に、これを修正してほしいとか、なかなかそういうことはできませんので、事柄一つ一つがこういうふうに出てきた場合には、臨時会でも何でも開いていただいて、議員は定例会だけの仕事かというふうに皆さんが思われないうちに、私たちはいつでも呼び出しがあれば集まりますので、ぜひ審議、協議していきたいと思っております。丁寧に、私たちは一つ一つを審議していきたいと思っておりますので、そこをお話しさせていただいて

います。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、小谷村の例を出されて、白馬村はちょっと軽視じゃないかというような、そういった質問だと思いますけども、今回の経済対策は、補正予算の上程をして、皆さんから審議をしっかりとってもらうということで上程してありますので、ぜひ審議をしていただきたいというふうに思います。

例えば、小谷村の例なんか取ると、非常に大きな金額を上程するに、当然、それは一緒に上程するというわけにいかない案件があったというふうに、私は思っております。そうした中で、臨時会を開いたというようなことであります。我々も当然、臨時会を開かなければいけない部分については、臨時会を開いて、皆さんから審議をってもらうという対応を取っておりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 3次の臨時交付金が出てきた場合に、しっかりと補正ができるというふうにお考えになっていたところ、結局、まだ国のほうでもなかなか決まってこない、国のほうも大変な状況だと思います。

なので、結局は定例会に、私が言いたいのは、今回は専決ではありますけれども、人事院勧告で期末手当とかの減額も出されています。なので、そういうところと、今、この大事な観光割クーポン等を一緒に出された場合に、観光割クーポンをいろいろ言っても、認めなければ、この補正予算を認めなければ、結局は減額のところもできなくなるというところをご理解いただいて、一つ一つの大事なことは、ぜひ臨時会なりを開いて、丁寧に審議していきたいと私は思っておりましたので申し上げました。ぜひご考慮していただきたいと思います。

時間もないですので、次に移りたいと思います。

次は、この予算とかのところは、ほかの議員も聞いておりますので、その辺でまたしっかりと答弁をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、2番目に、スクールバス試験運行について伺います。

議会としては、両校、白馬南小学と北小のPTAからのスクールバス運行の陳情については、2回にわたって継続審査をしたと思っています。そして、審査をした結果、趣旨採択としています。急いで言うてはおかしいですけども、11月から始まった白馬北小、南小のスクールバス運行について伺います。

初めに、対象となる児童数、ルートについて伺います。

説明会が事前にあったと聞いております。多目的で開かれたと聞いておりますが、このお知らせ、説明会のお知らせがスクールバス試験運行の対象となる児童のみの家庭にお便りとしてきているというふうに伺いました。なぜ、両校、全校で行なわなかったのか理由を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） スクールバス試験運行について、対象となる児童数、ルートについてのご質問でございますが、まず、白馬南小の対象児童数は、めいてつ24人、飯森5人で計28人です。白馬北小の対象児童数は、みそら野73人、エコーランド17人、嶺方2人、野平4人、落倉8人、切久保4人、どんぐり3人、和田野7人、山麓1人の計119人で、合計148人となっております。

次に、ルートですが、白馬南小はめいてつから学校近くまでの駐車場まで、1ルートで大型バス1台で、白馬北小はみそら野から学校近くの駐車場まで、2ルートを大型バス2台で、どんぐり、和田野、山麓、落倉、切久保の1ルートをマイクロバス1台で、嶺方、野平はタクシーで運行をしております。

なお、南小、北小とも、下校時は低学年と高学年で終了時刻が異なるため、2便で運行しております。

また、先月は、落倉、切久保、どんぐり、和田野、山麓の順で運行していましたが、今月からはどんぐり、和田野、山麓を早便とし、落倉、切久保を遅便に変更しております。

最後に、説明会を全校で行なわなかった理由でございますが、説明会はバス停の位置、バスの停車方法及び乗車方法などの諸連絡事項であったため、対象児童の保護者のみとしました。

全校へは、絆メールを発信し、地域へは、広報はくばで協力をお願いをしております。

以上で答弁とさせていただきます。

すみません。「めいてつ24人、飯森5人、計28人」と申し上げたみたいですが、「合計29人」になりますので、訂正をお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 今、お伺いしたんですけれども、南小の場合は大型バス1台で29名が利用している、それからエコーランドのほうでは、大型バス2台で運行されているのではないかと思います。大体1台どれくらい的人数が利用されているのですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それでは、路線ごとの対象ということでお願いいたします。

4号車までございまして、1号車が神城ということで29名、2号車が落倉から和田野方面で23名、3号車、4号車がみそら野、エコーランド地区ということで、39名と51名が対象者ということであります。

タクシーは6名が対象者ということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 太田議員。

第11番（太田伸子君） まず、教育長にお伺いしたいんですけれども、私が議員になったときに、教育長は議会事務局長として、私たち議員に指導していただきました。そのときに、請願・陳情に

対しての審議の折、趣旨採択というものに対してどのように説明されたか、覚えていただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） はっきりは覚えておりません。ですが、請願・陳情につきましては、趣旨は十分理解できるが、当分の間は実現することは困難である場合と、便宜的に趣旨に賛成という意味で議決する決定方法でありますので、多分、そのことについて説明したと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） そうなんです。11年前に聞いたことですが、そこはしっかりとそういうふうには覚えているというか、私は審議するとき、この陳情に対して、今はできないなと思っても、趣旨は分かる、陳情された方、請願で持ってこられた方の気持ちは分かるというところ、そういうときに趣旨採択というものを提案しています。

今回、趣旨採択をしているにもかかわらず、いきなり、1,530万でしたっけ、当初予算が上がってまいりました。そのときに、これが全て村費で、一般財源で載っておりましたのでお伺いしました。そのときには、副村長は特別交付税が下りるので、ぜひここは上げさせていただきたいというふうな説明がありました。特別交付税は幾ら下りてくるのでしょうか。それから、下りてくるのは確実なのでしょうか。お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今年3月の、恐らく当初予算の審議の中で、そう私が発言したということですが、この特別交付税の算定項目に、実際、スクールバスは、スクールバスというか、そういった、今回の形態のような運行で特別交付税は下りるというふうに、私も調べた記憶があります。

金額についてですが、ちょっとろ覚えですが、1,000万から1,000万弱だったような気がしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。すみません。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今の特別交付税について、追加で説明させていただきます。

特別交付税対象になるのは、冬期だけの期間を区切ったの運行であるとか、10人以下の小規模なスクールバス、これについては、特別交付税の対象になるということです。それ以外の、年間を通じてのスクールバスについては、普通交付税の対象ということです。

教育課のほうで総務課のほうに調書として出したものについては、予算額が1,530万でありますけれども、算定額と予算額と比べて、ルールで算定したものが低い場合は、そちらのほうを採用するというので、計算上でいくと890万円ほどの特別交付税の算定になっているということです。決定についてはこれからということで、また財政担当のほうに確認していただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） ちょっと最後のほう聞き取れなかったので、もう一回、お伺いします。教育課長に。通年とかっていうことになると、特別交付税は下りないということですか。

議長（北澤禎二郎君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 通年運行のスクールバスということになりますと、普通交付税のほうで需用のほうが算定されるということになってまいります。

議長（北澤禎二郎君） 質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） それでは、1,530万取っているけれども、約890万、900万近いお金は特別交付税が下りるところではあると思うんです。

仮に、900万下りてきたところで600万という一般財源を使うわけですよね。それで、これは3月の時点での私たちの当初予算のときの見積り、見積りというか、のことであります。

試験運行が始まったのが11月、その間に、3月、4月になって、これだけコロナ対策、コロナが充満してきている、拡大してきているっていう中で、今、お伺いしましたら、3号車は39名、4号車は51名、そのうち休まれる方もいらっしゃるでしょうけれども、子供たちがこれだけ毎朝乗り降りをしているというところ、密を避けましょう、今回、素早い対応をさせていただいて、昨日の陽性者確認の折には、今日から子供たち、お休みさせていただいています。感染のことも考えてのことです。

なのに、これ、11月から2月まで、一番、冬の感染しやすいと言われていたときに、このスクールの試験運行というものをやっていいものなんでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず、11月になった経緯なんですけれども、当初の予算計上の考えでは、夏の非常に暑い時期、それと冬の降雪期ということで考えておりました。

ご存じのとおり、4月、5月、6月というのは非常に、コロナの非常事態宣言もあって、そのときには、さすがに運行はできないだろうということで、11月までずれ込んだと、ぎりぎり、その、雪のない時期2か月、雪のある時期2か月ということで、その両方の実証ができるんじゃないかなというふうに考えております。

もちろん、バスのほうも、検温器ですとか、そういったものも用意させていただいて、感染対策もしておりますし、大型バスになったのは、密を避けるために間隔を開けてということで対策をしているというところは、ご理解いただきたいと思います。

また、600万もの一財を投じてということであるですとか、議会としては無理だろうということで、趣旨採択とされたということの経緯の部分なんですけれども、そうはいつでも、無理だからといって何もしないわけにはいかない、今回、今年4か月やってみた中で、様々な問題点、じゃあ、

費用はこれに見合うのかどうかということのご意見を得るためには、やはり実証はやらなければいけないだろうと。また、子供の安心・安全な通学の確保ということは、教育委員会としては、一番忘れてはいけない目的だと思っております。

そういったことも踏まえて、今回やってみて、様々なご意見も集約して、じゃあ、本格的に運行するにはどうすればいいのかということが、考えることが、これは趣旨採択のところにあってくるのかなというように、教育委員会としては考えているところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 先日、議長室のほうに、この試験運行で利用されている保護者の皆さんが来られました。その中の、それは遠いところで子供さんを学校へ出している保護者の皆さんです。その方々は、皆さん、口をそろえてありがたい、それから、今、日が暮れるのが早くなってきて子供を一人一人、安全に近くまで送っていただけるのはとてもありがたいというふうにおっしゃっていました。

試験運行が悪いとかいいとかっていうことではありません。スクールバス、運行するにも何にするにも、試験運行というものをやって、その試験運行の中で様々な声が出てくる、先ほど来、声が上がったのでルートの変更をしたとか、それから、そういうことをおっしゃっていることも分かります、試験運行ですから。なので、私はこの冬の厳しい白馬の中で試験運行をやっていただくということには、別に悪いことでも何でも無いというふうに理解しています。

ただ、今年はコロナがあって、なっているのに、今やる事業なのかってところです。私は、6月からずっと事業の見直しをやって、すぐにでもやらなければいけない事業と、先送りできる事業があれば先送りをして、その費用をコロナ対策に充てるというのはどうでしょうということを、さんざん申し上げてきました。

6月の答弁の中では、総務課長は、今、精査しているのでもう少ししっかりと精査させてください、9月の折には、ほぼ精査が終わっているのでも12月には補正を出しますので、よろしくお願ひしますとおっしゃっていましたが、出てきたのは、先ほどの宿泊観光割しか出てきていません。

その辺のところ、ぜひ踏まえていただきたいと思いますが、今やらなければいけない事業というふうに、教育長、捉えられているか、お伺ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 今やらなきゃいけない事業であるかということでもありますけれども、試験運行につきましても、コロナ禍の中、十分配慮する中で現在行なっております。これから、かなりの感染者が出れば、当然、中止になりますし、どこかでやらなきゃいけません。によって、収束もいつになることか分からない状況の中で、教育委員会としては、試験運行したということでもあります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第11番（太田伸子君） 事業が始まってからやるな、やめろっていうことは言うつもりはありません。ただ、これ、3.5キロ以上の児童が対象になっています。3.4キロの人たちは乗れないんですよね、変な言い方ですけれども。ただ、この冬の厳しい中、これから吹雪のときもあるでしょうし、停留所がどういうふうになっているか、そういうところもしっかり見ていただきたいと思います。

それから、3.5キロ以内の子供たちも、風やら雪やら雨やら、耐えながら歩いてきているところ、村内の子供全体を見たときに、その試験運行が実りある試験運行にさせていただきたいというふうに思っております。ぜひ、今後の実施に生かしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わりになりますが、先日、白馬さのさかスキー場の休業報道の折には、村長のトップセールス、白馬バレー高梨代表理事にもご足労いただき、再開に今回こぎ着けることができました。素早い対応に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の早期収束を願うとともに、これからのウインターシーズンが豊富な雪に恵まれ、にぎわいのあるシーズンになりますようにと願わずにはられません。

新型コロナウイルス感染の状況を見極めつつ、適切な時期に適切な量で適切な施策を打ってまいりますという、力強い村長メッセージを躊躇なく実施され、新しい年が希望の年になりますように心から念じて、一般質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問ありませんので、第11番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時01分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番、日本共産党、加藤亮輔です。今回の質問は、来年度、2021年度の予算編成についてです。

現在コロナが蔓延し、新しい生活スタイルが求められ、村民はその対応に戸惑いを見せながら、先の見通しも立たず不安が増大する中、解決のためにと来年度の白馬村の重点事業やその予算編成にも注目しています。

来年度予算に向けての村の重点施策はいろいろ考えられますが、私は持続可能な村づくりを進める観点から、昨年宣言し、内外に大きな反響を与えた気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言に基づく地球温暖化対策の白馬村事業の具現化することが重要と考えます。

2つ目は少子化対策です。少子化の根本原因は、安い賃金で働かせる非正規労働者を増加させ続けた結果、結婚・育児もできない低賃金の若者が増加したためです。非正規でなく正常な雇用関係に戻し、若者の労働環境を改善させることが少子化対策の一番の近道です。しかし、今の政府は修

正する気はありませんので、基礎自治体としての責任を果たすために、また福祉の増進を図りながら、子育てしやすい村づくりを進めることも大切なことと考えます。

この考えに沿って、3点の質問をいたします。

1、地球温暖化対策です。10月に公表された「白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会設立準備会に関する報告書」に、ゼロカーボンを実現するための基本方針が策定され、今後、協議会審議が予定されていますが、村の来年度の温暖化対策事業内容と予算規模はどれぐらいなのかお伺いします。

2、少子化対策について伺います。村は少子化及び子育て支援対策として、妊娠から18歳までワンストップ、ワンフロアで対応できるように子育て支援課を創設し、支援体制を強化させ、サービス面の拡充に取り組んでいます。私もこれまで給食費・副食費の補助、出産・入学祝い金の支給など、多様な子育て支援策を要求してきましたが、財源が確保できないとの理由から見送られてきました。今回は、国民健康保険の負担軽減についてです。

現在、1人につき年間2万9,200円の均等割が付加され、子供が多いほど負担が重くなる方式です。この均等割を18歳まで免除する計算方式に改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3、子育てしやすく、文化と教育の充実のために、スクールバス運行事業及び図書館等複合施設関連についての来年度の予算規模について伺います。

以上、3点よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から3項目について質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず最初に、地球温暖化対策についてお答えをいたします。

本議会開会の挨拶でも申し上げましたが、気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言に向けた具体的な行動計画ですが、今年の6月に再生可能エネルギー連絡協議会設立準備会を設置をし、議論を重ねてまいりました。10月の24日には、第4回の会議が開催をされ、準備会としての報告書がまとまりました。今後は協議会を設立をし、報告書に沿って具体的な行動計画の策定作業に入りたいというふうに考えており、関係条例については、本定例会に提出をしているところでもあります。

来年度の温暖化対策事業内容と予算規模につきましては、まさに準備会で作成をされた報告書に沿って、今後、協議会で具体的な行動計画の策定作業を行なうこととなります。

地域内マネジメントを含めた専門的な調査を要する事項につきましては、調査委託等についても研究をしておりますが、具体的な内容につきましては、現在調整中というところでもあります。

環境省では、このような調査研究に対する補助メニューについて、現在調整中と伺っており、公表をされる予定となっているところではありますが、今後の事業の推進に向けて有利なメニューであ

れば、これらの補助金も活用することも考えております。

また、太陽光発電システム普及促進事業補助金、電気自動車等充電設備設置補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業等の例年実施をしております地球温暖化対策事業につきましては、例年同様の予算規模で推進をしたいというふうに考えております。

次に、少子化対策としての、18歳以下の国民健康保険加入者の均等割の免除につきましてお答えをいたします。

この件につきましては、本年3月の定例会の一般質問の際も加藤議員から提案を頂いております。担当課では、本件のような特定年齢について均等割を減免をした場合、財政的な余力があるとして、国からの交付金等が削減されることがないか、長野県に確認をしたところ、「現時点ではない」との回答であり、ほっとしているところではありますが、その際に、平成30年度に県内の市町村から同様の施策を実施しようとしたところ、県の税制担当課から税制度面で問題があるという指摘があり、断念したとの情報を得て、その市町村に照会をしたところ、確かに断念をした旨の回答があったとのことであります。

加藤議員から3月の定例会の最後、既に実施をしている市町村が全国で25団体との発言もあり、先ほどの断念自治体の件と考え合わせると、大変困惑をしているところでもあります。担当課では、再度県の税制担当課に照会をしているところではありますが、現時点で回答がないとのことですので、県からの回答を待って、税制上問題がなければ慎重に検討したいというふうに考えております。

なお、県からの回答により可能な施策となった場合も、議員もご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響は、村民の皆さんもはじめ、当村の財政にも大きな影を落としており、国民健康保険加入世帯の令和2年度分所得、さらには、この冬の状況によっては令和3年度分所得も落ち込むことが想定をされ、国民健康保険税の税収にも大きな影響があることが想定をされているところでもあります。

そのようなことから、令和3年度での18歳以下の国民健康保険税均等割の免除の実施は困難であると考えておりますが、いずれにしろ、県からの回答を得て、施策として実施するか否かを判断したいというふうに考えております。

以上、2点が私からの答弁となりますが、3点目の答弁につきましては、教育長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、平林教育長。

教育長（平林豊君） 2021年度予算編成に当たり、スクールバス運行事業及び図書館等複合施設関連事業の予算規模についてのご質問ですが、スクールバス運行事業につきましては、現在試験運行中ですので、利用状況等を十分検証し、運行内容等判断の上、予算要求をしていきたいと考えております。

また、図書館等複合施設整備事業につきましては、現在、JR東日本との条件整備、駐車場確保

の可能性、官民連携手法の導入可能性調査等を行っており、最優先選定候補地の白馬駅前が建設地としてふさわしい場所か否かを、調査結果をもとに判断してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） どうも、答弁ありがとうございます。温暖化対策のところについては多岐にわたるものですから、ちょっと後にしまして、先に2番目の少子化対策について再質問させていただきます。

今、村長の答弁の中で、村の状況で許せばやってもいいというような前向きな答弁だと思いました。しかし、長野県のある自治体でやることについて、県のほうからクレームがついたというようなことで困惑しているというような答弁も併せて聞きました。

それで、ちょっとこのところは、東北の二十五、六の自治体がもう既にこの問題については実施しているという事実があります。長野県がどういう法令判断をしたのか、条例判断をしたのか、そのところは私はちょっとわかりませんが、村民の立場に立って負担軽減をしていくという観点に立ってやれば、やれないこともないのではないかというふうに判断します。

それで、一つ、この国保のことについてなんですけど、皆さんにも資料をお渡ししました。表1をちょっとご覧いただきたいんですけど、この表1を見ると分かるように、1番左側の年齢別国保加入者数、これがゼロ歳児が12名、国保に加入していると、1歳児が15名加入していると、そういう見方を見ていただきたいんです。

18歳の高校卒業ぐらいまでの年齢を見ますと、今現在国保に加入している人が291人います。この人たちが、この横に書いてあるように、医療分で1万5,900円、支援分で1万3,300円が均等割として、1人2万9,200円支払うというのが今の国保会計です。

その国保会計そのものがどうなっているかというのと、19年度国保会計を見ますと、差引残高で1,848万円残高があったと、それ以外に基金のほうへ2,012万円基金を積み立てたと。皆さんから集めた財政調整基金、これ貯金なんですけど、1億8,240万円、今現在あります。

この1億8,240万円を少し使わせていただいて、18歳までの人、先ほど言いました、291名、合計しますと849万円になるんですけど、この849万円を引くと1億7,391万円になります。つまり、849万円でしたら20年間このお金を使ってやれるということです。

子供の数、それから国保の加入者の数も、今後やっぱり減少する傾向にありますから、この数字どおりにいかないっちゃうことは重々私も承知してます。しかし、その上の表で、16年、17年、18年、19年だけ残高があったんじゃないじゃなくて、16年は6,100万円、2017年は4,300万円、2018年は3,900万円の残高があったということを考えると、白馬村の国保加入者は、割合丈夫で病気にかからずに医療費をあまり使ってないと、その実態そのものが長野県で医療費の使う頻度はたしか74位、77自治体中73位か4位、非常に使ってないんです。だからこういうふ

うに貯金もできるという実態です。

片方で子供の、先ほど言いましたように、赤ん坊で生まれたらすぐ2万9,200円払うというよ
うな、ちょっと不都合かなと。その2万9,200円のうち、たしか1万3,300円だったかな、
は後期高齢者の引当金というか、赤ん坊が後期高齢者の援助金を出すというのもちょっと制度上お
かしいかなという気もします。

そういう、もろもろを考えるとやっぱり少子化の中、子育て支援をしていくという観点に立てば、
こういうところからやっていくのが私は一つの手段かなというふうに考えていますので、先ほど課
長からいろいろ情報を入手して、できたら、やれるものならやりたいというような答弁と私は受け
取りましたので、十分考えて、今後ぜひとも実現してほしいなというふうに考えます。

これについては、どれぐらいで結論が出るのか、その辺の見通しが分かりましたら、県からの問
合せの見通しが分かりましたら、ちょっと教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 加藤議員から、3月定例会に続きましてご提案を頂きまして誠にありが
とうございます。

先ほど村長答弁もありましたけれども、県からの回答につきましては、見通しはいつ頃かと言わ
れましても、向こうの事務上の都合もありますので、なるべく早い時期で頂ければというように考
えてはおります。

ただ、税制度上問題があることを、財政調整基金があるからといって実施をするかしないかとい
うことになると、税制度面で問題があるものはやはりすべきでないというように考えておりま
すし、さらに税制度面で可能なものであるならば、今後、国保運営審議会ですとか、理事者との協
議をしながら方策については考えていきたいと思っていますので、現時点ではいつまでというのは、
相手方もありますので、お答えをできないのは恐縮ですが、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 分かりました。なるべく早く県からお聞き願ひ、また東北のほうで実施して
いる自治体もたくさんありますから、そちらの担当者からも聞いて、両方併せて判断していただき
たいと、提案していただきたいと思ひます。また、国保運営協議会で報告していただければ幸いと
思ひます。

では、続きまして、3番目の子育てしやすい、文化と教育の充実のためのスクールバス運行事業
について伺ひます。

今、教育長から、検証して来年度の予算要求をしていくというような答弁でした。

それで、ちょっと時間的なことを懸念するんですけど、運行機関は来年の2月いっぱいまでとい
う、この4か月をやると、白馬村の予算の組み立て、成立を考えますと、大体1月の下旬ないし2月
の初めは大体予算の概要は決まっちゃうというのが姿だと思ひますね。そうすると、2月終わっ

てから事業者からの話を聞く、それから庁内で検討するということになれば、当然、3月にずれ込んで、ひょっとしたら4月ぐらいに結論が出るという可能性もあります。

それではなくて、やっぱり今、利用している利用者及び学校の先生方からの判断とか、そういうものをもろもろ判断してやはり来年度の予算に、今年やっとテスト運行したんですから、来年度4か月を6か月、6か月を8か月分の予算を組むとか、そういう積極的な考えは教育委員会としてはあるのかなのか、その辺をまずお聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 予算要求に対しての教育課の方針というご質問かと思えます。

教育課としては、積極的に年間運行の予算計上のほうは要求してはまいりたいとは思っておりますけれども、それは全体予算の調整ですとか、そういったものもありますので、財政当局との協議になろうかと思っております。

また、各方面からの意見を伺ってということなんですけれども、それぞれに今、PTAの方とか学校とか、お話も伺いながら進めて試行錯誤しております。

PTAのほうでもスクールバス運行のために、PTAの中に役員を設けて、アンケート調査も始めたみたいな話も伺っておりますので、意思疎通を図りながら進めていきたいというように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） では、もう少しちょっと質問します。

このスクールバスが運行して、私たちも、私も含めてですけど、村バスの会という住民団体をつくって、もう2年、3年前から活動しています。村民バスを動かしてほしい、スクールバスを動かしてほしい、デマンドタクシーを改善してほしいというような形でずっと運動してきました。ほいで、スクールバスがやっと動いたもんですから、その会のメンバーと一緒に、11月の2日以降、スクールバスの運行状況の、直接現地でいろいろ聞き取り調査を行ないました。

例えば、みそら野で11月20日にやったんですけど、このときはみそら野入り口で14人乗車して、見送りの方が1人いた。平川の空き地で11人乗って、見送りが1人いました。南十字星のペンションの前で1人乗りまして、合計26人が乗ったと、その保護者の方なんかには聞くと、助かっているというような声が返ってます。

また、27日、これはめいてつへ行ったときの話なんですけど、ヘアー・ヒップス西側で14人乗りまして、見送りが3人、五条通北側で10人乗りまして、見送りの方が9人いたと、合計24人乗りました。

このめいてつの方は、今までより15分から20分ぐらい自宅を出る時間が遅くなって非常に助かっていると、それから子供は遠足気分楽しんでるというような声も聞かれたと、ほいで、調

査した人の感想によると、めいてつは多くの親が見送りに見えられてたと、時間の余裕が出たと、今までめいてつの場合、歩く場合1時間前にはめいてつを出ましたから、6時40分ぐらいには出てたそうです。それが7時頃になりましたから大分余裕が出たというようなことを言っていました。

それから、みそら野のドライバーの方に聞いた話では、ちょっと忘れ物、最初多かったけど、忘れ物、それも減ってきたと、それからまた飯森とか飯田の国道を通過してバスの後を追いかけているときに、そこで歩いている子供がいたので、この子たちは一生懸命歩いとるなというような感じで、そのこのところも何とかできたらなというような感想でした。

今、こういう形で非常にありがたい、助かる、うれしいというような事業で、私もいい事業だなと思います。それで、教育委員会のほうもなるべく積極的に事業を続けたいと言ってますけど、そのような要求が今度村長のほうにももちろん来ると思うんです。最終的な決定は村長が行なうと思うんですけど、その辺、今年予算と比べて増やそうと、増額する方向なのか、それとも現状維持なのか、その辺の考えあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） スクールバスについては、試験運行ということで今試験的に稼働しているわけでありまして、そんな中でいろいろな問題点も教育委員会のほうにはあるようでありまして、そんなことも検討しながら、そしてまた白馬村の公共交通というようなこともあります。

そんな中で、どんな問題があるのか、そういったことを精査をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。今現状の時点では、どうするとかっていう、そういったまだ考えは今のところございません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 決まっていなければ仕方ないですけど、なるべく予算は今年より多く増額することを望みます。

次に、今度、図書館等複合施設事業についてです。先ほど教育長から、いろいろ考慮して判断していくということで、具体的な予算規模については答弁がありませんでした。しかし、図書館等複合施設事業の基本計画を読みますと、来年度のスケジュールとしては官民連携の導入の可能性に結論をつける用地交渉と取得、特定事業の選定などが計画という感じで基本計画が記載されています。

用地交渉とか取得をやる、それから官民連携の導入、結論をつける、こういうことをやれば、当然予算が伴うことは歴然とするんですけど、それについてまだちょっと予算概要が全然、編成が決まっていないうことはちょっと取組としては遅いかなという感じはするんですけど、予算編成に間に合うんでしょうか。まず、そこからお聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 加藤議員からの質問でございますけれども、今年、現在官民

連携とか、そういうところを調査を行なっておりますけれども、今年につきましては、クローズで調査を考えおります。要は、そういう調査をした後に、いろんな方、議会の皆さんもそうですし、村民の方もそうですし、そういう方と意見交換しながら、場所についての確定をしていきたいと。やはり場所が確定してこないと用地買収の金額あるいはそういったことがなかなか出てきませんので、そういった部分が出てきた、そういう方向が決まりつつあるときに、また議会の皆さんと予算については相談させていただければというふうには思っております。

また、その後の官民連携手法の導入の可能性の調査等と事業者選定等につきましても、その来年度については、官民連携については、もっとオープンにした形で、ホームページに載せて民間の事業者を募るとか、そういったことも視野に入れながらやっていきたいと、ですので、そこら辺については予算をかけてやるのではなく、村で独自に調査をしていきたいというふうを考えておりますので、費用がかかる部分というのはやはり用地買収になりますので、場所がある程度特定できるような見通しができた後に相談をさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 予算規模については、場所の確定がまず先だというような答弁でした。

それで、このスケジュールの中にも、JR東日本との交渉が令和3年度の間まで、実線じゃなくて破線で書かれている状態なんですけど、この作られた計画案のスケジュール、スケジュールはちょっともう半年もしくは1年ぐらいつれどるというふうに理解していいんか、それともこの計画案のスケジュールどおり今後も進めるという考えなのか、そこをちょっとはっきりしていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 基本計画に載っている内容での今後のプロセスというところの表のことだと思っておりますけれども、この点線の部分については予備期間ということになっておりますので、できれば予定の部分で進めたいとは思っておりますけれども、相手方があることですので、予備期間を含めた中で進めていきたいと、しかしながら、開館については、令和6年度というのを視野に入れて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 次に、その場所を決めるに当たって、村は最優先場所として、JRの白馬駅に決めたということで、今、JR東日本と交渉及び相談をしているということなんですけど、そのことについて、いろんな方から私のところへも、それから新しい会もできたみたいなんですけど、会のメンバーもJR東日本の白馬駅ではちょっと子供が行く場合危険だとか、交通量が多くて安全性に問題があるとか、いろんな観光客が来て危険だとか、あの場所では外遊びができないからもっと外

遊びのできる場所にしてほしいとか、周りに自然がないとか、駐車場が確保できないとか、いろんな意見からこの場所についてクレームというか、疑問符が投げかけられているのは課長も教育長もご存じだと思います。

その上に立ってでも、このスケジュールどおり、最優先候補地としてJR白馬駅を候補地に決めるように今後も進めるようにするんかどうか、そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関ロスports課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 最優先候補地ということになっておりますので、JR東日本との調整については進めてまいります。

ただ、いろんな、JRの白馬駅のところで建てるということになりますと、駐車場のこと、あるいは官民連携のこと、あるいは先ほど言っている子育て関係の危険とか、あるいは遊び場といったようないろんな問題、問題というか、課題があると思います。その課題が解決できるかどうかという部分を併せて調査をし、その調査結果をもとに相談をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 今、課長のほうから解決できるかどうかということで判断していくという答弁でした。

でも、実際問題、今、保護者の方々から出ているその問題は、はっきり言えば解決できない問題ばっかなんですよ、あの場所では。まず、交通量が多くて横断歩道、国道を渡らないといけないと、この問題一つとっても、これ、絶対解決なんかできない、国道を移動するなんてことはあり得ないんだし、これは絶対できないですからね。それから、いろんな観光客が来て危ないんじゃないかということに対しても、これJRの白馬駅ですから、いろんな人見られる、それは外国人であろうが日本人であろうが、大人であろうが子供であろうが、いろんな人が見られる、その中にはちょっとという方もいるかもしれない。そういうことを排除することは駅である以上できない、これも。

それから、外遊びができる場所が確保できないという、今の予想図といおうか、設計図を見ましても、もう駅の敷地いっぱい使われて、周りに芝生公園とかちょっと外をかけっこするとか、そういう場所をあそこで作るっちゃうことは、私は無理だと、これもできないと思います。

それから、周りに自然が少ない。これも周りに木をいっぱい植えれば、自然らしくなるかもしれないけども、あの場所に周りに木を植えるっちゃうことはやはり無理なような気がする。駐車場の問題にしても、200人のホールを造る割には20台ぐらいの駐車場が確保できないと、これについてもやっぱり解決はできないと思うんですよ。

だから、解決できるかどうか考えるっていうけども、やはり私はもう絶対解決なんかできないと思うんです、あの場所では。だから、その辺を早く英断をしていただいて、ほかの場所を考えると、それこそもう、駅、駅ってこだわるんだったら、もう駅の上じゃなくて、駅の東側に造るとか、

全てを。そういう感じで候補地を変えていかな、私はできないと思うんです。

ほいで、4つの案がありますから、その案を吟味するにもやはり早く結論を出していただきたい。そうせな、このスケジュールどおり、半年も1年も2年も先延ばしになるという嫌いが私はあると思います。

そういうところから、本当に解決できると考えているのかどうか、そこだけちょっとお答え願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 解決については、一つあるのは、村の予算も潤沢にあるわけではありませので、官民連携の手法という部分で、要は、建てるときの官民連携による事業費の削減あるいは官民連携による運営費の削減、恒久的な予算の削減が可能かどうか、そういったところも観点の一つになっております。

そういった部分が全くないということであれば、当然考えていかなければならないことだとは思いますが、あと、駅だといろんな人が来るから危険だといった部分ではあるんですけども、図書館等複合施設の基本的な考えとしては、多様な創造性と出会い、豊かな未来へいざなう道しるべということで、住民あるいは観光客、誰しもがいろんな出会いに使えるような施設になればということでやっておりますので、駅あるいはほかの候補地にしても、何というんですか、いろんな方と出会い、交流する場という部分では、どこの場所でも一緒だというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 今、課長のほうから、みんなが使える場所、官民連携とか、いろいろ理由を述べられたんですけど、私もこの一番、大前提は、村民の皆さんが使う、使いやすい場所というのが第一だと思うんですね。そこは、課長も村長きっと一緒の考えだと思います。だから、みんなが使う場所にふさわしいかどうか、使いやすい場所かどうかというところを再度吟味してほしいと思います。

それと同時に、やはり場所を決めて最終候補、ここで決まったよという報告じゃなくて、その、今の段階でやはり村民の皆さん、それから疑問を持っている村民の皆さんから、なぜあそこが、駅が駄目なのか、それのところをもっと聞く、それからまた、駅を賛成と思っている方も当然いますから、その人たちからも聞く、やっぱり、説明会といおうか、報告会を開催することが、私は、いい図書館を造る前提条件だと思いますので、ぜひともそういう説明会を開くことをお願いして、この問題はちょっと終わりたいと思います。

一番最初の地球温暖化対策についてです。この問題については非常に課題も大きく、それから解決するには道のりは、非常に長い道のりがあると思います。

まず最初に、皆さんにもちょっと資料、今の資料の裏側に表2として、皆さんにお渡ししました。

これは、長野県環境エネルギー戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画）というものが3月27日に出ました。その数値を長野県の温室効果ガスの排出量、それから長野県の電力消費量などが記載されていますので、それを記入しました。

それで、基準年の1990年っちゃうのは、京都の議定書ができた年だと思うんですけど、それと直近の2016年、2020年、30年、50年と、50年にはCO₂削減をゼロにするという計画ですから、50年までの計画を県はこういう形で出されたと思います。

その中で、それと同じような数値で白馬村温室効果ガスの排出量、これは数値的には白馬村地球温暖化対策地域推進計画に載っていましたので、それを書きました。1990年は3万5,025二酸化炭素トン、それが2005年には4万2,443二酸化トンに増えたという形です。

その下の消費電力についても、白馬村の、これは白馬村新エネルギービジョン、これもホームページに載っていますから、そこから取りまして、2003年、4年、5年がこういう具合に掲載されていました。

それと、長野県の数値は、先ほど言ったような感じで、目標値も載せながら実数が載っています。白馬村の場合、どちらも2005年しか載っていないんですね。ほんで、2005年にはちょっと参考にならないし、今後、協議会を立ち上げて研究していくと、いろんな数値も決めていくというところで、2016年の数値はきつとつかんでいると思うんですけど、もし、2016年の白馬村の温室効果ガスの排出量、それから白馬村の消費電力が分かれば、まず、お答え願います。よろしく願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、2016年の数値につきましては、白馬村として持っているという部分はまずございませぬ。数値的には持っていないというところになります。いろいろと私も調べてみたことあるんですが、県レベルでの数値というのは、資源エネルギー庁が出している数値がありますので、この白馬村の数値というのものも、恐らく県の数値から案分、計算等をしながら算出しているものと推察しております。

今回のこの、議員の質問からもありました準備会の中で、今後、いわゆる方針としては白馬村がRE100、いわゆる白馬村村内でいくと、全てのエネルギーに対して再生可能エネルギーを使うという考えに基づく数値につきましては、できる限り案分ではなく実数値を使っていこうということで、議員もご覧いただいたと思いますが、その数値の決定については、今後進めていく協議会の中で決定をしていくということでもありますので、そのまず数値の考え方を定めてからその数値を設定するということになりますので、その数値をはじいて、これを基準年度として今後に向けて進んでいきたいという考えであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） 今、課長のほうから言われた、その数値を決めていくというのは私もこのCO₂の削減、温暖化対策、その数値については、CO₂の削減っていったって目に見えるものじゃないから、これ、わからないんだよね。

それから、放射能汚染で、今、水を海へ流す、どうのこうの問題が大きくなってますけど、それも放射能も見えないから本当に安全かどうか何となく分からないと、それからコロナウイルスもそうです。これも見えないから結局安全かどうかちょっと疑問符がつくというところですから、やはりこの温暖化の場合もCO₂の削減の、やっぱりきちっとした数値を決めて、その数値に向かって2050年までにどうしていくんだということが、私は非常に大事だと思います。そこはもう課長と全く同じ考えだと思いますので、協議会で協議を、始まるまず前提としてそういう数値を出して、みんなで確認、共有しながら、いろんな削減策を考えていってほしいと思います。

それで、次の質問ですけど、温暖化対策の中でちょっと調べてみますと、この予算規模なんです、白馬村の。2018年の決算は、温室バイオマス事業の委託料1,380万円を含めた決算額が2,021万円ですが、一般財源は53万円、それから2019年度は決算額623万円ですが、一般財源は76万円です。

気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言を全国に先駆けて行なった村の温暖化事業費としては、私は全くお粗末な額だと思います。その額をやはり増やしていくのは、白馬村が全国で2位、3位に、3番目ぐらいにこういう宣言を行なった責任もありますし、それからまたこのことに対して行政が本当に大切な問題だと思って宣言を行なったと思う以上、やっぱり一定の予算をかけるのは当然だと私は思いますけど、その辺また、こういう、2桁万のような予算でいくというような村長の答弁でしたけど、本当に重要と考えているのかどうか、それから数十万単位の額で2050年までに、白馬村のCO₂削減ゼロができるのかどうか、その見通しも含めてお答え願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 白馬村の予算組の関係でのご質問でございますけども、村長答弁の中にもございましたとおり、まず既存の事業につきましては継続をしていくという考えでございます。

環境省では、いわゆる地方自治体に対しまして、いわゆる2050年度を目標に、地域の再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定の支援というもののメニューも今考えているというふうに聞いております。

この内容につきましては、2050年を見据えて、どの再エネをどのぐらい、どのように導入し有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援するということの支援があります。

先ほどの協議会につきましては、具体的な数値であったり、何の再生可能エネルギーを設けてい

くのかというふうについては、準備会の中でも議論しておりましたので、その辺の議論と併せ、いわゆる、先ほどの答弁にもありました、エリアマネジメントとして、白馬村がどう考えてRE100を目指すのかという部分について、若干支援を頂かないと到達できないのかなという部分も、準備会の委員の皆さんともお話をさせていただきました。

というのも、先ほどの加藤議員も数値についてはしっかりと把握すべきというところなんです。が、実際、市町村の数値というものについては、なかなか示されておりませんので、全国の自治体の中でも、阿部県知事はプロジェクトチームのリーダーとして、市町村別の電力量であったりとか、その数値について公表してほしいと、本年9月には自治体としても要望しております。

そういう数値がまとまりながら、このエリアの中をどういうふうに進めていくのか、この辺について実際にアクションプラン的なものを協議会の中でまとめたいと思いますので、そこで具体的にどの施設がどのぐらいの数になるのか、どういう方向でいくのかというプランを立てて、その後に実際に予算組みをするというような流れになっていこうかと思っておりますので、現時点で来年度に対して即実効性のある内容の予算組みというのは、ちょっとスケジュール的に間に合わないのかなというふうに思っております。できれば、国のほうの調査事業を使いながら、そこら辺の支援を頂き、早急に作業のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁を含め、あと7分です。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） ちょっと具体的な問題に入ります。

菅内閣に変わって急に2050年、実質温暖化ガスの排出をゼロにしたいという記者会見がありました。今までの方向転換をしたわけです。来年度の予算できっとそれなりの事業内容、事業サービスといおうか、自治体に対する補助金などのものが発表されると思います。

ほいで、白馬村の中にも庁内小水力発電研究会というものができて、報告書が出てます。この中に、やっぱり国からの事業費が削減しているのが、小水力発電できない大きな原因の一つになっているというふうに言われています。でも、こういう具合に菅内閣が表明した以上、きっと今までより有利な補助内容が出てくると思うんですね。そういうもんが出てきた場合、今、村内で準備できている小水力発電絡みの事業は、事業計画は実際問題何件ぐらいあるのか、すぐその事業内容について準備に取りかかれるような状況が庁内にあるのかなのか、その2点ちょっとお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、村内での事業計画につきましては、民間で考えているのは、2つほどのお話は伺っております。あとは、地域でできれば取り組みたいというお話が1件ございますけども、この辺については村の予算編成と関係をしていきますので、その辺については今後の予算編成作業の中からというふうになろうかと思っております。

実際に、この補助メニューの活用につきましては、我々伺っているのは環境省の補助メニュー、多分、外郭団体での補助メニューもいろいろあるというふうには伺っておりますが、どれが有利なのか何を目的にしているのか、その方向性によって使うメニューというのは変わってくると思いますので、その辺についてはこちらのほうでも注視をしながら参りたいと思いますが、ただ、これまでも議員の皆さんからはよくご指摘を頂く、プランがなく単発的に計画が出てくるというようなご指摘もございますので、できればエアーマネジメントとしてどういうに考えるのか、例えば小水力であれば分散型でいくのかどういうふうに行くのか、そういうところについては少しご意見を頂きながら進めていかないと、ぽっと出た計画だというようなこともこれまで言われておりますので、そういうことのないように進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） そしたら次、もう違う問題でお聞きします。

白馬高校の3人の若者が校舎の中で断熱材を入れて熱効率を高めると、ストーブの燃焼を少なくしてCO₂削減を図るといような形で工事を行なっていると、非常に頼もしい限りだと思っんですね。そういうことは、庁内でもやれるし、また、この公共施設でもそういうものをやらないといけないところが多々あると思うんですよね。

それからまた、もう一つ、村民の中にも断熱効果の悪い家に住んで、何とかもう少し熱効率のいい家に改造したいと、要はリフォームしたいという住民もいます。そういうところへ、庁内でもやる、それから村民に向かっても、そういうところの助成をリフォーム助成として制度化していくところから、細かいところからCO₂の削減をやっていくという考え、それからこの白馬村の電力、電力そのものが、これきっと変更したと思うんですけど、全体的にこの再生可能エネルギーを使つとる電力会社か、それとも化石燃料で燃やしたる電力会社か、これどっちを使うかによってもCO₂削減に関わってくるということも考えられます。そういう細かいところからも取り組んでいくという考えはあるのかなのか、ちょっとその辺をお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問ですが、準備会の中の報告書をご覧いただければ、環境教育であったり、議員言われたような家庭の中での取組、これについては既に記載がされております。これをさらに具体化してどういうことをやっていくのかという部分については、協議会の中で取りまとめるということになっておりますので、方向性は一緒かと思います。

また、国のほうからも、市町村に対しまして、公的機関の役割として再エネの調達の方法というものを示されております。議員のおっしゃるとおり、どういうところから購入するのかという選択等についても報告書の中で書かれておりますので、この辺についても詳細に触れていきたいというふうを考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間はあと1分です。質問ありますか。加藤議員。

第7番（加藤亮輔君） ともあれ、白馬村は、温暖化対策に真剣に取り組まなければ先はないという村だと私は思います。だから、私もいろいろ提言しますが、行政の方も温暖化対策については必要以上に關心を持って取り組んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

第1番（太谷修助君） 1番太谷修助でございます。

今回は、2つの質問を村長にお伺いしたくて上程しました。

まず、1番、宿泊税導入への進捗状況について。

2018年の下川村政2期目の論点ともなりました宿泊税導入の検討がされて2年が経過しました。昨年4月には財源検討委員会から村長に答申案が示され、内容は、新たな観光財源の在り方として宿泊税、白馬のみらい観光税、が有力な財源になると述べられています。

村長からは、いずれ議会に議案として条例等が提出されると思われませんが、このコロナ禍の中で経済の疲弊度は増すばかりです。国、県に頼らざるを得ず、村としても非常事態と捉えていると思います。しかし、観光地経営計画の中でも財源確保は必然的な命題になっています。

この計画の中期に当たる2019年、2020年、昨年、今年ですね、は観光地経営計画の一部見直し、戦略重点プロジェクトの見直し、観光地計画の基礎拡充、経営指標の拡充検討がうたわれています。と同時に、進捗状況、社会的環境の変化に即して検討とも書かれています。

そこで、以下の質問をいたします。

- 1、観光地経営計画はどのような進捗状況か。
- 2、計画推進に当たり、財源確保として、みらい観光税の扱いはどのような状況にあるのか。
- 3、社会的環境の変化に即して検討とも書かれていることを踏まえて先延ばし、または深掘り議論をするべきではないか。

この3つは関連していますので、村長一括してご答弁いただいても結構です。よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷議員の宿泊税導入への進捗状況について、3項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、観光地経営計画の進捗状況についてというご質問でございますが、質問の大項目が宿泊税の導入に関することとありますので、それに沿ってお答えをさせていただきます。

観光地経営計画では、戦略の9つ目に、計画推進体制の構築と財源の確保を挙げており、その中で、観光振興のための財源の確保を図ることとされています。この戦略は、他の戦略を進めていくための基盤的な位置づけにあり、行政が中心となって取り組んでいる事項です。

観光地経営計画の進行管理を行なっている観光地経営会議では、2019年度から2020年度にかけて計画前期における実施状況を評価し、その結果に基づいて計画の見直しを実施をしています。

評価結果については、見直した計画とともに、今年度中に好評をする予定ですが、観光財源の確保に関する計画前期における取組については、平成30年度に検討委員会を立ち上げて、観光振興のための財源の確保の在り方を検討、報告をいただき、その報告を踏まえ、庁内において具体化・制度化・仕組み作りに着手をしたところです。

2点目と3点目の質問に対しましては、関連がございますので一括してお答えをさせていただきますが、白馬村観光振興のための財源確保、検討委員会から報告があったのが平成31年4月です。報告書では、白馬のみらい観光税の導入と、観光税を導入するに当たっての提言がなされました。

これを受けた村では、様々な指摘事項を踏まえた上で、観光財源の具体化・制度化に向けて、使途決定の仕組み作りや観光財源の制度設計に着手をいたしました。しかしながら、2020年に入って新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まり、地域経済、とりわけ宿泊産業への影響を考えると、新たに税負担を求める状況にはないと判断し、現時点では作業を一時休止をしているという状況です。

現在は、作業を一時休止をしておりますが、観光地とすれば、観光施設への継続的な投資は必要であり、そのための財源の確保は必要であるという認識には変わりはありません。いつ作業を再開し、いつ制度化するか、そのタイミングを明確にお示しをすることは現時点では申し上げられませんが、制度への導入に当たっては、社会や経済、それから地域の状況を慎重に見極める必要があると考えております。

太谷議員の一つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございます。

順番にお伺いしたいと思いますが、まず、後でまたお示しをしてくれるということですので、観

光地経営計画の中で、大きく前半から後半に向かっての見直し点があったら教えていただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 前期における計画の進捗状況、それを評価して見直しもあります。また、この前期の3年前に比べて外部環境というのは大きく変化しておりますので、それに応じた施策・戦略も盛り込みますので、大きくは変わりませんが、重点すべき事項が違う項目に移ったり、新たな項目を追加する、そんなことはあります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 観光地計画、これだけ立派な計画書を作成していただいていますので、4つの基本方針の下に10の戦略、23の施策、55の事業というようなことでたくさんのすばらしい計画がなされているわけで、私どももそこで暮らす人間として、この経営計画に沿って新しい方向性が見いだせて、新しい時代の白馬ができてくればすばらしいものだというふうに考えておりますので、引き続き検討するところは検討して、生かしてやっていけるところはどんどんやっていっていただきたいと思います。

内容としては、一つお聞きしたいのは、その施策の中に、いわゆる戦略重点プログラムの中なんですが、白馬村の核となるスキー場と宿泊拠点の再生プロジェクトというのがございますよね。これは、まさにこの計画書の中にもありますが、八方尾根のスキー場の、いわゆる八方地区のマスタープランというのがその中に載ってまして、非常に私も興味を持っているんですが、そのマスタープランというのは、大体私ある程度お聞きして分かっているんですが、改めてこのマスタープランについてちょっと観光課長、ご説明いただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 八方のマスタープランなんですけれども、計画の主体が八方地区でありますので、私の口からちょっとお答えできません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 分かりました。八方の皆さんからちょっと頂いた資料なんかをお見せしていただくと、なかなかすばらしい、将来の白馬を代表するようなスキー場と宿泊施設がマッチングしながら、新しい時代の、特に外国の皆さんの受入れを、インバウンドを中心としたようなものになるんじゃないかというように思ったりしていますけど。これは、地元の地権者の人たちのコンセンサスが得られなければなかなか前に進まないことだと思いますが。

それに続けて、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業ということで、昨日の村長の招集挨拶の中にもありましたけれども、12の事業を7億円補助金が出たというようなお話で、その中にこの八方のマスタープランとつながるような部分があるかと思うんですが、このことについては、

12の事業の中でも中心になる八方尾根のほうでこう具体化されている計画というのは、ちょっとご説明いただければありがたいんですが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） マスタープランとの関連という点からではちょっとお答えしかねるんですけども、観光庁の補助事業で八方地区に内示を受けた事業は2つありました。一つは、人工降雪機と、あとは名木山ゲレンデの初心者向けのゲレンデ、ムービングベルトを設置するというもの。もう一つがゴンドラリフトの架け替え、この2つの事業でした。

それをちょっと観光地経営計画に当てはめると、先ほど議員おっしゃっていた宿泊施設とスキー場の再活性化の中の、施設を更新して競争力を強化していきましょう、そういった項目に当てはまるというふうに村としては捉えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 課長が最後のほうに申し上げになった、いわゆるゴンドラ計画ですね。これゴンドラ計画って私なんか知識的にこう聞いたところでは、10億、20億なんていうものじゃなくてももう膨大な費用がかかるというようなことなんですけど、このいわゆる国際競争力の高いスノーリゾートの形成促進事業については、今後その観光庁のほうから何年ぐらいの補助をしていただけないかなという考えでいらっしゃるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今私どもが持っている情報は、今年度令和2年年度は事業化されております。令和3年度以降の情報は現時点ではありません。複数年事業を行なうというようなこともおっしゃっておられなかったので、今年度は確実にあるけれども、来年度はどうなるのか、まだ検討中だと思います。

ただ、開会の冒頭の村長の挨拶にもありましたけれども、このスノーリゾート形成促進事業補助金、来年度も継続してくださいというような願いは、ほかの山ノ内、野沢、小谷村とお願いしてきたところですので、観光庁としてそれをどのように捉えていただいて、来年度事業化していただけるのか、私たちも注意深くというんですか、興味を持って見守っているところです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） そうすると、先日、私は信毎という新聞をちょっと取っていないもんで、もしマスコミの方がいたらちょっと失礼なんですけど、信毎新聞にちょっと出たというようなお話を聞いて、私もその記事は見えていないんですが、内容としては、ゴンドラを将来架けたいというようなことが載っていたと言うんですが、そういう計画というのは、あまり計画性はなくてマスコミに流すということはないと思うんですよね。

そうすると、ゴンドラって1年やそこらで架けられるようなもんじゃないし、予算も何年かにかけてやらなきゃいけないと思うんですけども、その辺り村としてはどのようなバックアップをしていくという考えをしているか。村の姿勢をお聞かせいただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） このスノーリゾートの観光庁の補助金でありますけども、村はこのことに対して関与はしておりません。各索道事業者が、観光庁のほうに要請をして、観光庁のほうから直接索道事業者のほうに補助金を交付をするということであります。

たまたま私、冒頭の開会の挨拶の中で、山ノ内、それから野沢温泉、小谷村と一緒に観光庁の長官のところに行ったのは、そういったこのスノーリゾートの市町村が抱えているいろいろな問題について、今回初めてああいって観光庁の予算を索道事業者に交付をしたというそんなことのお礼と、それから1回きりではなくて、ぜひ継続をしてお願いをしたいという要請をしまりました。

その中で、観光庁のほうでも、じゃあ継続とかそういった話はありませんけども、一応4町村のほうで要請をしまったと、こういうことあります。くれぐれも、索道事業者が要請をして、そして観光庁のほうから補助金をもらったということありますので、その中で、大体全国で20億の中で、長野県には12億が来たようであります。その中で、白馬バレーという小谷から鹿島までを含めて約7億円が交付されたという話は聞いております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） 今村長のご答弁のように、本当に白馬バレーの皆さん努力していただいて、長野県に12億円でそのうちの約半分以上の7億円がこの北アルプス山麓に来たということは、大変期待もしていますし、成功もぜひしていただきたいというふうに思っております。

それで、この計画そのものについては、途中見直しをするというようなことのお話ありましたんで、これはまずこういう形で終わらせていただいて、じゃあ本題に入らせていただきたいと思いますが。

2番目のその宿泊税、いわゆる白馬観光みらい税というものを導入するということの答申を受けて、先ほどの村長の答弁では、こんなコロナ禍の中だから社会情勢も鑑みて中止というかストップ、一旦休止ということでしょうか、そういう答弁いただいたんですが、いずれまた再開するに当たりましても、この今のコロナの状態というのは別にしましても、答申の中にも書いてあるんですが、まずその財源がどこにどのように使われるかという、内容はもちろん観光関係のところのインフラ整備とかもろもろあると思いますけども。

それと同時に、去年の私ども議会と村民の意見交換会をやった中で、テーマが実は観光財源についてということでした。たくさんの方たちにご参加いただいて議論をしていただいたわけなんですけど、やはり今村民の人たちが一番心配していることは、観光財源もちろん大事なんですけど、その前に村の

姿勢として、その観光財源をまずどのように使う。あるいは、そのちょっと使う前に、この中にもありますけども、どうも白馬村は水道が出しっぱなしじゃないかというようなことで、その無駄なものがありはしないかと。その無駄なものというのは、一つ一つ事業をやる中で精査して行って、これはもうちょっと抑えてもいいんじゃない、こんな無駄をしてあるからやめたほうがいいんじゃないというような話が幾つか載ってきています。

これは私どもも、無駄をすることは絶対いいことだと思っていまませんから、これ行政のほうでも、見直せる部分はぜひ見直して行っていただきたいというように考えております。

ある方が言っている水道が出しっぱなしというのは、ちょっと私も資源の無駄ですし、お金の無駄ということにもなりますけど、そういうことだけはぜひひとつ検討していただければと思います。特に、そのことについてはちょっと村長、一言いただけますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） まだ先ほど答弁したとおりでありますけども、庁内においては、財源をどのように使うかというような今質問をされたわけでありまして、庁内において具体化・制度化・仕組み作りにどういうふうにするかということを検討を始めたわけでありまして、先ほどの説明のとおり、コロナということも発生をしておりますので、当然無駄な支出は、抑えるべきは抑えなきゃいけないし、そしてまた観光財源、特に私がかねがね思っていることは、白馬の観光というのは、確かに観光事業者の協力もあつたり、そしてまたもう一つには、白馬のこの田園風景を守っていただいている農業、非常に私は貢献をしているというふうに常々思っているところであります。

その中で、できるだけそういった財源を確保しながら、農業をやっている環境を守っている人たちにも、そういった何か方策がないかという、そんな思いはしているわけでありまして、先ほど来この状況の中で、今はちょっと判断するには非常に難しい状況だということはあえて言わせていただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） そうですね。やっぱりちょっと立ち止まるという姿勢も、とても私は大事なことだと思っておりますし、そういうことはぜひ本当に真剣に考えて行っていただきたいと思っております。

それから、もう一つ重要なポイントというのは、私どもというか、小さな宿泊業をやっている宿泊業者も含めまして、全てその宿泊税だから宿泊業者にとというような話ではなくて、私ども去年7月に京都市に宿泊税についての研修に行ってきたので、そこでいただいた答えというのは、やっぱりその施行するに当たって関連団体や関連の皆さんとよく議論して、コンセンサスをきちんと得られた上で採用したというお話を聞いたときに、なるほどやはりそのためには、こんな小さな村ですの、観光協会とかいろいろ関連団体ありますけど、そういうところでよく意見をもんで、下の我々のような小さい事業者のところにも納得できるような説明をした上で採用するかしないかというよ

うに決めていただくことが、一番私は大事なことだと思っていますので。

やっぱりそういう中で答えが出てきて、じゃあどういふ点がいいのか、定率がいいのか、あるいは利息方式のような全体に2%というのがあるのかとかいろいろ出てくると思うんですけども、個人的には、みんなそうだと思いますのが、税は何とかしなきゃいけない、財源は何とかしなきゃいけないと考えているんですが、先ほど言ったその3つの部分も含めて、今後それをどういふように運用していくのか。それから、その運用の仕方も、この村の人たちがみんな豊かに使える財源のようにこう考えていかなきゃいけないと僕は思っています。

それで、例えばニセコの倶知安町は去年の11月から導入して、今年の3月ぐらいまで、コロナの影響がない5月ぐらいまでですかね、全体の2%というふうなことで。ニセコの場合は、我々白馬とはちょっと違っていて非常に裕福な富裕層と言われる人たちが長期滞在をする。あるいは、 condominiumのように1棟丸々貸しだとか1部屋貸しといったそういう人たちがたくさんいらっしゃるんで、2%といっても大きな収益になるわけですよ。

ところが、この白馬村で考えているものの、答えはまだ出ていないんですが、そういったものをこう計算していくと、富裕層の人って最近こうあちこちにぼつんぼつんと condominium、ホテルができたりで、こうあれしていくと思うんですが、押しなべて日本のお客様を含めた中で宿泊、いわゆる白馬のみらい観光税というのはかけていかなければ、これは整合性が取れないと思っていますんで、そうすると、そういうニセコ方式なんかでいいのかという議論もあるし、なかなかその定額性があるのか定率性があるのか、そういう議論をもっともっと深掘りをしていっていただきたいと思っているんですが。

ちなみに、今村長が、ちょっとストップすると言ったのは、同じニセコでも虻田郡のニセコ町のほうは、来年の何月でしたかね、導入するというのは今年の6月のところで片山町長さん、一時ストップするというような英断をされたそうなんですけども、これはとても大事なことでして、またいずれ景気がよくなったときにそういう議論を再燃するということはとても大事なことで、その間の時間は十分ありますから、もっともっと裾野を広げて議論していただくこともやっていただければとてもありがたいと思います。

そういう意味では、村長、宿泊税というよりも何かみらい観光税という名前になっていますから、観光全体にかかる税金というには考えていらっしやらないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先走って宿泊税という言葉が先出ているわけでありまして、しっかりと制度を組み立てて、どういふ方法がいいのか。それには、やっぱり観光事業者の意見も頂戴をしたり、また議会の皆さんからもいろいろなご意見を頂戴しながら進めていかなければいけないというふうに思っておりますけども、くどいようですが、今はそういう状況じゃないということだけご理解をいただきたいというふうに思います。

その中で、今それぞれ担当課のほうでも検討は進めているわけでありまして、今何せ景気がこんな状況でありますので、全面にまた出て議論ができないという状況でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） そうですね。こういう状態ですので、一度立ち止まってということはまた改めてありますけど。

ただ、またこれから、ひょっとしたら来年の4月に選挙があつて、ひょっとしたら村長もそれからまた1年少しのあれがあると思いますけど、下川村長の時代に、この提案をされた宿泊税、いわゆる白馬のみらい観光税というのが導入されるような仕組みになったら、村長としてはとてもお気持ちがいいかと思えますけども、その負担をする我々一般村民も納得のいくようなものにするには、もっともっと制度を高めていかなきゃいけないと思えますど。

1つ私提案、この中の報告書の中にもあるんですが、私宿泊業だけじゃなくて、その観光事業者による負担ということで、例えばワーキンググループや委員会では、海外では観光客が支払ういわゆる接客税、いわゆる宿泊税に充当するものですね。事業者が払うその集客税というのは、いわゆるその事業税として広告とかいろいろなことに使うお金で、両方がタイアップして観光財源に使えるんだということで、集客税については例えば宿泊とか飲食や交通とか索道関係も含めた中で、みんなもろもろの中で観光に何らかの形でタッチしていますから、その方たちが、広く薄くではないんですけど、みんなで集めた税だったら、もちろん観光関係だけでなく一般財源にも使えるような仕組みを作ればいいことですから、そういうことで幅広くやっていっていければいいと思って、私はこの外国のやり方ってすごく興味があつて、ひとつ紹介したいと思うんですが。

例えば、私よく25年間アメリカずっと行ってまして、大好きなラスベガスの話をちょっとしますと、とにかくアメリカはいっぱい税金あるんですね。私もお金を払うときに、これ何、これ何とずっと疑問に思ってきたんですが、ずっとやっているうちにだんだん理解できたんですけど。日本でいう入湯税みたいなのももちろん温泉があればありますし、それから宿泊税、サービス料、施設利用料、冷暖房、それから寄附とかリゾートフィーなんてのがありますし。それからリストッキングフィーなんていうのは、これは何か物を売買したときに返品したときの税金なんで、それなんかも税金かかりますし。

一つ例を取れば、サービス料というのは日本の高給な旅館なんかではサービス料というのがあるんですけど、これも日本はアメリカのようにチップ制度というようなものがないものですから、その代わりに高給な旅館やホテルが取っているんだということで解釈されているらしいんですけども。そのほかにそのリゾートフィーと言われるこのお金は、これ結構私もいつも不思議だと思うけど、説明されるとよく分かるんですよ。

例えば、ラスベガスの場合は、Wi-Fiの料金だとかフリードリンクだとか、それからアクテ

イビティの体験なんかについても、やっぱり無料でできているんだけど、そこにはしっかりとした人件も、事業にもろもろのものがかかっていますから、それはかかっても当たり前だと思います。

それから、何て言うんでしょうか、エンターテインメントプログラムで、飛行機なんかに乗ったときに、いっぱいビデオや映画なんかがこうたくさんあれされているんですが、そういったものにもやっぱり税金がかかっている、それは利用するしないで、俺は見ないから払わなくていいんだというわけにいかないのがこの税金のすごいところだというふうに思うんですが、そういうものも全部精査した中で、私はぜひ海外のこういう制度を、今回の白馬村が観光みらい税と言っている中に、そういうものを含めるようなものを入れていってもいいんじゃないかという議論を含めてぜひやっていただきたいと思います。

これは、私も、今村長のあれからもう少し精査した中でということ、まだ時間がありますので、またいろいろなところの、そういう分科会や何かもし開かれるようでしたら、そういうものを提言してやっていただければいいかと思っています。

いずれにしても、時期が時期でこんな状態なんですけど、導入して成功しているところ、それから立ち止まっているところもあるかと思いますが、その地域に合わせたやり方があるかと思えますので、その辺りはぜひ検討していただければよろしいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 村長。

村長（下川正剛君） 今までの取組について、どんな取組をしてきたか、今総務課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、これまで取り組んできた作業の内容について、若干私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、報告書、白馬のみらい観光税につきましては、これは税である、または分担金であるということで、その内容についてはまだ決まっておきませんので、これについての制度設計という点については、今太谷議員もおっしゃった部分も検討の要素の中に入れてこようかと思えます。

大きく、報告書を受けての作業としては5つの項目がありまして、まず大きな1つ目とすれば、今の制度設計をどういうふうに考えるのか。

2点目としては、この制度設計に基づく用途決定の仕組み作り。どこが何の用途決定をしていくのかという点についてまた考えていかなきゃいけないと。

3点目は、課題として報告書の中にもございます外国人経営施設の実態調査。これについては、本年度税務課のほうで主体になって、多文化共生の条例を含めながら実態調査に入っているということで、この点については既に着手はされているというところです。

4点目は、白馬村版の産業連関表の作成。この白馬の地で、このみらい観光税をどういうふうに生かしていくのかという意味での連関表の作成。これは作成できておりますので、これについては

作業は一旦は終わっていると。

最後5点目になりますけども、基金化と使途決定組織への支払いの仕組み作り。これにつきましては、一般財源化をせずに自由度の高い使い方をというのがこの白馬のみらい観光税の内容となっております。

ただいま申しました5つの点について、これまで作業を進めてきたというところでございます。現時点で作業自体は一旦休止をしておりますので、再開に当たっては、既に2点の取組は終わっておりますから、残りの部分について改めて作業に入ることをご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございます。

そういうふうに進んでいることのお話をちょっとしたと思うのですから、今2点まで進んで、あと残りというお話ですので。

そういう中でも村民のスタンスが、皆さんがこれはいいよね、こういうものだったらみんな協力してやっていくよねという、お互いにその理解がきちんとできていくような税の在り方、それから徴収の仕方、そういったものもぜひやっていただければ、本当に素晴らしいものになると思いますし。

改めて申し上げますけど、私どもは宿泊税がただ単に反対というんじゃなくて、ちゃんと、さっき私が言った3つの点も含めた中で、理解のできる支払いをしたいんだということですので、その点はちょっとお間違えのないようによろしくお願いします。

いずれにしても、少し一旦止まっている間に、また残りの3つも検討していただけたと思いますので、そういうところではぜひオープンにディスカッションができるような場にまたなっていければいいと思いますので、そういうときはぜひ声をかけていただきたいと思います。

それでは、時間もありますので、次の質問に移らせていただきます。

2、多文化共生社会と入区の在り方について。

9月定例会では、白馬村多文化共生社会の推進に関する条例が可決成立しました。私個人は総務社会委員会では反対をした一人です。もちろん本会議でも反対をしました。理由は質問の中で触れます。

行政がこの条例を通過させたい趣旨は十分理解できます。反対した議員たちも趣旨は理解していると思います。それは、急激に増える外国人による土地所有の実態がはっきりとせず、うわさが独り歩きをしている状態があります。そのために的確な情報を把握し、いち早くデータベース化を図るものです。それは、税の公平性を図るためでもあります。

村内には、きちんと住民登録をして納税の義務を果たし、子育てや事業に精励されている多くの

外国籍の皆さんがおります。地域に溶け込むために入区をされている方たちも多くいらっしゃいます。

この条例を基盤として、地域に溶け込んで一緒に活動したいという方々のためにも、入区を奨めてともに活躍できればと願っています。そこで、以下の質問をいたします。

1、入区のメリット・デメリットで考えるのではなく、地区発展や総合理解を深めるべく公共的な観点からの義務化を考えるべきでは。

2、インバウンドがもたらした多文化共生社会の在り方は、双方の歩み寄りが基本である。行政が関われる部分は何か。

3、人口減少や少子化がもたらす先細りの中で、外国籍の土地所有の増加で移住者を増やす考え方はないか。

この3点をお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷議員の2つ目の質問であります。多文化共生社会と入区の在り方について3項目の質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

1点目の行政区への加入の義務化についてでありますけれども、以前にも同様の内容の答弁をさせていただいておりますが、多くの自治会、行政区、一部認可地縁団体もありますが、あくまでも任意団体であり、行政区への加入・脱退は個人や団体の意思によることが原則であります。

法的には、地方自治法第260条の2に規定するような行政組織との関係性はなく、純粋な住民の自治組織として組織されているため、義務化につきましては、現実的では不可能であるというふうに考えます。

したがって、外国人住民だけを義務化をすることにつきましては、地区発展等においては必要との認識ではおりますが、不可能であると考えております。

2点目の、多文化共生社会への行政の関われる部分についてお答えをいたします。

本村が策定をした多文化共生社会の推進に関する条例は、村議会、事業者、村民の責務についてうたっており、白馬村全体で多文化共生社会の形成に向け、取り組んでいくこととなっております。

太谷議員の質問の、行政が関われる内容につきましては、多文化共生社会の意識作り、日本語教育支援、行政情報の提供や多言語化、就労環境等の整備、医療受診の支援体制、防災関係、住宅関係、関係団体等の役割分担と連携体制等が考えられます。今年度は、多文化共生支援員の設置と多文化共生支援サイトの立ち上げにより、情報発信や情報収集、情報共有等を中心に進めているところであります。

最後に、外国籍の土地所有の増加で移住者を増やす考えはないかについてお答えをいたしますが、外国籍の方が白馬村の土地を取得されるケースですが、令和2年1月1日現在のデータを申し上げますと、外国人の土地所有者数は243人で、白馬村における土地所有者数の4.6%となっております。

ます。

一方、家屋所有者数は154人で、白馬村における家屋所有者数の2.9%といった状況であります。このうち、家屋の用途別の割合を見ますと、専用住宅が34%、簡易旅館・旅館・ホテル等が66%です。

ご質問のように、実際移住につながると考えられる専用住宅の割合は34%ですが、そのうちの約半数は別荘として利用をされている現状です。また、土地を所有しても家屋を建てない方もおります。

このような現状から、外国人の土地所有者の増加が、実際の移住につながるかどうかは分かりませんので、国内を中心に引き続き移住施策を実施をしまいたいというふうに思っております。

なお、白馬村の魅力を創出をするための施策については、国内・国外にこだわらず、多くの関係人口を目指す考えであります。

以上で、太谷議員の2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございます。

まず、1点目のメリット・デメリットということ。これは確かに自治法で、憲法にも定められているんですか。強制はもちろんできないんですが、ちょっとここで一つ、私の住んでいるエコーランド、それから同じように今度の会則を作った和田野の地区の皆さんの規約をちょっと読ませていただきたいんですが、私どもエコーランドは、まずエコーランドの区に住むと会員というものになるという規約になっています。

それで、その中で、正会員になりたい、区に入区して区民になりたいというの、それから区民でなかったら環境整備費というのを払うというそういうルールになっていまして、そういうことが周知徹底されていないものですから、外国の方たちはそういうものがあるということを知らない方もいらっしゃるし。それから、パートナーの方が日本人の方なんかの場合は、そういうことが分かって入区されて一緒に活動されている方もいらっしゃるんですね。

それで、和田野さんの場合には、まずこういうあれになっています。和田野さんの規則には、第5条会員となっていて、区内に住む住民登録をしている者、それからもう一つは区内に住民登録はしていないが、区内に居所、いわゆる住んでいらっしゃる方は自動的に会員になるというのはエコーランドと一緒にです。

地域内に居住する者あるいは地域内に施設を有するものが、和田野の場合には会員になるんですね。その区費についてはまだ細則がありまして、コミュニティー分担金とビジネス分担金に分けてその区費をその地域の活動のために使うというようになっていまして。それでいろいろお話を聞きますと、一般住宅や別荘の方々も、あるいは事業を営まれている方も含めて平等性が保たれているということで、外国籍の方は全員お支払いをしているそうです。

これはあくまでも理想論なんですけど、法律でこうしなきゃいけないとは決められないんで、あくまでもその地域のルールとしてのあれですから、それを地域の役員さんは一生懸命説明をしてみんなのために、みんなの地域で使うお金だからみんなで負担してみんなで切磋琢磨しましょうよねということを提案しているわけで、私は悪いことではないと思う。

ただ、法律で駄目ですよ、そんなことは自由ですよと言うのではなくて、一緒になってやりましょうよと声をかけてあげることが、私は多文化共生の精神を生かすことだと思っています。

それで、先ほど私お話ししたように、この多文化共生の関連については、私総務社会委員会では反対をさせていただきまして、本会議でも反対をさせていただいたその理由というのは、やっぱり理念条例である部分と、それから実務条例であるものを一色くたにして議案として上げてきたというところに、もうちょっと時間をかけて精査してからでもいいんじゃないのという。北澤議長も私も総務にいらっしやってそういう提案をされたんですが、副村長が「いや、否決なら否決、賛成なら賛成にしてください」というようなことで、結果こうことになったような気がするんですが。

もう少し寄り合える部分でいけば、今回の税金をデータベース化するなんて、これ私一番前から思ったことですからそれはそれでいいんですが、この条例の中身については、そういうことで反対をしたという経過がありますんで、その辺りは理解していただければありがたいと思います。

それで、村長にお聞きしたいんですが、外国の方たちが好んで日本へ来て住んでいらっしやるんですが、その方たちも一緒になってやりたいという人たちもいらっしやる気持ちを何かその行政としてバックアップしてくれるために、先ほど言ったようないろいろな側面でカバーしてあげるとは、さっき村長述べられていましたけども。その人たちと、また新しいその日本でというよりもこの白馬で新しい生き方をその外国に向かって、この村はとでも開かれた村だよということをアピールするような、その言質していただけないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、多文化共生社会につきましては、条例で定めた部分ありますけども、これまでも議員出身のエコーランド地区では、英語版の加入案内というものを作ってございまして、それを参考にさせていただき、ほかの地区においても外国人の居住者のいる方については、そういう英語版の案内を作らせていただくというところで協力もさせていただきました。

具体的に行政が関わるところについては、先ほど村長が申し上げたところが具体的な内容になってまいりますし、間接的な内容になりますけども、現在作業を進めております多文化共生支援サイト、こちらについても、外国人向けに情報を流すということで考えておりますので、先ほどの入区の関係、任意と申し上げながらも先般ある地区の懇談会の中では、なかなか会費はもらっているんだけど実労部隊がなかなかないというようなお話もありましたので、そこら辺も含めて支援できるところについてはしっかりと支援をさせていただくということの考えには変わりありませんので、内容等もしこういう点が必要だということであれば、サイトへの構築、掲載とか、具体的に就学支

援が対応するとか、そこら辺については考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございます。

ちょっと今、ここにニセコ倶知安町の多文化共生構築に関する外国人のアンケートというのがあるって、これ去年の10月だから1年ほど前に取られたアンケートだそうですが、まず外国籍の皆さんに町内会の加入率ですね、これなんかを調べましたら、サンプリング数が122世帯くらいだからそう多くはないんですが、一応倶知安町にいらっしゃる方たちの多くを網羅しているらしいんですけども。大体入会している方が18%、未加入者が55%で、残りはどういう状態になっているかちょっとよく分かりませんが。

それで、日常生活の中でトラブルが起きているということが、まずその入区を進める一つの原点になっているんですけど、例えばごみの出し方が分からない。ルールも分からないということですね。それから、駐車場や駐輪のことで地元の人ともめる。あるいは、建物の増築・改築でもめる。それから、店舗・宿泊施設の営業に関する、時間もそうですし、音の問題とかいろいろあると思いますが、そういった日常生活のトラブルがまず原因になって、町内の皆さんは、「そんなこと言わんでみんなも一緒になってルールを守ってよ」というところからこういうものをされたそうなんですけども。

それで、その中に、さっき村長がお話ししてくれた行政が関われる部分といいますと、その方たちは、多文化共生のまちづくりについて何か今後協力すること、あるいは今後どうしてほしいかというそのものに対しては、まず一番大事なのはその日本語教室の充実ということで、もう日本に来たんだから日本語を勉強したい。チャンスがあったらそういうところに通いたいとかということがすごくパーセンテージとしてはかなり高い数であります。

それでこれもちょっと行政の皆さん耳痛いかもしれませんが、行政情報として皆さんが、この方たちが窓口に行ったときに、どうしても言葉のあれっというのはありますから、英語ができる程度ならいいんですが、多文化ですからいろいろな国の人たちが出てきて対応ができなくて、行政の皆さんの窓口での対応が非常に弱薄なものになっていて、すごく差別を受けたという意識を持つという方が非常に数字として大きいらしいんです。

これは、ある意味かわいそうだと思うんですけど、全部が全部諸外国の人に対応できるだけ人を雇うのは大変ですけども、一生懸命伝えてあげるといふ気持ちが出れば、そんなに相手の方も言葉が分からなくてお互いこうコミュニケーションを取れないということで済むと思いますんで、その窓口の対応はぜひ丁寧にあげたらいいかというふうに思います。

それで、日本人との交流の機会を充実させてもらったら、もっともっと私たちはうまく仲良くできるのにねというやっぱり意見もあるところを見ると、やっぱり区なんかに入ってもらったり、一

緒のサークルで何かをすとか、お互いの文化を理解し合えるような、そういう共通の部分というものは、ぜひ行政のほうで何らかの形で、大変だと思いますけどボランティアの力を借りたり、あるいは会計年度任用職員なんかの方にもそういうことのある方を入れて、こう一緒にタイアップしてやっていければ、今よりは間違いなく数値が上がっていくと思いますので、そこはぜひ理解して、行政のほうの皆さんは大変だと思いますけど、協力していただければと思います。

さっき村長も言っていましたけど、例えばこの防災のときの情報が分からなくて、避難場所がどこかと言ったら、70%の人が防災で避難する場所を知らないというようなデータが出ているんですね。3割くらいの方は分かっているらしいんですが、この方たちは言葉が分からない、それから図面で見てもどこがどうだか分からないというようなことがあって、もし万が一ということがあってもいけませんので、そういうものを行政も考えていращやるとは思いますけど、なるべくスムーズに、その英語版とか中国系のものであったらそういうアジア系のもので作っていても良かったり。

それから、そういうことの防災対策なんかで、その避難の仕方とかのいわゆる講習会の充実をぜひしてほしいというようなことでアンケートがあるそうですので、白馬村もできたらそういうところをやっていけば、多文化共生のあれとしても、税金の関係じゃなくて理念条例で言うところの外国の皆さんと仲良くしていきましょうという部分も十分生きていくと思いますので、村長、その辺りのことはぜひ前向きによろしく願いいたします。

議長、あと10分ですか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、太谷議員の多文化共生の中で、白馬村でも外国人、1年に2回ヒバの会というのがございます。そんな中でお互いの情報交換をしながら、例えばごみの出し方がどうだとか、いろいろなその村のルールについて懇談をしているわけでありまして、まだまだ足りない部分もありますし、いろいろなこの交流をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので。またぜひ太谷議員も、地元で大変外国人の多い地区でありますので、ぜひ一緒になってご支援いただければとこんなふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は答弁を含めてあと5分です。質問はありませんか。太谷議員。

第1番（太谷修助君） ありがとうございました。

そういうことで、私も自分がそういう特殊な場所にいるというか、逆に言ったら一生懸命そういう方たちの橋渡し役になって頑張りたいとは思っているんですが、なかなか言葉の問題もありますし。どうも外国人をいじめているという議員の一人に見えるらしくて、ちょっとその辺り心配しているんですが。村長、どっかでいろいろ機会があったら、そうじゃないよと言っておいってください。

そういうことで、お互いに行政も我々議員も、地域の皆さんとも協力して、いい社会づくりをし

ていきたいと思っておりますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第1番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時01分

第6番（松本喜美人君） 6番、松本喜美人です。

私の本定例会での一般質問は新年度の事業と予算が主でありますので、冒頭にコロナ禍における我が国の経済状況について簡単に触れさせていただきたいと思っております。

日本銀行の黒田総裁は、10月29日に令和2年度の経済成長率と物価上昇率の見通しを7月時点から下方修正し、デフレーションが再燃すれば日本経済は一段と下押し圧力がかかると談話を発表されました。

経済状況を示す言葉にデフレとインフレがあり、デフレとは景気の後退期で物価の下落や給料アップもしない現象で、物が売れないという、お金の価値観は増加し借入金の返済はお金の増額分厳しさが増します。逆にインフレは景気上昇期で物価や給料が上昇し、お金の価値は減少し企業経営には好ましいと言えます。

また、多くのエコノミスト、この場合には経済学者でありますけれども、コロナ前の景気回復には3年から5年ぐらいの期間が必要であるとの発言があり、長期戦の覚悟が必要と認識しております。

また、一般的にデフレ対策としては雇用対策と社会不安の除去、今回の場合にはコロナ問題の収束、そして国民の健全な購買力の向上がデフレ脱却の施策と一般的には言われております。

それでは、通告書に基づきまして質問に入らせていただきたいと思います。

昨年12月以降に、中国武漢市において発生した新種のコロナウイルスは瞬時に全世界に拡散し、地球規模で感染防止等の病魔との戦いが継続中であり、国内では人々の生活が一変し、さらに経済活動では、全業種において、大企業、中小企業を問わず激変しています。

我が国では新しい生活様式が求められており、個人、企業、団体、地域等でも意識改革や手法改革が模索されております。

行政においても同様であり、村民の暮らしを守る従来の行政サービスの質、量を提供できる効率化、さらには運営財源の縮小が想定され、本村の基幹産業がトップシーズン目前にしてコロナ感染第3波が全国的に猛威を振っている状況下での新年度の予算編成期となりました。

そこで、次の5点についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

1点目でございますけれども、令和元年度一般会計決算書の財政分析評価指標について、どのような認識をされていますか。

2点目、令和3年度の一般会計の収支見込みについて。

3点目、新年度の事業計画における重点施策は何か。

3の1項目といたしまして、第5次総合計画の基本目標に向けた取組が重点施策と認識していますが、コロナの感染状況等により各事業計画ごとに中止、先送りの仕分け、順位等を考慮し検討されますか。

3の2項目、現在進行中の事業において、中断、先送りを検討した、もしくは検討したい事業がありますか。

3の3項目でありますけど、コロナウイルスの終息見込みと財政状況見通しが計れるまで村民の暮らしに直結する事業、コロナ対策事業、災害復旧等以外の新規事業は抑制すべきと考えるが。

4点目、予算編成には本年度実施した枠配分方式と一件査定方式、2方式の併用が考えられますが、どの方式を採用予定か。

5点目、地方債残高が平成25年度以降、毎年増加しており、本年度目標に新規地方債の発行額は元金償還額範囲内とする方針目標がありました。新年度も引き続き方針目標に定めますか。

以上、5点についてお伺いをさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 松本議員から本村の財政分析と新年度事業計画と予算について、5項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、監査委員からの意見にもあったように、早期健全化基準を大きく下回ってはいるものの、前年度に対して実質公債費比率1.0ポイント、将来負担比率5.3ポイント増えております。

実質公債費比率は当該年度の元利償還金の影響が大きく、将来負担比率は地方債現在高と基金現在高の影響が大きいことから、今後は、より一層、地方債の新規発行や基金繰入れへの依存は控えて健全財政を維持できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

2点目の令和3年度一般会計の収支の見込みについてですが、予算編成作業に着手したばかりで、今月中旬以降での主要事業のヒアリングを控えていることから、収支見込みという答弁は正直難しいことはご理解をいただきたいというふうに思います。

先ほど答弁でも申し上げましたが、基金繰入れへの依存を控えるために毎年決算時に歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を差引いた実質収支の2分の1以上を余剰金として財政調整基金へ積立てをしております。

特殊事情がない限り、前年度からの繰越金として3,000万円を予算計上していますから、逆算しますと実質収支が6,000万円より多くなれば基金積立金を増やすことができます。

このように、実質収支から財政調整基金の積立てや取り崩しを考慮した額は、ここ5年ほどの平均値で6,500万円ほどですが、例え500万円という少額であっても今後において予定せざるを得ない義務教育施設整備基金や福祉基金などの特定目的基金への積立てができる総計予算主義の考

えを踏まえた規模の予算編成を考えております。

3点目の新年度の重点施策についてお答えをいたしますが、1つ目の中止、先送りの仕分けや検討等については、令和3年度予算も松本議員おっしゃるとおり村政運営の基本となる白馬村第5次総合計画に掲げる基本理念の実現に向けた事業を推進していくつもりです。

ただし、令和3年度に限っては新型コロナウイルス感染症対策、経済対策に最優先で取り組まなければなりません。このため、感染症対策等の財源確保のため令和3年度に予定している事業であっても令和4年度以降において実施可能な事務事業は極力延期するよう予算編成方針として定めた内容について、課長会議や予算編成会議で職員に指示をしております。

2つ目の中断、先送りしたい事業等については、まだ予算編成に取りかかったばかりですので、この場でどの事業を中断、先送りにするという具体的な事業名を申し上げることはできませんが、ただ、外部との協議、打合せ等につきましては、可能な限りウェブ会議等を取り入れることとして旅費の縮減と消耗品費の節約には最大限に努めることを指示しております。

3つ目のコロナ対策以外の新規事業の抑制についてですが、確かにこのようなコロナ禍ですので事業を抑制したいのはやまやまですが、避けては通れない当村の重要な課題として積極的に取り組まなければならない事業はどうしてもあり得ると考えます。

ただし、事業の選択においては、これまで以上に行政が行なうべき事業なのか、このコロナ禍でも行なわなければならない事業なのか、事業効果が上がっているものなのかという視点を確認しながら、新型コロナウイルス感染症対策との調整もしつつ令和3年度の予算編成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

4点目の予算編成方式についてですが、令和3年度当初予算編成も枠配分方式による歳出の徹底した圧縮を行なう方針です。

令和2年度と同様に、一般財源歳入見込額と基金繰入額から、歳出の義務的経費、政策的経費、経常的経費の一般財源を配分します。

令和2年度当初予算の経常的経費の一般財源額に対し、どの課も一律97%を乗じた額マイナス3%を令和3年度経常的経費の一般財源として設定し配分します。

これは、一般会計だけでなく白馬山麓事務組合の白馬高校負担金、国保会計繰出金、下水道事業会計繰出金も同様としております。

ただし、一般財源が1,000万円未満の課は前年度と同額を上限とする考えです。

最後に、地方債発行額は元金償還額以内とするのかとの質問ですが、これ以上、将来負担比率などの財政健全化判断比率の悪化を食い止めるためにも、令和3年度も引き続き新規発行債の額は元金償還額の範囲内に抑えることを目標とします。

ただ、現実的に減少する一般財源を賄うためには、小規模な事業への地方債の新規発行にも頼らなければならないが、また、総務省の2021年度地方財政収支の仮試算からは臨時財政対策債の新規

発行額は前年度の倍以上に拡大という状況下であり、新規発行額の抑制は厳しいと思いますが、臨時財政対策債とは本来は地方交付税として交付するものであることから、特例加算分については計算外とする考えでも間違っていないと言えます。

しかしながら、財政担当課と調整を図りながら、何とか目標達成ができるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上、松本議員の財政分析と新年度事業計画についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） ただいま下川村長より答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきますと思います。

まず、最初に横山副村長にお尋ねをさせていただきたいと思います。

ただいま村長のほうから令和元年度の決算状況等に基づく評価等につきましては、おおむねそれぞれの財政指標が与えられている指標内に収まっているというようなことで答弁をいただいたわけであります。

そこで、横山副村長のほうにお尋ねをさせていただきますけれども、令和元年度の一般会計決算ベースでの地方債残高、これは借入金残高ということでありますけれども、71億4,400万円、基金残高、これは定期預金残高という解釈になるかと思いますけど、総額では国民健康保険の財調基金1億8,240万円を除くと16億5,595万円ですが、うち自由に取崩し利用可能な財政調整基金残高は6億8,154万円しかない状況を、コロナ禍における財政面で危険推域、要注意推域、辛うじて安全推域の3点から選択するとすればどれに値するかを、まずお伺いさせていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） それでは、再質問にお答えをいたします。

今の状況を危険か要注意か安全かといった質問ですが、私の考えとしては要注意の辺かなというふうに思っています。

その根拠なんですけれども、私も過去の経験上、危険推域だったときというのは白馬もあったと思っております。それは平成十六、七、八ぐらいです。オリンピックが終わって五、六年後、要はそのときのオリンピック関連の事業の起債の償還がほぼピークを迎えていたのにもかかわらず、国の三位一体改革というやつで交付税は落とされ、税源移譲とはいえ村の景気が悪くて税収は全く増えず、あと補助金も見直しという、国の補助金も減額になると、泣き面に蜂みたいな状況になったときがあります。

そのときのことをよく今でも覚えてはいるんですけれども、初めて実質公債費比率という指標ができたんですが、最初に作った平成18年度は21.6%でありました。今は10%そこそこだったりするところもあります。

あと、議員さん、基金残高においてどういう状況かということも聞かれておりますが、いつも財調基金ばかり言われますが財政調整基金とセットで減債基金というのがありまして、それが大体、一般財源化できる基金の代表格といったところで、この二つを足して大体言うんですけども、そう考えると、今は8億9,800万円、9億円近くあります。ただ、当時は5億円ちょっとでありました。

なおかつ、今、先ほど言ったとおり16億5,000万円余り、ふるさと基金を中心にありますけれども、当時はそれ以外を足しても7億円しかなかったというような状況でありましたので、それに比べると危険水域とは言えない、ただ、ここ数年、6年間で起債残高も20億円ぐらい増えていきますので、そして実質公債費比率も僅かですが増えているということもあるので決して楽観視はできない、そして、このコロナ禍で税収源が見込めないということもあれば要注意水域という状況にあるのかなというのが私の考えです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 再度、横山副村長のほうにお伺いをさせていただきます。

なぜ、副村長にこの質問をさせていただいたかと申しますと、先ほど副村長の答弁の中に触れておりましたけど、長野オリンピック後の大変厳しい財政時に、当時、総務課の財政係長として財政立て直しに尽力をいただいていたという、非常に苦しいところを体験されたということで、あえて副村長のほうにお尋ねをさせていただいたわけであります。

それで、これ私の記憶が正しければ、ひょっとしたら数字が違うのかもしれませんが、長野オリンピック直後という時点で申し上げますと、私は一般会計で約100億円ぐらいあったのではないかなど記憶をしております。ただ、ちょっと数字が不正確かもしれません。

それで、私が約8年前に議員をさせていただいたときには約50億円が起債残高であったのではなかろうかと、そのとき白馬村では、一般会計それから企業会計、特別会計合わせて、当時100億円の起債残高だったというふうに記憶をしております。

先ほど副村長答弁の中にもありましたとおり50億円ぐらいの起債残高のところ、この六、七年の中で現在は70億円と20億円増えている、これはもちろん神城断層地震等々がありまして、そういうところが大きな要因として起債残高が残ってきたということでもありますけども、そこで、副村長にもう1回お尋ねしたいのは、今日のようなコロナ禍における人類が経験したことがない地球規模の経済不況の中にあって、財政運営で今、何をなすべきかということでお考えがありましたら、副村長のほうにお尋ねをさせていただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 非常に厳しいときに担当をやったというところは確かなんですが、財政というのは非常に生き物でありますので、十五、六年経つとやり方も変わっているし、いろいろな面で

も変更点があるなという感じはしております。

最初、議員さんおっしゃった起債残高のピークであります。これちょうどオリンピックの年に117億円というのが、これは私もう絶対忘れない数字で117億円というのを持っています。オリンピック後に限ると、その次の年の110億円がピークかなというふうに思っております。

平成25年度には、その半分以下ぐらいの51億円まで減らしたということで、非常に順調にきていたのが我が村の財政運営だったかなとは思っております。その後、さっきおっしゃったとおり断層地震があったり大型事業が幾つかあったりということで今の状況になっております。

運営で何をすべきか、当時で比較してはいけませんが、当時の状況、要は危険推域になる手前なので、その時点から、もうちょっとやっておけばよかったかなということといたしましては、やはり今の村の財政状況を職員全員、強いて言えば住民の方もなんですけれども、状況認識をしっかりとさせるということは大事かなと思っております。

これに関しては、先日、予算編成会議の場、課長会議等があったんですけれども、非常に現状の厳しい分析を担当係長が説明してございまして、私以上に厳しい言い方をしていたので、そこら辺は随分、危険推域前にやることとしては非常にタイムリーだなというふうに思っております。

あと、財政運営の立場からすると、今後のシミュレーション、ちょっと税金が見通せない厳しさはあるんですけれども、やはりシミュレーション、私のときの場合は平成10年がオリンピック年だから15年経てば起債の償還がほぼ終わると、そこまで頑張れば何とかかなという感じで職員みんなに何とかしようという話をしたような記憶があります。

ここに吉田課長もいますが、当時、何しろお金がないばかりしか言わなかったもので、当時、丸山議員も一緒に財政再建をやったんですけれども、では知恵を出せということで、いろいろな削減、細かいところから一つ一つ積上げたというような覚えがあります。そんなような思いをもう1回やれば乗り越えられるかなというふうには考えております。

あと一つ、事業をやはり集中しなければいけないと、もう総花的にはできない、私がいた5年間の間では大型事業はしろま保育園、統合保育園一つ、ほぼ一つだったですね、あと校舎が1棟と北小のプールぐらいだったんですけれども、その変わり住民には非常に不評でした。道も穴だらけだし非常に生活基盤の整備が滞ったということで、役場の人間は口を開けば予算がないお金がないと言い過ぎるといふ苦情もかなりいただきました。そんな中の折り合いをつけていくこともちょっと必要かなというふうには、ちょっと思い出話っぽくなっちゃいましたけども、何しろ本当の財政状況を把握すること、それは第一かなというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 今、副村長のほうから体験談を交えて、今後の対応についてご示唆をいただいたのではないかなというふうに思います。

やはり、スタートはこういう状況ということ役場の全職員が認知していくとか理解を深め

ていくということ、これは逆に、また副村長、総務課長が機会あるごとに各課長を通じて部下の者にお伝えするというような一つの職員教育と言いますか、そういうところから生まれてくるのではなからうかと思えますし、それから、逆にちょっと質問項目から前後してしまいますけども、例えば予算編成の本年度の基本方式が枠配分方式ということで、いわゆるそれぞれの課に責任を持たせているわけでありますから、逆に言うと今の村の財政というものが、それぞれの課の担当者が理解を深めていただいて、責任ある予算を作成していただくということが非常に大事になると思えます。

それと、私は枠配分方式というのは決して悪いことではなくて、現場を知り尽くした人たちが必要な順位をつくり、そして、そこに予算を配分していくというところでは、この枠配分方式は大きなメリットがあるのではなからうかと思えます。

そこで下川村長にお尋ねをさせていただきたいと思えますけども、昨日の本定例会の招集挨拶の中に、この予算編成の枠配分方式の中で触れてございますけども、令和3年度に予定している事業であっても令和4年度に実施可能な事務事業は極力延期することを指示したと触れておりましたが、こういった中で具体的にこのような事業だというものがあればお伺いをさせていただきたいと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど来、私の答弁の中でそういった発言をさせていただいているわけでありますけども、できるだけこういった状況の中でありますので、このコロナ禍の関係で税収も落ち込んできている、そういった中で延ばせるものは延ばす、そういった弾力的な考えでいかないとこの難局は乗り切れないのではないかというふうに考えておりますので、必要なものはどうしても必要だし、これは延ばしてもいいようなそういった事業もある場合には延ばしてもらおうという、そういったことをしてこのコロナ禍の対応をしてみたいというふうに思っております。

先ほど来のお話の中で、本当にこれは行政がやる仕事なのかという、そんなことも精査をしながら来年度の予算編成に取り組んでみたいというふうに思っております。

課長会議でもしっかりとした、そういった指示をしているところではありますが、各課長もそういったことは認識していると思えますが、そんな中で、では具体的にどういうものということはまだ申し上げられませんけども、延ばせるものは延ばすということはちゃんとしっかり指示をしておりますし、また、そんな対応をしてみたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） すみません、前後して申し訳ないんですけど、令和元年度の決算についての評価というところで、一応、私の村長答弁をいただいた中での考え方というものを少しお話させていただきたいと思えます。

先ほど、村長のほうからは30年度は実質単年度収支が6,500万円というようなことで、おお

むね6,000万円ぐらいの収支が発生するというようなところで答弁をいただいたわけでありませぬ。

ただ、私は令和元年度の決算で申し上げるならば、実質単年度収支も久々に6,500万円計上してございます。それまでは、例えば平成30年度ですと2億3,000万円の实質単年度収支は赤というようなことでありまして、実質単年度収支が久々に黒字ということで6,500万円出たわけがあります。

これ実は、私が思うのは政策的に黒字にしたということであると非常に喜ばしいと言いますか、うれしいわけでありませぬけど、私の解釈で申し上げるならば、令和元年度の単年度収支が発生した一番大きな要因というのは、寡雪に伴う除雪の委託費が1億円弱減額できたということでありませぬ。

白馬村の場合に、よその地域でありますとこれだけの経費が浮いたということは非常に喜ばしいということで済まされるわけでありませぬけど、本村の場合には除雪費が浮いたということは今年度の村税収入に大きく関わりまして、結局、除雪費が浮いたということは、翌年の村税、いわゆる観光面でのマイナスというものが反比例して発生するというので一概に喜ばないというような解釈をしてございます。

それで、そういった中で言いますと、やはり私は要注意推域よりもやや危険推域に近いのかなと、それはコロナという問題がございませぬ、確かにオリンピック以降というのは国の政策的に厳しいという部分もあったのかもしれないけど、今は全くこの先のところが読めないというところが、誰しも経験がないというような中であって対応をしなくてはならないということで、非常にそういう点ではシビアな対応というものが求められてまいりませぬ。

それで、私は事業についても、るるお尋ねをさせていただいたわけでありませぬけども、まだそこまですべてに達していないということでありませぬけども、ほかの同僚議員からもこういうことをやれ、ああいうことをやれというふうな一般質問と全く逆行してまして申し訳ありませんけど、こういう状況下の中で村が何をすべきかということ、事業の第一位は間違いなく村民の生命を守るということの事業が、これは何を置いても優先すべき事業であります。

それで一番心配するのは、我が白馬村にもコロナの感染者が発生したと、私なんかはよく今まで出なかつたなと、観光産業を基幹とした村でよく出なかつたなという感想を持っております。

ただ、これも長年観光地として培ってきました、やはり消毒であるとか、そういった意識の徹底が今日まで白馬から出なかつたということで、そういう蓄積された部分が今日の結果につながつたのではないかなと、このように考えております。

ただ反面、それぞれの商工業者は経営的に言いますと、今まで例えば10人収容できたところは5人にし収入は半分になり、それで消毒であるとかそういったものの経費は今まで以上にかかっているということで、経営的に苦しいというのは単純に言って当たり前であります。

例えば宿泊業でありますと、5,000円の宿泊料でありますと、収容人員を半分にすれば1万円

にしなければならないというのが経営的な視点になろうかと思えます。そういう点ではなかなか解決ができないという部分がありますけど、やはり行政として一番やらなければいけないことは、冬のトップシーズンを控えた中で集団感染に陥ったときにどうするかということ、これは危機管理として今からどうするかということはやはり確立しておくということが絶対に必要ではないのかなと、あとの事業については、私は先ほど村長が申し上げましたとおり、どうしてもやらなくてはならないという事業をとということになろうかと思えますけども、ただ財政を考えるのであれば、私はこれは村の、いわゆるまだまだ安全だよと言いますか、要注意だよということでもありますけども、経営分析、これ行政と民間は異なりますけども、30年度の決算でよかったねというのは、実は分析というのは昨日までの数字でありまして、明日安全だよと担保されているわけではありません。だから、昨日までの数字で来期をどう読むか、これが一番重要なことであります。ですので、そういった部分では去年の数字を参考にして、今回のコロナというようなものをどのように読んでいくかということが非常に重要になろうかと思えます。

私が予定していたところが全部まだ決まっていないというようなことでありますので、収支不足額も出てこないということでもありますし、不足額の基金の繰入予定額も今のところまだつかみ切れていないということでもあります。

そこで、地方債の償還金額が元金と利息合計で、令和3年度で7億1,200万円、4年度で7億5,800万円、5年度で7億1,200万円となり、最も注視すべき実質公債費比率を単年度で見ると、平成29年度で8.7%、平成30年度で11.3%、昨年、令和元年度で12.8%、ただ公表される数字は3カ年の平均ということでもありますので若干異なりますけども、単年度で見ればそういうことであります。

この実質公債費比率につきましては、資金繰りの程度を示す指標というようなことで毎年数字を算出しております。そういった中で、これももっと無理なのかもしれませんけど、今年度の予想としてどのぐらいになるのか、また3年度の予想比率、3年度はもう先ほどの答弁からいって出ないと思えますけども、今年度の比率がどのぐらいになるかという想定をされているのか、お尋ねをさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの令和2年度の実質公債費比率、同じく3年度の予想でございますけども、財政のほうではあくまでも仮ということで計算をさせていただいております。

数値的に申し上げさせていただきますと、令和2年度が11.4%、令和3年度は13.5%という試算をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 予想数値でありますけども、令和3年度で13.5%というようなことで、

ちょっとほっとしております。

これは、18%を超えてまいりますと起債が自由に起こせられないという、上級官庁との協議が必要というような団体に移行するということでもありますので、多少なりともそういったところで13%ぐらいで収まっていただけというのは非常にありがたいかと、正直に素直な感想として申し上げをさせていただきたいと思います。

時間もありますので、最後にもう1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

田中税務課長のほうにお尋ねをさせていただきたいと思います。

自主財源の根幹をなす村税の減収見込み、新年度の減収見込額をどのぐらいと読んでおられるのか、お尋ねいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 来年度の村税の減収の見込みはということでございますが、結論から申し上げますと、現在、税務課では税収の見積もり作業を行っている真っ最中であるということで、税収の見込額をお答えするにはまだ至っておりません。

しかしながら、予算編成におきまして枠配分方式を採用するに当たりまして、一般財源歳入見込額が必要になってきますことから、村税収入は、令和2年度、今年度の当初予算よりも約5,200万円余り下回るという仮算定をしたところであります。

ただし、この減収分の5,200万円余りには、国の施策として実施されます固定資産税の軽減措置、これによる減収分については全額国が補填するということになっておりますので含めておりません。

したがって、これを入れますと来年度の当初予算の村税収入としましては2億円を超える減収も想定されるというところでございます。

減収が想定されますのは、新型コロナウイルス感染症の影響による村民税、あと入湯税の減収が見込まれるほか、法人村民税の一部国税化の影響、これが1年間、今度は数字が反映してくるということを想定しています。

また、固定資産税につきましても、3年に一度の評価替えの年に当たりますことから、その影響による減収のほか、先ほど申し上げました国の施策であります中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋にかかる負担軽減が大きな減収の要因になってくるというふうに今のところでは考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 今、税務課長のほうから、説明をいただいたわけでありまして、それで、私も昨日の村長招集挨拶の中で、なるほどなというふうに思った部分がございます。それは税金の部分で触れておるところでありますけれども、不動産取引の停滞による個人村民税の減少などというよ

うな表現をされてご挨拶をいただいております。

それで、実はこのところにちょっと興味を持ちまして、長野県市町村ハンドブック、これは全部、所得だとか云々というものが一覧表になってございます。それで、元年度ということでもありますけれども、結局、土地の売買等々、譲渡所得ということでもありますけれども、このところで見ますと、令和元年度で分離長期・短期譲渡所得にかかる総所得金額が8億1,937万9,000円ということで、元年度に譲渡所得等々、土地の売買、建物の売買というようなことで8億1,937万9,000円の所得があり、これにかかる算出税額というところで見ますと、2,398万5,000円というのが表で表示がなされておまして、これが多分、限りなくゼロになるんだろうなというふうに予想させていただいております。

それは、なぜかと申しますと、今、国内の株価というものが経済実態に沿わない動きをしてございます。非常に高値ということでもあります。これは1週間ぐらい前に、多分、新聞に出ていたのではないかと思いますけど、従来、不動産等に投資をした皆さんがコロナの関係で不動産に投機と言いますか、投資をしても回収の見込みが立たないということで、金利は安いというようなことで全部株に流れているというようなことで株価が非常に、景気の状態で言いますと本当は株価も低迷するんですけど、株価だけは異常に今は高いという特殊事情であります。それらの要因が、投資家が投資先を不動産投資から株価に変えたというようなところがこの大きな要因であるというふうに認識をしております。

村税につきましても、税収と言うか、税額がどのぐらいになるかという読みと、さらに難しいのは徴収猶予というような制度の中で実際に幾ら納税がなされるかという、二面推定をしていくというところで非常に難しい状況でありますけれども、的確と言いますか、できるだけ精度の高いような形で予算編成に向けて努力をしていただきたいと思います。

私のほうから、最後に総務課長にお尋ねをさせていただきたいんですけども、私は行政の予算というような中で特に感じるのが2点ございます。

1点目が、役場の職員の皆さんのコスト意識、いわゆる原価管理という部分が私はちょっと甘いのではないかなと、行政でありますのでコストだけで言えないという事業もあることも承知しておりますけれども、やはりコストは当然考えなくてはいけないのではなからうかというようなところが、あまり意識されていないなというような感じを持っております。

それから、もう1点であります。今年度ですけれども産業連関表という、いわゆるそれぞれの事業の投資効果を推し計るということでもあります。もちろん行政の業務は投資効果で計れないものもいっぱいありますけれども、ただ、できればせつかくいいものを学んだわけでもありますけど、投資効果、経済効果ってどのぐらいあるのかなという意識の基に一つの事業でもいいですから、そういう計算をしてみて、そういったものが、この事業よりも厳しい財政の中でこのほうが投資効果があるねというようなところで事業化していくという視点も私は必要ではないかと思っておりますので、すぐやりな

さいよというようなことではなくて、例えば職員研修の中でこんな手法を用いるんだよというところ、何か機会をつくっていくことが将来の白馬村の予算化の中でコスト意識と経済効果という視点でものを積み上げていくということも必要ではないかなというようなことを考えておりますけど、総務課長いかがでしょうか。そういったことは取り組んでみるということではできないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 松本議員から2点のご提案をいただきました。

まず、1点目のコスト意識につきましては、公共的な事業につきましては適正価格での執行という部分がありますので、改めてそういう意識をするという部分につきましては職員に再度徹底をしていきたいと思っております。

あと、2点目の産業連関表につきましては、一つ一つの事業についてできるのか、例えば一つの政策として福祉であるとか交通であるとか、いろいろな内容を持ってやるのがいいのか、その辺につきましては少し関わっていただいた先生もいらっしゃいますし、そこら辺は少しご意見を聞きながら、いわゆる行政評価という方法の中に取り入れられるものであれば取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。松本議員。

第6番（松本喜美人君） 最後でありますけども、コロナウイルスの治療薬並びにワクチンの開発と有効な治療方法が確立され、マスクを外し相手の表情を確認しながら会話が楽しめる日が1日も早く訪れることを切に願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんので、第6番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番田中麻乃議員の一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

第3番（田中麻乃君） 3番田中麻乃でございます。

昨日、村では初めてのコロナウイルス感染者が発表されました。村長におかれましては、メッセージの公表、教育委員会からは学校休業と共働き家庭の児童クラブの対応への発表と素早い対応をされたと感じております。ただ3月から5月の急で長期の学校休業は子供たちに大きな影響を与えております。本日からの学校休業もいつまでの休みになるのか、また、長い休みになり友達と遊べなくなるのではないかと、そういった先の見えない不安を私たち親としても子供たちに安心してもらえるように丁寧に説明していきたいのですが、まだ教育委員会からの方針が示されておられないの

で、私もなかなか気持ちが晴れないところで本日参りました。

6月の一般質問では、学校休業に対する家庭への説明の在り方や第2波、第3波の際の学習対応についてお伺いいたしました。保護者への丁寧な説明と学校を含めて学習対応も含めた休業対応は準備しており、しっかり対応してまいるという答弁を頂いております。

これから質問するスクールバスも同様ですが、当事者である子供たちや保護者の声にしっかりと寄り添い、教育委員会がリーダーシップを発揮し、柔軟にコロナ対応を乗り切っていただきたいと思っております。心よりお願い申し上げます。

では、本日は通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目、スクールバスについてです。

村では、昨年8月に北小南小両PTAから提出された児童・生徒のスクールバス運行に関する要望書を受け、本年度11月からスクールバスの試験運行が実施されております。待ち望んでいた保護者からは、毎日送迎していた状況から、子供が自分で帰宅することが夢みたいだという声も頂いております。

児童の居住地が山間地で広範囲に広がっていることも含め、対象地区やバス停の位置、運行ルートの方針等、検討にはかなりの労力が必要であり、よりよいスクールバス運行にしていくためにも、この試験運行を通じ、児童、保護者、学校と共に諸問題を洗い出し、改善すべきです。そこで以下について伺います。

- ①対象地区や運航ルートなど、スクールバス運用決定事項の経過についてお伺いいたします。
- ②日常どのように運用しているかをお伺いいたします。
- ③保護者のアンケートや意見をどのように反映したのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） スクールバスについて、まず対象地区や運行ルートなど、スクールバス運用決定事項の経過についてであります。スクールバスの対象者は、住居から校門までの通学路が片道3.5キロ以上の児童で、対象地区及び運行ルートについては太田議員に答弁したとおりであります。

スクールバス運用決定事項の経過についてであります。6月に南北小学校PTAに運行ルートを提案し、条項がその選定依頼をしました。その回答をもとに7月に対象児童の保護者宛てに運行予定を通知しております。

その後、指名競争入札を実施し、スクールバスは、有限交通白馬交通が1,309万円で決定、スクールバスタクシーは、アルピコタクシー株式会社が175万5,831円で落札しました。

その後、各社と現地確認等を行なった上で10月19日にスクールバス運行通知を輩出し、21日に南北、すいません、南小の説明会を、23日に北小説明会を実施しております。

次に、日常の運用ですが、児童には、乗降する場所と時間を記したスクールバスカードをバス運転手に提示することにしております。これは、低学年の児童が降車場所を間違えないようにするた

めであります。

また、バス運転手による乗車児童名簿のチェック、声かけ、同じ運転者による同ルートの運行、号車ごとに色分け、2号車、緑、3号車、青、4号車、赤の上、登下校とも定刻に発車しております。

最後に、保護者のアンケートや意見をどのように反映したかのご質問であります。バス停についてはPTAの協力を得ながら選定をしましたが、運行ルートにつきましてはアンケート時に提示したルートと異なるルートを採用したため、多くのご意見を頂いております。頂いた意見を参考に、今月からは落倉、和田野の周回ルートを登校のみ、どんぐり、和田野山麓を早便とし、落倉、切久保を遅便としました。このような変更内容は、その都度説明会、意見交換も行なっていますし、今後も意見交換を行ない、できるだけ多くの保護者に喜んでもらえるよう運行を目指しております。本年度は、試験運行のため試行錯誤をしながら本格運行につなげていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） じゃあ、細かく質問していきます。

改めてになりますけれども、今年度のスクールバス運行事業の目的について改めてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 試験運行ということですので、目的としますと、本格運行に向けての試験的な運用、どのような問題点があるかということのを洗い出すということが目的になろうかと思いません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ただいまのご答弁ですと、本格運行に向けた諸問題の洗い出しということでご答弁頂きました。その中には対象の保護者であったりとか、その生徒を含めて学校及び行政の中での洗い出しというふうに私は受け取るんですけれども、そういったものをどうやって今後仕組みとしてつくっていくのか、どういう形での検討をされているのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まだ具体的な手法はこれから検討ですけれども、既に課題とすると、学校とのつながりの問題、学校がいつから開くかという問題、バスはどこに何時に着けるかという問題もありますし、ルートの問題、それとバス停の問題です。今、私有地のほうをお借りしているんですけれども、そこら辺の問題、これはもう道路管理者との問題もありますし、いろいろ問題が出てまいります。

特に、保護者のほうの問題とすると、学校PTAを交えてということで何らかの組織をつくっていただければ、こちらのほうとしては話がしやすいなというふうようには考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） その組織案についてはちょっと後で質問しますので、ちょっと細かい、ちょっとルート帯に当たる決定権について、ちょっと今細かくちょっと聞いていきたいと思います。

ご答弁の中では、6月にPTAにルート案を示されて、その間10月まですごく期間が空いているように感じられるんですね。その間に、行政側としては保護者に対しての丁寧な説明をしたつもりだったのかどうかについてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 答弁させていただきます。先ほど太田伸子議員のときにもお話したんですけども、当初編成予算では夏と冬というように考えてきたものが、コロナ渦があつてできなかったという部分がございます。その部分に空白の部分をつくってしまったのはちょっとこちら側とすると、非常にまずかったかなと。それが、実際運行の中でいろいろなご意見を伺ったのかなというように考えております。手法とすると、もう6月ぐらいに業者まで決定して業者まで交えてやってしまったほうがよかったと、今としては思っておりますので、その部分ちょっと空白ができてしまったところは非常に反省しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） その空白の期間、大変反省をしていると答弁頂きましたけれども、やはり、私たちも突然出てきたようなお話だったんじゃないかなというふうに受け取っております。ただその中で、やはり今、いろんな保護者の方からご意見を伺っているとは思うんですけども、そのルート帯決定になった経過で、お便りにもあったんですけども、距離の3キロが何でまた3.5キロに延びたのかというところであったり、細かい変更がお便りだけで通知されていたかと思えます。その細かい経過についてお伺いできればと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 3キロ3.5キロのところ非常に分かりづらかったと思うんですけども、教育長答弁にありましたように、学校から自宅までが3.5キロというところなんです。大体、最初のバス停のポイントを3キロ辺りに設定して、そこから周辺500メートルぐらいが目安ということになるものですから、直線距離にすると、学校から3.5キロ以内という方もいらっしゃるかと思うんですが、ルートの3.5キロ、そこは表記の仕方が誤解を招いたというところでもあります。

基本的には、遠距離通学の補助金を交付している者を対象にしているということでございます。それがお便り1つでところどころ変わったという部分については、先ほどの6月ぐらいの空白のところ

と一緒になんですけれども、ちょっと期間は空いているかなというようには考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） では、今ほどありました遠距離通学費をお支払いしている児童は全て網羅しているという理解でよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 網羅しているはずですが、プラスアルファの方もいらっしゃるはずですが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） この遠距離通学費の定義については、どういうものであると説明をされているかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 遠距離通学費については交付要綱を設定しておりまして、地区ごとにということで交付しております。その定義については3.5キロ以上というようなものがあるんですけども、基準とすると、学校の適正配置については、国のほうでは大体4キロ、小学生については4キロ、登校時間は1時間というものがあるものですから、それを目安に村の交付要綱のほうは設定させていただいております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 今の学校の定義、遠距離通学費は、そもそも何に使うために支給されているんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 通常というのは、俗にいうと、靴代みたいなことをよく言われるんですけども、ほかの近くの生徒児童以外に遠距離に対して経費をかけないと通学ができない部分を補助するというのが目的であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ただいま経費をかけないと通学できない児童に対しての補助という形で伺いました。確かに、白馬村ですと、遠方の児童はスクールバスが出ないところにおいてはもう自費で、自分で車を出して通学しているということが通常だったと思います。であれば、今回、スクールバスを出すことによってその児童が網羅されているのであれば、この遠距離通学費というのは、今後どのような形でお考えになられているのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 村のほうで経費をかけて交通手段を用意しているということであれば、この遠距離通学費の補助というのは出す必要がないというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 分かりました。

では、続きまして、対象地区以外の保護者へのスクールバス運行の周知という点でお伺いさせていただきます。

先ほどの太田伸子議員の答弁ですと、でしたかね、すいません、説明会は諸連絡事項のため対象者のみ、全校へはさきずなメール、地域へは広報はくばのみという形でご答弁いただいていたと思うんですけども、対象地区以外の保護者へのお便り、案内というのはなかったのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 6月ぐらい、6月か7月に一度、スクールバスをこういった形で運行しますというのは全保護者宛てにお便りは出しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 私もそういった形で受け取っております。

こちら、昨年のPTAの陳情からちょっと流れがあるんですけども、すいません、担当課長を代わられているので少しご説明させていただきますが、昨年度はPTAが陳情を上げた際には、全く初めてのスクールバスを運行してほしいということで、PTAの方々にご尽力頂きまして、そのときは対象の方とかそういった定義がもちろんなかったものですから、全校に対して、もしスクールバスが運行されるのであれば、どういったバス停の配置がいいのか、どういうルートがいいのかということをお話をして、本当にアイデアベースに出していただいたものがあります。そういった保護者の思いがありまして、今回、やはり大変申し訳ないんですけど、私もあんまり記憶に浅いぐらいの通知だけで対象、さらには6月から期間が空いて10月のお知らせということになってしまったので、一部の保護者からは全世帯に昨年度アンケートを取って、もしかしたら自分の地区も対象になるかもしれないと思って期待を抱かせてしまった。あれはまたPTAのものでしたので、今回の行政のものとはまた違うものなんですけれども、そういったところでやはり周知がなかなか行き届いておらずに、今回、ルートを決めるに当たってもその距離の設定ですとか、保護者への説明が足りなかったということでおっしゃってはおられるんですけども、私たちの地区、私たちの地区と申しますか、対象にならなかった地域はどういう形で希望というのか、要望を伝えていったらいいのかということをお話を伺うこともございます。そういった要望の受付と申しますか、ニーズの把握については、役場ではどのように考えておられるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） もちろん、今年、試験運行ですので、実証しなければいけないと思っています。夏、これを出していますが、雪のない時期の部分で、一度、もう一回アンケートですとか意見集約、冬終わってから意見集約、それを踏まえて、じゃあ、どういう問題があるのか、どういうルートがいいのか、どういう対象者がいるのかということは、もう一度みんなで話し合わなければいけないと考えております。

また、この部分については学校ですとか、PTAですとか、そういった関係の方を交えてどういう方向がいいのかということはやりたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 今後、いろいろ方向を模索していただけるということの答弁と受け取りました。

PTAに、PTAといいますか、保護者に対しての説明もなんですけれども、バス停であったりとか対象地区の地域の人たちの説明については、どのようにされたのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） バス停近隣の方へのどういう説明かというご質問かと思えます。校外、PTAの校外の方にバス停についてはご推薦を頂いて、担当者が現地を確認して、土地の所有者のほうには一つずつ承諾を頂きますが、ちょっとうちのほうで漏れておりまして、その隣の隣の人です。近所に子供が何で集まっているのみたいなことを言われたことがありますので、再度、その辺についてはご説明を近所に申し上げて、箇所ごとに確認しながらやっているということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） ただいまの答弁にもございましたように、やはり地域の人たちへの説明も大変足りていなかったのかなというところを感じています。

やはり子供は宝ですので、地域の方々も積極的にスクールバスの運行については協力したいと言っていた区長さんもおります。バス停の位置ですとか、地権者のほうにはご説明されていたかと思うんですけれども、やはりバス停のルート帯、雪が降った場合はこの場所のほうがいいんじゃないのかとか、そういったところのご提案をなかなか受けて、反映がなかなかされていなかったんじゃないかなというところをいろんなところからお伺いして思っています。

やはり行政だけでやれるものではもちろんないと思っていて、その中で保護者であったりとか、その地区の区長さん、地権者、いろんなところとやっぱり協力しながらつくっていくものだと思いますので、すごく苦労されたと思うんです、もう広範囲です。それは、私たち保護者としてもすごく感じています。ただやはりとってもしっかりしたいんですよね。そういった積み重ねであったり、交渉だったりというのを保護者に見えないような形で雑な感じで出してしまうと、やはり私たちの意見を聞いてもらえなかったという形になってしまいますので、せつかく走らせたものですから、丁寧な説明を今後はやっていっていただきたいと思えます。地区も巻き込んで、よろしくお伺いいたします。

先ほどご答弁にもありましたように、行政と学校、また保護者の関係、関係者で話し合いながら、今後は詰めていきたいというお話だったと思えます。

同僚議員の答弁で、PTAのほうで今アンケートを取っているというふうにご答弁されていたと思うんですけれども、PTAとしましては意見を集約できる、協議会のようなものを立ち上げたい

という動きが出ていると思います。そういったことに関しては、担当課としてどう捉えているのかどうかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 大変ありがたいことだと思います。積極的に声を頂いて、こちらのほうに声を届けていただく。またこちらからもそちらのほうに問題を投げかけていくというような場ができればよいと。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） そこで、きちんと確認したいのが、このスクールバス運営事業の責任主体は、改めてどこでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 教育委員会であると思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 責任主体はやはり行政だと思うんです。なはずです。その中で、やはり昨年度からのPTAが陳情書を上げたというところで私たちも必要なものだと思って、保護者からアンケートを取って、陳情書を出しました。そこを受けていただいて予算化していただいたというところで、とても感謝をしています。

その中で、まさに行政主体でやって仕組みをつくっていただけてくれるものなんですけれども、やはり当事者としては子供たちと、あと保護者、さらにあそこの地域の方々だと思うんですよね。その中で、今はアンケートを出されているお便りはPTA会長の名前で出されているかと思います。

今後、PTAはPTAで独立して組織をつくる、何というんですかね、行政は行政でまた別という形になってしまうと、またここで溝が生まれると思うんですよね。なので、今後はやはり協議会をつくるに当たってはなるべく、本当に別枠じゃなくて同じ目線でしっかり行政側、学校側、保護者、対象保護者だったり、PTAといったような形の横並びの協議会というもののほうが望ましいと思うんですけれども、その点についてお考えはいかがですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今のアンケートのお話はPTA独自でやられている話というのはそのとおりで、行政としてもまた別にやろうとは思っていたんですが、PTAの方が先んじてやっていたという事です。やっていますよというのを報告を頂いているからという話ですんで、村がやってくださいと言ったのではないということだけはちょっと前もってお話しておきます。

今の話の協議会的なものをつくって、みんな横並びでということはおもったお話かなと思いますし、それで風通しがよくのであればどんどんやっていくというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 本当に保護者としても、やはりこういった取組というのが初めてですし、行

政の仕組みが分かっていないのが当然だと思うんですね。その中で、やはり保護者としてもPTAとしてどうやって行政に働きかけて声を伝えたいのかというところをすごく悩んでいる部分もあります。本年度のPTA会長におかれましては、一番最初の休業から始まり、こういったスクールバスの運行も含めて本当に悩まれて、ご尽力されていると思っています。その中で、やはり単年度制というところでもありますし、しっかりそこは行政が事務局としてかじを取っていただいて、しっかり地域の人たちのスクールバス運行にかかわる部分は声を拾っていくという体制をこれからしっかりとつくっていただきたいと思っています。

1つの事例なんですけれども、子供がまんなかという教育大綱を掲げて子育て支援や教育面で進んでおられます池田町なんですけれども、何十年とスクールバスを運行されておまして、ここ10年くらいの間、もう大分出されて60年くらいなるというふうにはいるんですけれども、ここ10年くらいの間、家庭の子育て環境の変化に基づいて意見を聞きながら、対象地域の範囲をやはり拡大するなどして現状に対応しながら、問題なく運行しているそうです。校長先生も年度の始めや月に一度乗車して様子を見られたりですとか、上級生が乗り降りの仕方を下級生に教えるなど、自立した運営ができていると伺っております。なので、そういった中で、今は行政と、どうしてもPTAの動きのほうが目立ってはいるんですけれども、しっかり学校行政、PTAという三者が連携しながら、しっかりつくっていただきたいと思います。

スクールバス利用の生徒とそうでない生徒との体力測定等々のやはり保護者の不安ですとかそういったところも比較しながら、体力の差はないといった結果データをお示しする等々、丁寧な説明をしながら運用されているそうです。ぜひとも白馬村もこれからではありますけれども、池田町等々参考にされて、いいスクールバス事業をつくっていただきたいと思います。

最後に、スクールバスについて、最後ではないんですけれども、同僚議員も何度か聞いているので、また重複にはなりますけれども、併せて、もう一度伺わせていただきます。

コロナの影響で、来年度スクールバス運行がなくなるのではないかと保護者の不安の声を頂いております。昨日の村長挨拶では、令和3年度当初予算編成として、今年度と同様の枠配分方式とし、各課はその範囲の中で創意工夫のもと予算を組み立てる、自己責任自己決定額予算編成をとおっしゃられておりました。教育課長の答弁ではしっかりと通年運営を見据えて、積極的な予算編成を依頼するといったご答弁を頂いておりますので、教育長のこのスクールバス運行事業に対する予算編成の意気込みについてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） スクールバスのような運行につきましては、現在、検証中であります。先ほど議員が言われた体力面もあります。また、コロナ渦の関係もあります。よって、そこらを十分検証した上で予算要求していきたいと思っています。当然、コロナ渦になれば中止もできているし、体力は格差が生まれると思うんですよ。その面をどうやって補うか、それにもよるかと思いますが、

またスクールバスの通年運航をやるようになれば、またその時間内である程度学習がね、児童の学習ができないか、そこら辺も検討したいと思っているんですよね。現在はもうしゃべるなということで今スクールバスを運行しておりますので、状況が変われば、また違う形での運行バスも検討したいなと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） もちろん試運行ですので検証という例、課長の答弁にもございましたが、検証した結果を踏まえて予算要求していくという形では理解しています。その中で、いろんな先ほどの体力面、池田町では体力の差はない。池田町はドア・ツー・ドアらしいです。それでも体力の差はないといった結果が出ているというふうに伺っていますので、そういった保護者の不安であったり、スクールバスを運行するに当たっての問題点をしっかり精査していただいて、来年度におかれましては、積極的な通年型のスクールバスの運行についての予算要求をぜひ財政側にしていっていただきたいなと思っております。

最後に、スクールバスのところについて最後になりますけれども、また別の視点でのスクールバス運行事業の重要性についてご提案差し上げたいと思います。

第5次総合計画後期計画案、今パブリックコメントを提出され、集めていらっしゃると思うんですけども、その20ページに、一人一人が成長し活躍できる村とあります。その中に、社会の価値観や生活意識の多様化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。家庭や地域における世帯構成や生活環境も大きく変化し、共働き家庭や独り親家庭など子育て環境も多様化しています。今と昔は違うということです。

このような状況下で本村の人口を維持していくためには、若者が本村で安心して子供を産み、育てることができる環境を整備し、少子化の流れを食い止めることが重要となってきます。そして、若い世代の結婚から出産、子育てまでの一連の流れを切れ目なく行政や地域社会全体で支援し、本村の将来を担う子供の成長を見守っていく体制、サービスの構築が求められていますというところから最後のほうに、地域における女性の活躍が重要だとくくられております。

通告書にはございませんけれども、スクールバスの関連といたしまして、この中にある女性の活躍のというところで、子育て中の母というのはどのような位置づけなのかを子育て支援課長ですかね、教育課長ですかね、その辺答弁お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） やはり子育て世帯の家庭を状況を見ますと、いろんな家庭がございます。様々な問題がございまして、子育て支援課のほうにもかなりいろんな相談が来てございます。特に、独り親の世帯とか、またなかなか子育てが難しいようなご家庭もございまして、一応そちらについても支援していくような形では考えておりますけれども、ちょっと質問のほうがあればいいかと、どういふふうな形で回答すればいいのかというところとちょっとあれなんですけど。一般論とし

では、支援課としては、子育て相談支援センターを開設して様々な意見、相談について対応していくと。当然、経済面についても今のところは住民課で行なっている医療費の補助であったり、子育てに対しての支援を、様々な補助制度を紹介して支えていくような形で今支援をしている状況です。

スクールバスの関係になりますと教育課のほうになりますけれども、一応、教育課とは連携をして情報を共有しつつ、そこら辺についても支援していくという形でやっておりますので、そのような形で支援をしているという状況です。すいません、回答にはなっていないと思いますが、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） すいません、突然振ってしまいましたんで。お答えいただきましてありがとうございます。

まず何でこんな質問をしたのかといいますと、安心して子供を産み育てることができる環境というのは、親が働ける環境とセットだと思っております。昨年、PTA、スクールバスの陳情の賛成討論でも、私、述べましたけれども、3割を超える家庭は無理をしながら毎日送迎をしていて、熊が出発すると当然の送迎であったりとか、今回のコロナでの学校休業など、仕事や勤務先の調整などで影響を受けたのは労働生産性の高い子育て世帯、特に母親なんです。白馬村が掲げております女性活躍がつかれるかどうかは、スクールバスを含む子供の教育環境、子育て環境の整備が間違いないとリンクしてくると思います。その点から見ても、スクールバス運行事業をよいものにしていくかどうかは教育課だけの問題ではないと思いますが、副村長、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 教育委員会だけの問題じゃないと、議員さんのおっしゃるとおりだと思っております。もちろん、子育て中のお母さん方、大変、日々本当大変なお仕事と言っちゃいけないですよ。本当に、だけど子供ため、あと自分の生活のため、頑張っていらっしゃるとい、そこには非常に理解をしていかないといけないと思っておりますので、行政も一体となって考えないというふうを考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） やはり子育ての問題は切り離されて考えられていることが多いと思うんですよ。子供のスクールバスの運行に当たっても、やはり背景には負担されている保護者がいて、生活を支えるためにはその保護者だって働かなければならない、そういった中で、やはり女性活躍もそうなんですけれども、子供がいながらでもしっかり1人の女性であったり、母であったり、自分のキャリアプランをしっかりと続けていけるような体制、母でありながらも、今年子育てをしながらでも続けていける、そういった体制をしっかりと村として全体でつくっていく。そのためにスクールバスの運行事業であったり、いろんな事業がリンクしてくると思いますので、今やはりどうしても教育課といいますか、教育委員会に偏って見られがちですけれども、いろんな問題がリンクしてくる

と思いますので、ぜひその部分でも考えていただいて、予算のほうをお願いいたします。

もう時間もございませんので、次の質問に移らせていただきます。

2番、野良猫問題についてです。

県条例、動物の愛護及び管理に関する条例では、猫は屋内飼育に努めなければならないと規定されております。猫を外出自由の状態では飼育すると、他人の敷地をふん尿で汚したり、花壇や畑を荒らしたり迷惑をかけることになり、近隣とのトラブルの原因となるからです。村でも近年、野良猫のふん尿被害や病気や交通事故で亡くなった死骸についての苦情も出ています。そこで以下について伺います。

①野良猫問題の課題について伺います。

②野良猫問題の解決には近隣の住民や地区などの積極的な協力が必要不可欠だと考えます。潜在的なニーズの把握のための取組について伺います。

③バースコントロール事業の今年度の進捗状況について伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 野良猫問題について3点の質問を頂いておりますので、一括してお答えをいたします。

猫に関する苦情であります。議員のご指摘のふん尿に関する苦情が、今年になり1件寄せられております。従前から、狂犬病の関係から犬に重点を置いていましたので、猫に関しては保護用のおりの借用依頼が多少寄せられる程度であったことから、問題視をしておりませんでした。実際に、担当課である住民課に猫に関する苦情が頻繁に寄せられている状況ではありませんので、潜在的なニーズ、把握については、今後の状況によって判断したいというふうに考えております。

バースコントロールであります。まずは事務の流れからご説明をいたしますが、バースコントロールの事業主体は、長野県動物愛護協会大北支部で、大北管内の市町村は応募申請書の受付を行ない、大北支部が指定をする期日に応募書類を措置をするものです。大北支部が実施するバースコントロールは毎年度30頭実施をし、1頭当たり3,000円の補助があるもので、実施枠を超過する応募があった場合には抽選により決定をし、管内の動物病院で手術をするものであります。

平成28年度から応募実施頭数ですが、長野県動物愛護協会大北支部の資料によりますと、平成28年度が管内の応募件数が43件、うち白馬村9件で、猫は5件、白馬村の猫の実施件数が4件、平成29年度は管内の応募件数32件、うち白馬村5件で、猫は4件、猫の実施件数は2件、平成30年度は管内の応募件数40件、うち白馬村5件で、猫は2件であります。猫の実施件数はゼロ件、令和元年度は管内の応募件数は40件、うち白馬村は3件で、全て猫、実施件数は2件、令和2年度の管内の応募件数56件、うち白馬村6件で、猫は4件となっており、実施件数については、令和3年1月以降で集計するとのこととあります。

なお、当選しても動物の体調不良等により実施できなかった件数もあるとのこととあります。

バースコントロールの白馬村の応募件数は毎年度10件以下で推移をしており、近年では犬よりも猫を希望する方が増加をしている傾向となっております。

質問の中に、交通事故による猫の死骸に関する苦情が出ているとのご発言がありました。担当課に保存されているデータによりますと、平成15年度以降の交通事故死等による猫の処理券数ですが、平成20年度頃までは毎年10件以上の処理をしておりましたが、平成21年度以降は10件以下で推移しており、今年度は11月27日現在で2件といった状況であります。

なお、この件で寄せられる連絡は、内容的には苦情というよりも情報提供といったものであります。

最後になりますが、長野県条例第8条には、猫の飼育についての努力義務に関する規定がありますので、折を見て、広報誌等を通じて室内飼育の励行に関する広報を行なっていきたいというふうに考えております。

以上、2点目の野良猫問題についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 交通事故による猫の死骸に関する苦情が出ているのは情報提供といったものといったご回答でしたが、役場ホームページのペットを飼育されている方へというページには、野良猫が増えています。野良猫が家の前にふんや尿をして悪臭が出たとか、家の中の食べ物を盗んだり、畑を荒らすなどの苦情が多く出ています。

また、病気や交通事故で死んでしまい、その死骸についての苦情も多く出ています。猫を飼われている方は次の点に十分注意していただき、近所の迷惑やトラブルの原因にならないよう飼育してくださいとあります。このホームページは何を根拠に記載したのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） ただいまのホームページの根拠の関係であります。私、そのホームページの掲載を存じておりませんでした。多分、古いパターンの掲載だと思いますが、現状と乖離している部分がございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 役場が把握していなくても、住民の方からの情報提供とおっしゃっていただけると、住民の方々からのご相談も受けておりますので、役場のホームページを見ると書いてあるので、ああ、本当なのかなという形で、今回、記載させていただきました。

答弁の最後のほうに、室内飼育の励行に関する広報を行なっていくと回答いただきましたが、なぜ室内飼育が必要なのかをお答えください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） なぜ室内飼育が必要か、私にも分かりません。私、役場に入りまして40年

近くになりますけれども、住民課には昭和60年から平成元年まで5年いまして、その後、環境課に3年、そしてまた2年ということで通算10年目になります。その間、猫は室内で飼わなければならないというのは、今回、田中議員の一般質問の県条例で謳っているというのを見て初めて知りました。担当課長としては恥ずかしい限りですが、私として、特に猫が一体どうのこうのという記憶がないものですから、余計、今回の質問に対してお答えのしようがない部分が非常にあります。ですので、なぜ必要かという根拠が、また分からないというのが私の答弁になります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 正直なご答弁でした。把握していないことが問題と思うんですよ。恐らく、この野良猫問題で、白馬村に猫いるのかというような多分感覚だと思うんですよね。実際、室内飼育が必要なのかということに関してなんですけれども、役場のほうというよりも、恐らく保健所のほうに連絡を行なっていると思います。

ご相談を受けたところなんですけれども、実際に地区名は申し上げませんが、特定の地区、数か所で野良猫がかなり増えていると住民の方から、私、ご相談を受けました。

まず猫ですけれども、多分、知識等々ご存じないと思いますので、少し説明させていただきますが、猫というのは繁殖力がとても強くて、交尾を行なうとほぼ100%の確率で妊娠し、1回に4から8頭の子供を産みます。年に2回から4回の発情期があり出産することが可能なために、1匹の猫が1年間に産む子猫の数は約30匹、その中に雌、雄猫がいるのでさらに交配をし続けて、3年もたてば2,000匹以上になる計算だそうです。

今までは、白馬ではボランティアの対応をいただいていた民間の方々のご尽力いただいていたんですけれども、その方々の負担がとても、ここ数年大きくなってきています。

答弁の前段で1件の苦情が寄せられているといった地域でございますけれども、そこは近所の方々はその野良猫を保護して、ボランティアで不妊手術をして元の場所へ返すといった地域猫化をしていると伺っています。その数から頭数が増えてくると限界があります。環境省の統計資料によると、いまだに5万6,000頭を超える犬、猫が処分されています。そのうちの8割が猫となっております、さらにその6割が子猫です。

この数字を見ますと、最も有効な方法といたしましては、望まれない命、幸せにならない命をつくらないうつくらせないということで、今は動物飼育の基本の考え方になっています。

今、白馬村内でもお伺いしている中では、屋内で飼っていてももう次々に生まれてしまって、村内のいろんな事業者さん、事業者さんといいますか、個人のほうで生まれました。誰かもらってくださいという形で何度も何度も公募、公募といいますか、SNSでアップしている方もおられるんですけれども、そうすると、本当に村内でもらってくれる方も増え、もうどんどんいなくなってくるわけなんですよね。その中で、やはり保護猫に出したりですとか、そういった望まれない命が増

えてきているような状態です。

なので、今は動物飼育の基本というのはつくらせないことになっています。なので、今住民課長おっしゃられたように、白馬村ではまだ普及されていないところだと思いますけれども、村としても屋内外を問わず、世話をしている全ての猫にバースコントロールを啓発していくべきなんじゃないかというご意見も頂いておりますので、その点については今まだ、多分、これからだと思います。どんどん増えているので、これからきっと顕在化してくる問題だと思いますので、ぜひ住民課のほうでも啓発をしていくべきなんではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） ただいまお話を聞きしますと必要性を感じますが、何か生き物を、愛玩具のような扱いのような扱いにするように私が今聞こえてしまったのは、私だけでしょうか。何か生き物なのに、自分が飼いたいがために避妊手術をしなければならぬのではないのか、矛盾をするように私は今感じてしまいましたが、必要性があるものは、今後、考えていかなければならないと思いますけれども、財源として予算化するかどうかは、今後、また考えさせていただきたいと思いません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） その受け取り方だと思うんですけども、自分が飼いたいがために避妊手術をするというわけではなくて、そもそも殺処分の頭数というのは減らないわけですよ、日本は。その中の何が原因なのかというと、やはりきちんとした知識がないままで飼ってしまいますので増えてしまう。その増えた猫の行き先がなくて、やはり保護猫に出してしまうといったようなサイクルがあるので、飼う場合にはきちんとしたしっかりと知識を持って、去勢手術をしっかりとしていきますよというところは、今、動物愛護法でも動物飼育の基本な考え方になっていますというところを申し上げたところです。別に、その動物を自分の何というんですかね、おもちゃのようにとしたらあれなんですけれども、そもそもは1匹の動物をしっかりと家族として飼っていきましょうというところからスタートしているものですので、そういった誤解を招くような発言でしたら、おわび申し上げます。

バースコントロール手術に対する助成なんですけれども、ホームページでは、村内と大町市内で3件の病院しか対象ではなくて、問い合わせると、その3件の中でもバースコントロールを引き受けてくれない場合もあるそうです。

ご高齢で車が運転できず、タクシーで遠方の動物病院まで通い、手術費用を含めると大変高額になった事例もあると伺いました。これ村内の話です。

最近では、社協の広報誌でも紹介されたように、村内のボランティアさんが移動手術車で手術を実施してくれるドクターと連携して、野良猫や村内の飼い猫にも定期的に手術を実施しています。

そういった選択肢や情報提供を住民課が積極的に行なっていただきたいと思うのですが、先ほど答弁でもありましたように、別に予算化するとかそういうことではなくて、ある程度住民に対する動物への、猫に対するバースコントロールであったりとかそういうところの普及活動、知識の普及活動というものに対しては、恐らく、そこまで予算がなくてもできるものではないかと思うんですけれども。実際、積極的に活動されているボランティアさんがいますので、社協であったりとかそういったボランティアさんと連携して、村民に対する知識の普及啓発というのはやっていただけないものだろうか、そこについて伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 予算の関係は別といたしまして、地域啓発につきましては、また担当等含め、また、県では動物愛護協会大北支部もごいますので、大北管内一円として取組ができるかどうか提案をしていきたいと思っておりますし、本件、この前、私どもの担当も田中議員と共々移動の病院の車両の関係で視察をさせていただきまして、そういったことについては、長野県動物愛護協会のほうでも情報提供しておりますので、県と一体となった活動ができればというように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 地域ごとに関しましては東信のほう、上田とか、戸倉上山田とか、佐久とか、そういったところが地域猫化といいますか、きちんとバースコントロールをして地域に返す、増やさないような形で地域で猫を育てていくという活動もされております。白馬ではまだ顕在化していないかもしれませんが、普及活動といいますか、知識、住民に対する知識の普及活動として、ぜひ取り組んでいっていただきたいと思っています。

屋内外問わずにバースコントロールを普及したら、知識として普及したらいいかもしれませんが、外猫で地域の人目に触れている場合はまだいいそうです。

最近では、室内での多頭飼育崩壊の事例が大北管内でも増えております。多頭飼育者が生活保護世帯、独居の高齢者、精神疾患など、地域から孤立している場合が多いそうです。白馬にも心配な事例があると伺っております。多頭飼いにになり、経済的に苦しくなる。1人でたくさんの猫を抱え、不妊手術が進まず、家の中で繁殖し続ける、その結果、多頭飼育崩壊になり、近隣を巻き込む悲劇につながるといった、大体、そんなサイクルになっています。

その方もそうなんですけれども、やはり孤立させない、地域社会とつながり続けることで問題の解決が早まり、地域の安心安全につながることにしたいと思います。

本当に今、ただの猫問題として捉えているだけかもしれませんが、住民課としてもただの猫問題と片づけるわけではなくて、福祉的な目線で問題が起きる前に把握しておいたほうがいいのかと思います。

本当に質問、あまり初めてだということではなかなか質問の投げかけがとても難しいんですけども、本当に、こういった活動なんですけれども、もちろん住民課でやれと、単体でやれと言ってあるものではもちろんなくて、問題の解決にはもちろん保健所であったり、専門のNPOであったり、民間の団体の協力なくしてはできません。私もボランティアさんから伺った大北管内の池田のほうでもかなりの多頭飼育崩壊が起こった現場でも専門のNPOさんと大町保健所とか一緒になって、やはり猫を保護して去勢手術をして、その方をしっかりと治療していくといった連携をつくっているようです。

白馬においては、まだ顕在化していないかもしれませんが、福祉的な目線でもそういった可能性もあるというところで、猫問題を捉えていただければと思います。

では、私の一般質問はこれで終わりいたします。ありがとうございます。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月4日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日12月4日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時57分

令和2年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和2年12月4日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和2年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和2年12月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和2年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。5名の方の一般質問は、昨日終了しておりますので、本日は5名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 5番、伊藤まゆみです。時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思います。

今回、3つの質問をさせていただくことになっております。

まず一つ目です。「学校のあり方」についてであります。

前回9月定例会で、「学校がなくなる＝コミュニティーの崩壊につながる」との認識を持たれているか」という一般質問の問いに、「崩壊とまでは言えないが、衰退につながりかねないという認識であること。その認識の下、白馬高校支援事業を行なっている」との回答がありました。高校があるかないかは、地域の存続に大きく影響する問題で、特に離島では高校がない島は家族ごと島を離れていってしまうといった問題に直面しているとのことでもあります。そのことを考えれば、白馬高校の存続にご尽力されていることは、とてもすばらしく評価いたしております。

ただ、今年から始めた学校のあり方検討委員会は、義務教育、特に小学校の統廃合を視野に入れてのことと想像しております。そこで、以下について伺います。

①検討委員会で検討された内容は、今後の方針にどう反映されるのか、伺います。

2つ目、学校の在り方を考える上で、子供たちの意見、例えば、このコロナ禍で今までの授業と違った形態を余儀なくされてきましたが、小学生たちは少人数クラスに対してどう思っているのか、

肯定的あるいは否定的など、子供目線をどう今後の方針に取り入れる予定なのか、伺います。

3つ目、今回の白馬山麓事務組合の視察先は、県立高校を維持すべく白馬高校同様に寮を備えた3自治体でした。人口は当村より少ないにもかかわらず、驚いたことに、島根県吉賀町は6,025人の人口で小学校が5校、中学校が3校、飯南町は4,615人の人口で小学校4校、中学校2校、広島県神石高原町は8,157人の人口で小学校5校、中学校2校を維持しております。統廃合するといった後ろ向きの考え方も聞かなかったのですが、どのような教育方針と想像されますでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 学校の在り方について、まず学校のあり方検討委員会の検討された内容は、今後の方針にどう反映されるかのご質問であります。白馬村教育委員会では、少子化による児童生徒の減少、小学校校舎の老朽化、小中一貫教育や学校運営協議会制度を踏まえ、地域の特性に応じた子供たちにとってよりよい学校教育の在り方と方策について、昨日、学校あり方検討委員会に諮問しました。

答申後、教育委員会で検討して、総合教育会議において協議の上、本村における教育の振興のための施策に関する基本的な計画、教育振興基本計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、子供の目線をどう今後の方針に取り入れる予定なのかのご質問であります。教育振興計画に子供の目線を取り入れる予定は、今のところありません。子供目線は学校のグランドデザインになろうかと思えます。

グランドデザインとは、児童や保護者、地域の方々が願いや期待を踏まえ、自校の目指す学校像や育みたい児童像を描き、その実現を図るため、学校教育全体の中でどのような課題と方策を考え、組織的に取り組んでいくかを示す基本構想であります。

最後に、白馬山麓事務組合の視察先である島根県吉賀町、飯南町、広島県神石高原町の基本教育方針であります。伊藤議員は、吉賀町、飯南町、神石高原町へ視察に行かれ、直接3町に聞かれたことと思いますので、想像ではなく発展的な提案を頂ければありがたい、こんなふうに思います。

自治体ホームページを見ますと、吉賀町は、活力ある学校づくりや地域づくりのために、ふるさとでの学びや体験を基にした明日の吉賀町を支える人材の育成を基本理念に掲げております。

飯南町は、小規模校の良さを生かし、子供一人ひとりの顔が見えるきめ細かな教育を行なっております。また、変化の激しいこれからの時代をたくましく生き抜いていく力を育成するとともに、飯南町の未来を担い、ふるさとに貢献する人材を育成するため、保育所から高校までを通し、学校・家庭・地域が連携しながら一貫性のある教育を進めております。

また、神石高原町は、この町で生まれ育ってよかったと、生涯を通じてふるさとを愛し、ふるさとに貢献することのできる人材育成を目指しております。

伊藤議員は、統廃合するといった後ろ向きの考え方も聞かなかったとのことですが、神石

高原町教育委員会では、町内の小中学校の再配置及び教育環境の在り方について、学校再配置検討委員会の答申を受け、神石三和地区の3小学校を2010年に統合し三和小学校に、また神石豊松地区の3中学校を統合し寄宿舎を併設する神石高原中学校を2014年に新設し、現在小学校5校、中学校2校となっております。

このことにより、当面の学校再編計画は完了しましたが、遠距離通学による学校教育活動への影響やスクールバスの運行体系の複雑化などの課題や、今後の児童生徒数の減少などから、新たな学校の再編も検討していく必要があると教育振興計画にうたわれております。どの町も中山間地で町村合併により旧町村単位で学校が残っているものと思われます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。私は、教育長がおっしゃるように島根県のほうに行かせていただきました。それで、具体的な提案をすべきだというご指摘、もっとも思っています。

まず、昨日なんです、学校のあり方検討委員会の第1回目がありまして、昨夜ですね。そちらに参加させていただきました。傍聴としてですが。そこで、私、一番びっくりしたのが、統廃合ありきで進めていく会なのかなというふうに思っていたんですが、そうではなくて、もう明らかに統廃合を決める委員会ではないと断言されておりました。ですので、私がこの質問を作ったときは、ちょっと状況がとといいますか、考え方が変わってきております。

そこで、その中で言われたのが、どのぐらい生徒が減ってきている、ピークがどのぐらいの時期だというようなことをおっしゃっていたんですが、まず南小の生徒数が、北小に比べて、もし何といたうんですかね、減少率が激しいとしたら、そういうところをまず最初になぜなのかというところを、理由ですね。それを洗い出すべきじゃないかなと私はあのときに思いました。

それと、その昨日の学校のあり方検討委員会で一番よく言われていたのが、質の高い教育というふうに言われていたんですね。この質の高い教育というのはすごく曖昧で、皆さんそれぞれ違った考えを持っていらっしゃるんじゃないかと思えます。そこで、やはりこれを皆さんに最初に、質の高い教育とは何かというところを出すところから始めたらいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず最初に、その人口減少の要因ということについては、なかなかちょっと教育委員会のほうでは測りかねるものもあります。村全体の人口をどうするかということは、また総務課の企画のほうの担当になるかと思いますが、詳細な分析はそちらのほうでお願いしたいと思っております。

質の高い教育の話なんですけれども、諮問においては、質の高い教育を維持できるようにというような諮問の内容になっております。要するに人口減少時代を迎える中で、それを理由に教育のレ

ベルを落としてはいけないというものがありますので、現在のレベルよりさらにアップするという意味ではなくて、どうすれば維持していけるのか、よい方法はありますかというような諮問ということでご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ちょっと現在の教育がとても質が高いかという、私はかなり疑問に思っているところがあります。以前は、やはり分校みたいなところがあって、そこに先生がいらっしゃって、野平分校とかあったと思うんですね。決して私は質が低いとは思わないんですね。かえってそっちのほうがいいんじゃないかと私は思っています。ですので、その質がどういうものが高いかという、ここで考え直さなければいけないのではないかなと思っています。

そこで、昨日頂いた委員会規則の2条に調査をするというふうなことが書いてあったかと思えます。調査検討して答申するという。この調査なんですが、私がまず思ったのに、先ほど教育長の答弁では、お子さんの子供の視点を入れる予定はないとおっしゃっていたんですけども、まず調査をする上で、親とか大人の考える質の良い教育環境というものと、子供が学校に行きたい、学びたいと思える環境、これは同じなんですかね。私は違うんじゃないかなと。だから、まずはこれを調べて、どういうところが、どういう学校だったら行きたい、どういうところが楽しいというところをまず調査して、それでその上で、いや大人はこう考えるというのは分かります。これはまさに大人の考えの押しつけにしかならないと思うんですが、いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議員のおっしゃる意見のような方もいらっしゃると思います。それを否定するわけではありません。この部分については卵が先か鶏が先かのような話で、今教育長答弁の中の子供目線を入れませんかというのは、まず大人のほうでこういう教育方針を立てて、それを進めていくという中に、今度学校のランドデザインの中に子供目線のものも入ってこよう。この根本的なものは大人が責任を持って考えるべきできないかというふうな考え方についての答弁ということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 今回のコロナで、少人数学級になったりして、分散登校とかなっていたりしているわけなんですけれども、やはりそういうのは、人数が少ないほうがいいというお子さんも結構いらっしゃると思うんですね。このあたりのアンケートみたいなのは取っていらっしゃるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） このことについては、突発的な対応ということで、継続的にやるというような計画のものではないものですから、アンケートを取ってということはございません。ただ、学びは止めてはいけないということで、今までの体験を基に学校のほうでは、突発的になった場合に

対しての継続計画というようなもので、資料等ですとか、学習の課題ですとか、そういったものは常に用意しておくというような体制になっております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ぜひともお子さんがどういうこと、どういうふうに学校に対して思っているかという、静かなお子さんもいますので声に出して言えない子もいるかなと思うので、ぜひアンケートを取って、こういう状況だ、どういう状況だともっとみんなが楽しくやっていけるのかなというのを調べていただきたいな、それを反映していただきたいなと思っています。

それと、検討された、1番目の検討委員会で検討された内容は、今後の方針にどう反映されるのか伺いますということで、答申の後、村としてどのような子供を育てていきたいかということを決めていくと。教育の方針ですかね、その反映させていきたいというお話だったかと思うんですが、先ほど申しました吉賀町のサクラマスプロジェクトというのがありまして、この皆さんにお配りしてある参考資料なんですけど、こちらの高校なんですけど、こちらは中高一貫教育、キャリア教育というのをやっています、そこでこういうことを目指していますというのがあるんですが、基本理念のところ、ふるさとでの学びや体験をもとに、いつの日かふるさと吉賀町を支える「人材（財）」の「ザイ」というのが、これは「財産」の「財」にもなっているんですが、の育成というふうになっているんですね。

私は、泊まったホテルというか、お宿に、森英恵さんのこう何というんですか、壁にこう何というんですかね、アートがあったんですよ。それで何でこれがここにあるんだろうと思っていましたら、森英恵さんがこちらの出身らしいんですよ。たとえ戻ってこなくても、そういった形で子供たちに刺激を与えてほしい、貢献してほしいというのが、もともとにあるんだと言っているんですね。

なので、これはすごく何というのかな、考え方として持続可能を求めるならば、まずは子供たちに帰ってきてもらえる、そういう環境を作っていくのが何というんですか、行政、教育委員会さんのあれじゃないかなと私は個人的には思っています。そうじゃないという方ももちろんいらっしゃるかもしれませんが、私はとにかく戻ってきてほしい、子供たちに帰ってきてほしいんですね。ここを誇りに思っていてほしいし、支えてもらいたい、後を継いでもらいたい、墓を守ってもらいたい、そういう気持ちがあるんです。なので、やはりどこに軸足を置いてやるかということだと思うんです。

そういった意味では、サクラマスというのは、要するに一旦大海に出ても戻ってくるよという、これが皆さん、町の中で共有されているんですよ。なので、結構皆さん、この寮ですかね、県外募集・全国募集の寮に対しても肯定的、知っているよ、応援しているよみたいな感じで、お風呂に入ってちょっと隣で話した方がおっしゃっていました。なので、こういうふうによっぱり皆さんに、どういうこう何というんですかね、コンセプト、理念を持ってやっているのかというのを白馬高校

の場合もやっていったほうがいいんじゃないかと思ったわけなんです。

そこで、その留意点、ちょっと長くなってすみません。この一番下の留意点のところなんです、
「吉賀町に誇りをもち」というふうにあるんですね。誇りを持つ上で統廃合とか、そういった何と
いうんですかね、ことを視野に入れるのは、今後なるのは仕方ないとおっしゃる方がいるもので
から、そういう誇りを持つときに何が一番基点といいますか、大切だと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それぞれに皆さん思うことが違うものですから、教育課としての統一見解
は出せないんですけども、私個人としては、何が一番大事で郷土に誇りが持てるかと、やっぱり
生活ということですかね。ここで生きるということが一番大事なのかなというふうに思っておりま
す。機関の意思ではありません。私の個人的意思でお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私は、そのなぜ学校をなくさないでくれと地域の方がおっしゃっている
かという、やっぱりそこに脈々と伝わってきた伝統ですとか、文化ですとか、習わしだとか、そ
ういうものをやっぱり続けていってもらいたいと思っているんじゃないかなと思うんですよね。そ
れが生きてきたあかしたから、だから学校があつて、そこで学校の子供たちに、その学校の子供
たちに伝えることで、そこがまだ今後永劫未来、分からないですけど、そういうふうについていっ
てほしいという思いがあつて、学校をなくさないでほしいというそういう思いが私はあると思うん
です。

ちょっとそこはおいておいてなんです、先ほどお示ししました留意点の下から2行目の「SD
Gsの視点も加えた活動に取り組み、次世代を担うために必要な創造性・協調性など非認知能力の
向上を目指す」とあるんですが、この非認知能力というのをご存じかどうか、お伺いしてもよろし
いですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議員からちょこっとヒントを頂いたので、私も付け焼き刃で多少資料も用
意してまいりました。平成30年の3月に、一般財団法人日本生涯学習総合研究所というところが、
「非認知能力の概念に関する考察」というものをインターネット上で公開しております。それによ
りますと、非認知能力というのは新しい能力であつて、今までありました認知能力というのは、従
来型の能力、要は学力というものでありますが、それによって測れない部分については非認知能力
というふうに言うところなんです、この見解でいきますと、各機関が提出をしているもの
はいろいろあつて、統一的に整備されたものは存在しないというものであります。

ただ、この辺のところは文部科学省も分かつておまして、新しい学習指導要領の中にも非認知
能力というものは出てきませんが、三つの柱の中の「学びに向かう力、人間性等」、この
部分についてのスキルについては、非認知能力の要素が盛り込まれているということで、新しい学

習指導要領の中で盛り込んで、学校のほうもそれも基に主体的・対話的で深い学びの授業の展開と
いうようなものにまたつながっていているというように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私もちよっとこの資料を用意したときに、ちよっとあまり深く見ていなか
ったもので、見ておらずに、昨日見たときにあれ、非認知能力ってあるなと思って、聞いたことが
あるなと思って、本を買ってあったのですからちよっと読んではないんですが、持ってきて、その
中に書いてあることが、「これからの時代を見据えたときに世界規模で非認知能力が重要視されて
いるというメッセージがある」と、これがすごく何というんですかね、今結構話題になっていると
いいですか、言われてきていることなんですね。

ぜひともこれ、学校の在り方の中に、どういうものを求めるかというところに、やっぱり一人一
人のそういったものも何というんですかね、そういう力も見出してあげていただきたい、育ててあ
げていただきたい、そのように思っています。

ちよっと時間がないものですから、次に行かせていただきます。

2つ目であります図書館建設問題について。

図書館の建設地を巡り、住民から異論が出ています。候補地が駅舎を問題にしていますが、私は
そもそもの検討過程が今の取捨選択時代に適していないのではないかと考えております。そこで、
下記について伺います。

1、先日村長宛てに住民から提出された要望書の内容を伺います。

2、高度成長期と違い、世の中に回るお金の量が減っている昨今、生活や将来負担に直結する税
金の使われ方に住民の関心は高まっております。人口減少に伴う財源確保が厳しい状況下では、よ
り多くの住民が政策や計画に関わり、住民自身が判断した税金の使い方と思えることが非常に大切
になってまいります。今までのように有識者と一部の住民が検討委員会で検討するといった手法は、
全くの時代遅れで、今後頻繁に「私たちは知らなかった」との不満が出てくると思われます。この
図書館問題も含め、どういう解決策がよいと思われますか。

3つ目、図書館建設の4候補地に神城地区が入っていないのをどうお考えでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員から図書館建設問題について、3項目の質問を頂いておりますので、
順次お答えをいたします。

1点目の住民からの提出された要望書の内容のご質問ですが、図書館等複合施設をJR白馬駅に
併設をする計画を一旦停止することと、候補地に関して年内に住民説明会などを行ない、住民の意
見を真摯に聴くことが求められております。

現在は、白馬駅におけるJRとの実現可能性に関する協議や、官民連携手法の導入の可能性や駐車場等を調査をし、検討をしているところであります。

このように最優先候補地として、可能性と課題に対して解決できるかどうか判断するための資料を集めているところであり、ご説明できる準備が調いましたら、説明の場を設ける予定をしております。

2点目の住民の政策や計画への関わりについてであります。ご質問の図書館等複合施設においては、図書館施設検討委員会でPTAや保護者会の会長に、保護者の意見を集約をいただいたり、一般に開かれたワークショップを開催をしたり、パブリックコメントを実施をするなど、ご意見をお聴きする機会を数多く設けながら進めてまいりました。

合議体においては、参加人数が限られることから、一定数の公募委員や関係者、有識者に委員をお願いをして検討する形となっておりますが、広く声を聴くというプロセスを経ながら進めてきたというふうに考えております。

ここからは、政策参加についての一般論になりますが、地方自治体の行政計画を策定するに当たっては、住民がその意見を提示し、計画に反映することができる参加機会を設ける取組が導入をされてきています。住民が直接参加でき、その意見や提言を計画に反映する取組を策定するプロセスを導入するケースが多く、本村においても第5次総合計画ではワークショップ等の手法により策定をしています。

こうした取組は、計画に住民のニーズや意見をよりの確に反映するために有効であるだけでなく、住民が自ら暮らす地域に関心を持ち、まちづくりに主体的に参加する意識を醸成をし、住民と行政の協働によるまちづくりの担い手を育成する観点からも有意義な手法であると考えられます。

その一方で、この手法には課題として指摘されていることもあります。それは、代表性・中立性が確保されない懸念がある立候補に基づいて対象者が選定されるため、そこで取りまとめられた意見は、地域住民全体の平均的な意見とは一致しないといった点です。これは、年代観等の幅広い属性の住民の意見が提案に反映されにくい傾向があるとされている点です。さらに、特定の考え方を有する集団が組織的に立候補した場合、この集団の意見が検討組織の提案に色濃く反映されてしまうといった懸念も指摘をされているところであります。

このような点から、地域全体の視点や施策や事業を考えることができるような検討の仕組みを用意しておかないと、個人的な利害や好悪の感情による意見や判断に傾いてしまう懸念があると言われております。

最後に、4候補地に神城地区が入っていないことについてであります。これまで実施をしてきたアンケート、ヒアリング、ワークショップ、検討委員会、有識者会議等が出された意見を参考に、建設候補地を4つ絞り込みました。神城地区の皆様からは遠い立地となってしまいますが、北城にお勤めや買物で来られる方もいらっしゃいますし、多くの住民が行きやすい場所という観点からも、

役場や駅周辺を望む声が多く、基本構想においてもその旨を記載をしているところであります。

また、パブリックコメントでも多くの意見をお寄せいただきましたが、神城地区への建設を望む声はありませんでしたので、基本構想に沿って候補地を挙げさせていただいたところであります。

図書館関係についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

まず一つ目の住民から提出された要望書の内容であります。JR白馬駅併設の計画を一旦停止するといったことがメインかなと思いますが、そのほかに説明会を開くとか、そういうことも言われていたかと思いますが、このJRとの協議ですが、この要望を受けてというわけではありませんが、止める予定でいらっしゃるのか、伺いたしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） JR協議については止める予定はありません。結構誤解されている部分がありますけれども、白馬駅に建設するというのを決定しているわけではございません。最優先候補地として白馬駅という形を出しておりますので、白馬駅に造るところにつきましても、現在いろんな調査をした後に決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうすると、ちょっと反発があるのかなとは思いますが、そもそも駅を選んだことに対して不信感があるのではないかなと思うんですね。

ちょっとあるチラシに、駅案で得をする人間がいるのかなというようなこともさやかれているわけですね。このあたりなんです。ちょっと本当なのかななんて思ってしまうんです。駅がいいんじゃないか、ほかの3候補地に比べて駅がいいとされた決定打、こちら、これは何なのでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 駅的最優先候補地として出されているのは、官民連携による事業費の削減、あるいは経費の削減等も含まれております。やはり村の予算も限られている部分でありますので、そういった部分が多く含まれている部分かというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） ほかの候補地でも官民連携ができたのかななんて思うんですが、あと蔦屋書店みたいなところと、蔦屋でしたかね、入ってやっているところもあって、そういったところも一応念頭には入れていたということよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 官民連携につきましても、図書館を運営している実績のある蔦屋図書館というのがありますし、あるいはその建物の中に民間のショップが入ったり、あるいは

コーヒーのショップ、あるいはいろんなものが考えられると思います。そういった施設が入ることによって経費が削減できることもあるんじゃないかという部分がありますので、現在その部分を調査をしていると。要はその部分が、駅でもほかのところでも変わらないよということであれば、また話は変わってくるのかなと。優先候補地として駅になっている部分というのは、駅が官民連携による効果が高いという部分がありますので、そういう調査を現在しているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） この図書館の検討委員会が始まった頃とまたちょっと状況が違ってきている、特に今年なんかは違ってきていると思うんですけども、やはり官民連携をやる以外に方法がないのかなという感じがする。それほど財政状況がよろしくないんじゃないのかなと思うんですね。それを官民連携抜きにして独自で、国の補助金とかそういったものを何というんですか、そういうのも考える場面もあるかと思うんですが、複合施設でやれば。だけでも、そこも含めても、ひょっとしたらもう難しいんじゃないかなとそんな気がするんですが、そういった財政状況というのを住民に知らせたほうがよろしいんじゃないかなと、私は個人的に思うんですね。

昨日の副村長の何ですか、回答で、まずはみんなで何というんですか、同僚議員の一般質問で、まずこのコロナ禍で何をできるか、すべきかというところで、この現状を共有することだ。それは職員だけでなく、住民にも対しても一緒だというふうなことをおっしゃったかと思うんですが、そういうことが今回共有されていないんじゃないかなと思うんですが、それはいかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えします。

こと財政状況の現状共有という意味ではありますが、昨日言ったところは、確かにここコロナの影響を受けて、かなり危険水域に近い黄信号になっているというような意味でお答えしました。ただ、令和元年度決算だけを見ると、税収は十何年ぶりに15億円台を回復したり、ご存じのとおり、基金取崩し、財調基金取崩しなしで決算を打てたりということで、非常に普通でいうと良好な財政状況になっていたという報告が9月議会にされたと思っております。

そういう意味でいうと、このコロナ禍で急激な不透明さが増しているというところについては、私も含めてまだまだしっかり状況把握をしているのかなという、それは疑問に思うところがあります。それは正直な話であります。

ただ、要は、今年度末とかの状況を見ないと、はっきりした状況というのはなかなかお示しはできないのかなというのも事実であるかと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 財政状況、私、駅には賛成なんですけど、なぜかという、やっぱりほかの場所に建てて、なおかつ駅が老朽化してきたときに、また村も援助といいますか、そうしないといけないというときになったときに、これ、村は難しいんじゃないかなと正直に思ったんですね。

なので、ここに来て、あそこに持っていくのはいんじゃないかなと思ったものですから、またこのコロナ禍でますますその財政状況がよろしくなくなる可能性があるということですので、この辺は、やはり住民の皆さんに知っていただくということは大切ではないかと思えます。

あともう一つ、住民の方たちが、何で駅なんだというところなんですが、観光目的じゃないかということをお聞きして、思っていたら、安曇野市とか池田町の図書館に、皆さんどういったコンセプトでやられましたかということをお聞きして、駅に図書館があるところがあるんですけども、観光目的じゃないか、住民のことを考えていないんじゃないかという意見があるんですよ。そしたら、その駅に図書館があるところに聞いてみれば、いいっておっしゃったんですよ。

そこで、一番、中軽井沢の図書館ですか、こちらのほうに聞いてみたんですよ。そしたら、ちょっと多分村長も行かれていますかと思うんですが、こちらは観光客をターゲットに図書館を造られていると思えますか。ちょっともしお答えできればと思いますけど。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） 中軽井沢の図書館につきましては、平成25年に開設されておりますけれども、当初の開設すぐですね、そのときには、町内の図書館新規登録者、4月・5月で1,106人で、町外が1,094人。この1,094人というのは、別荘の方がかなり多いのかなというふうに思っております。軽井沢ですので、アウトレットモール等があって、年間何百万人というお客さんが行っておりますけれども、それにも増して別荘の方というのがありますので、そういった方がターゲットになっているかというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私が図書館の館長さんに聞いたところ、別にターゲットを観光客というふうにしていませんとおっしゃったんですよ。なので、そういう答えが返ってくるかなと思ったんですけど、ちょっと残念です。

それで、軽井沢にもう一つ、違うところの一つ、県の図書館があるそうなんです。そこが7・8・9と3か月しか開いていないんだそうです。そこはもう別荘の方が中心にターゲットにして開いているそうなんです、そこにやっぱり町のこと、歴史ですとか、文化だとか、そういったものを中心に置いているということなんです。なので、こちらは、住民の方たちの利便性をよくするために造っていますというような内容だったかと思えます。

あと、もう一つ、立山町に五百石駅というところがあるんですけど、そこにも図書館があるんですよ。そこはちょっとびっくりしたんですけど、健康福祉課が入っているんですよ。それで、そこはちょっと私も聞いてみたんですけど、これは何かというと、ここを何というんですか、基点にして交通弱者の方たちのお年寄りが来やすい。そこでお子さん連れも来て予防接種を受けるとか、そういったことをされているそうなんです。もともとばらばらにあったのをそこに集積したということな

んですが、そちらのほうに行かれたことはありますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関口久人君） そちらのほうに私自身は行ったことはないんですけども、図書館の複合施設の基本計画のところ少し、図書館と駅舎が入っている事例として載せさせていただいております。

富山県では、立山町の図書館、あるいは舟橋村の図書館が駅に併設されております。こちらのほうにつきましては、駅の周りにそれなりに広大な駐車場がありまして、そこからその駅自体というのが富山市に向かう路線になりますね。富山地方鉄道という形になるんですけども、その利用者が利用するというので、ほぼ住民中心に運営されている図書館というふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 決して何というんですかね、住民にとって利便性がよくないとか、そういうことで、私、駅に置いた場合なんですけど、ないんじゃないかなと思うんですね。かえって皆さんは行きやすいんじゃないかなと私は思うんですね。

それで、2つ目のところで、この委員会の進め方のところなんですけど、公募をしたり、ワークショップをしたりということでおっしゃっていたかと思えます。

ちょっと何度も、この図書館の問題があったときにも提案させていただいたんですが、100人委員会というのを、100人委員会だったと思うんですが、やっている方がいまして、その方は山田朝夫さんという方なんですけど、この方は霞が関のキャリア官僚なんです。いわゆるシティ・マネジャー。そういう方がよそに出てやって、よそというか、地方のほうに行ってやったことなんですけど、累積債務を抱え、死人病院と呼ばれていた市民病院を新築再建、町を二分したバイパスルート、路線問題を全員一致で解決すると。そういったことをされてきた方で、この方が言っているのに、その100人委員会、100人を選ぶ、何でこういうことをしたかというところなんですけど、この方は、無作為抽出の公募を基本にしたいという思いがあったそうなんです。それが住民参画の手法としていいんじゃないかと。

それで、先ほど答弁にもありました市民公募枠というのがあるんですが、これについて「特定のテーマについて議論するような委員会にわざわざ自ら手を上げて参加する市民は、そのテーマに精通し、思い入れを持っている人が多く、その意見はかなり偏っている場合が多いのではないかと。絶対これはあり得ると思うんですよ。

なので、そうすると、市民委員の顔ぶれはいつしか固定化するケースが多く、なぜ選挙で選出されたわけでもない彼らの意見が取り上げられるのか。「市民の意見と言うが、一体市民とは誰なのかという疑問があった」ということなんです。それで100人無作為抽出、何名か選んでやってきたと。こういう丁寧なやり方をすると、やはり皆さん納得されて、これは常滑市立病院だったかと思うんですが、残すか残さないか、この方はもう残さないほうがいいんじゃないかと思っていた。

結果的にみんながこう関わることで残すことになったんですよね。病院側も市民がどういうふうにいるかというのが分かって、じゃあこういうことをやっていけば、皆さんに来ていただけるんだなということが分かっていくんですね。なので、この今の今まで、今やってきたその公募だの、要するに充て職といったら失礼かもしれませんが、そういう方たちがやる、これは限界が来ているんじゃないかなと思うんですね。その点はいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの質問につきましては、住民参画の手法ということで受け止めて、全体的なまとめについて総務課として答弁のほうをさせていただきます。

現在は、審議会等の委員の公募要項に基づいて、それぞれいろんな計画であったり、いろいろなものを公募委員の方に入らせていただいているんですけども、先ほど、基本的な考えの政策の住民参画については、メリット・デメリットがあるというところは村長の答弁のとおりで、今の100人委員会ですか、それも一つの手法だというふうには考えられますけれども、そこにおいても恐らく考えられるのは、中に意見の強い人がいれば、それに左右されるということも、いわゆる一般的なサイレント・マジョリティーというところも考えられますので、一つの提案としては受け止めさせていただきますけれども、これをどうするのかというのは、やはりもう少し深く研究してみなければいけないと思いますので、ご提案として受け止めておきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 一部の人間が決めたというようなふうに使われたい、そういう方向をぜひ考えていただきたいなと思っているんですね。

私は、今回、議会の住民との意見交換会をやめて、アンケートにするか、何にするかといったときに、ケーブルを利用して、ケーブルでこう討論して、それを見ていただいて、生電話をしていただいて意見を言うていただくのはどうかという提案をさせていただいたんですね。これは実は私は思いつきで言っているわけではなくて、私の夫がカナダのトロントの出身で、そこで24年間市長をやっていた方がいらして、すごく人気があったんですね。その方が生電話をやっていたんですね。テレビに出て。それで、住民からの意見を即答するんですね。そうすると、やっぱりうそをつけないので、本当にこの市長は正直だと、そういう思いが住民に伝わったそうなんですね。なので、この何というんですか、この方は24年という長い間やっていたと。

ですから、これをやることによって、みんな何というのかな、自分も意見を言える、電話で言えるというような形にしたらどうかと思ったものですから提案させていただいたんですが、今回も例えばこの先、住民との意見交換会がある、そのときにぜひともこういった形で、多くの方がどんな意見が出ているのか、自分はこう思うけれどもというような場があればいいなと。どうしてもやっぱり来れない方もいらっしゃるわけなんですね。足が悪いとか。そういう方もやっぱり気軽に参加できるようなことを考えていただきたい。ですので、ぜひケーブルを使って生電話をやっていた

だきたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ケーブルテレビの活用につきましては、しっかりと考えなければいけないというふうに思っております。これまでも記録として残しておいて、後に流すというケースも実際にはやっておりますし、ライブで流す内容というものについては、当然のものは、今の情報社会でやっていくと非常に誹謗中傷のSNS等も懸念されますので、それも含めてどういうやり方にするかどうかは検討していきたいと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁を含め、あと8分です。

質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 質問の中にもありましたように、これからは、やはり住民の皆さん、税金の使い方にすごくセンシティブになってくると思うんですね。先ほど申しました議会のアンケートですが、回答率が42.8%、すごいやっぱり皆さんは関心を持っていらっしゃる。ですから、やはりこういう関心のあるときに、もっと皆さんの意見を吸い寄せて、もっと村政に参加してくれというそういうメッセージをぜひいろんな形で発していただきたい、そのように思います。

ちょっと時間もありませんので、3つ目、過去8年間に反対した議案、計画についてであります。

我々議員の任期も残すところ4か月余りとなりました。私はこの8年間、議会の多数派意見に同調できないことが幾つかあり、自分の考え、美意識に基づき、少数派であることを恐れず、あえて異論を唱えて反対してまいりました。

大きく下記の5つ、5項目に対し強く反対してきました。この5つに関して、今後どうなるのか、とても不安でありますので、各問いに、はい/いいえでお答えいただきたいと思えます。

1つ目、5スターホテルの誘致など、大型施設建設や大規模開発に反対し、今も反対していますが、今後この村は引き続き大型商業施設、特に宿泊施設の建設を推進する方向ですか。

2つ目、方向性が定まっていない新・道の駅建設計画は、継続しますか。

3つ、ふるさと納税業務の外部委託、特に最初の委託先を株式会社ヤフーとした判断は、適切だったと思われませんか。

4番目、藤本元副村長のように高級官僚を村費で雇用したことによる村民へのメリットは、その報酬額と同等でしたか。

5つ目、観光局、ハクバ・バレー・ツーリズムの財源が足りないと、観光地経営会議の席で、ハクバ・バレー・ツーリズムの代表理事がおっしゃっておりました。今後、庁内で財源確保ができないと判断した場合、みらい観光税、いわゆる宿泊税で確保する予定ですか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の質問であります。過去8年間に反対した議案、計画について、5項目の質問を頂いておりますので、順次お答えをいたします。

まず1点目の大型商業施設や大規模開発の建設の考えですが、答えはどちらとも言えません。これは現在の白馬村環境基本条例及び施行規則は、大規模開発を禁止することを目的としているものではなく、良質の開発は受け入れていくという考えに基づいたものであります。したがって、大規模であっても、村の基準にのっとった開発であれば反対をする理由はありません。逆に小規模でも、基準を無視をした開発については反対という考えであります。

また、2点目の新・道の駅建設計画でありますけれども、今年度、スノーピーク・ランドステーション白馬がオープンをいたしました。こちらの施設につきましては民間が運営をしており、新・道の駅と機能が類似する施設であるため、現時点では継続をしませんので、答えは、いいえであります。

3点目のふるさと納税業務の外部委託として、株式会社ヤフーとした判断については、返礼業務を民間事業者へ外部委託することにより、返礼品目の増加、納税額の増額、またはノルウェービレッジ施設の有効活用につながったため、適切であったというふうに考えますので、答えは、はいであります。

また、4点目の藤本副村長の関係については、昨年も同じ質問を伊藤議員のほうからされているわけではありますが、雇用したメリットは報酬に見合うものだったのかというお尋ねですが、昨年12月議会でも藤本氏に対する評価について答弁をしております。彼が手がけた事業への評価は非常に高く、答えは、はいであります。

最後の質問にお答えをいたしますが、高梨代表理事の発言について誤解があるようですので、まずはそれを解かせていただきますが、高梨代表理事は、観光局やハクバ・バレー・ツーリズムの運営に要する財源が不足をしているとは、おっしゃっていません。観光地経営会議における発言を振り返ると、観光地とすれば、観光施策への継続的な投資は必要であり、基礎的な環境整備も欠かせない、そのための財源が不足をしているという内容であります。

その上で質問にお答えはさせていただきますが、ただ、導入に当たっては、社会経済や地域の状況を慎重に見極める必要がありますので、その時期は未定ということになります。この関係につきましては、昨日の同僚議員の質問にもお答えしたとおりであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私の時間が迫ってまいりましたので、ちょっとこれに関してはまた次回にやりたいと思いますけれども、一つだけお聞きしたいことがあります。

一番最後のみらい観光税ですけれども、こちらは、宿泊業者は協力しないと意思表示をしているんですが、それでもやるというふうにお考えということよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 昨日の太谷議員の質問にもあったんですけども、宿泊業者の方、観光産業を必要としているという認識は、持っている方はかなりいらっしゃるというふうに私は思っております。なので、検討については否定するものではないというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） 私は、行政自治体の目的というのは、住民福祉の増進だと思うんですよね。観光振興はその手段であって目的ではないと思うんです。ですから、住民である宿泊業者が嫌だというのは、これは福祉の増進につながらないと思うんですが、いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 見解の相違だと思います。私たちはつながると思っております。

議長（北澤禎二郎君） それでは、質問時間が終了しましたので、伊藤議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9番横田孝穂議員の一般質問を許します。第9番横田孝穂議員。

第9番（横田孝穂君） 第9番横田孝穂です。ただいまから一般質問を行ないいたします。

今回は大きく2問であります。初めに白馬村上下水道事業とクリーンコスモ姫川についてであります。2つ目に、村長の政治姿勢についての2問であります。

初めに、私たちが日常生活において欠かせない事業である上下水道とクリーンコスモ姫川について、2期目の折り返しにいる村長の政治姿勢について、2問について村長の所見をお伺いいたします。

まず初めに、白馬村上下水道事業とクリーンコスモ姫川について伺います。

(1) 番、まず1点目の上下水道事業であります、「広報はくば」の8月号から11月号にかけて、下水道のある暮らし等上下水道事業が掲載されていまして、村民の皆様も興味深く御覧いただいたものと思っておりますが、村民生活に欠かせない安心、安全な施設の運営をお願いしたいものであります。

平成30年12月の定例会において同僚議員が一般質問をいたしました、水道料金の値上げの見通しについてに対して、平成39年度まで据置きとの答弁であります。平成29年度策定の水道ビジョンや平成30年3月の水道事業経営戦略を見ますと、平成37年まで、すなわち令和7年までの経営戦略を策定しています。

内容を精査しますと、老朽化した施設の更新、とりわけ施設の耐震化や漏水防止のための管路更

新を行なうとして、財政確保について、料金体系については継続的に見直し、必要に応じて料金改正を行なうとしているが、このことについては、平成30年12月定例会にて同僚議員の質問に対して、平成39年（令和9年度）までに据置きとの答弁でいるが、今後もその方針なのか、再度確認のため、村長の所見をお伺いいたします。

（2）白馬山麓事務組合クリーンコスモ姫川も平成6年4月から稼働し続け、26年を迎え、施設の老朽化も進んでいるものと危惧されます。令和2年3月の報告によれば、し尿、浄化槽汚泥、農集排の汚泥の受入れ稼働時から、搬入量は減少傾向で進んできたのでありますが、その後、浄化槽汚泥は増加傾向な状態であるとの報告でありました。そこで、今後の方針計画はどのように進んでいるのかをお示しいただきたい。

次に、（3）番目、白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書並びに平成29年受益者負担金に関する条例等改正内容説明会資料について質問をいたします。

白馬村でも下水道事業である農地の徴収猶予規定があります。公共下水道事業受益者負担金に関する条例規則規定第10条の関係での別表第1において、受益者負担金徴収猶予基準表第3号においては、農地法第4条又は第5条の規定により、農地の転用の許可を受けた日までで、2年以内まで徴収猶予の期間とされているが、農地の徴収猶予は5年の更新申請が必要と考えるが、本村においての時効のおそれはないのか。都市計画法第75条の第7項において、5年間の間において徴収をしなければ時効となるという規定があります。その点についてお示しいただきたい。

（4）平成31年4月1日施行の準区域内における排水施設等に関する規定についての説明と、またメリットは何であるのかをお示しいただきたい。

（5）ここ最近、排水区域内において、下水道本管からの公共ますの取付け作業が見受けられませんが、排水区域内で地目が宅地であるのに、いまだに本管からの公共ます取付けをされていない口数と、今までにおいて公共ます未設置であった総口数の数について伺います。

（6）この下水道問題は、住民監査請求から住民訴訟に発展し、地裁から高裁、そして最高裁へと進みました。その判決内容や最終的な必要経費費用は、いかほどであったのかをお伺いいたします。

以上、3問についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 横田孝穂議員から白馬村上下水道事業とクリーンコスモの姫川について質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきますが、まず答弁の前に、今年度は、上下水道事業を広くご理解を頂くために、「広報はくば」では、白馬の水道シリーズとして、毎月特集記事を掲載をし、ユーテレ白馬でも水道広報番組を毎月制作し、放映をしているところであります。

横田議員にも、利き水の会にご出席を頂き、白馬のおいしい水について感想を頂いたというふう聞いております。今後も引き続き「広報はくば」に特集記事を掲載していくとともに、ご好評を

頂いているユーテレ白馬の広報番組も制作・放映をしてみたいというふうに思っております。

それでは、白馬村の上下水道事業とクリーンコスモの関係について、6項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の水道料金の改定についてであります。平成30年12月に水道法の一部を改正する法律が公布され、当時、それに関連して2年前の12月議会で、田中榮一議員からの関連する一般質問をお受けをいたしました。

この水道法の改正の趣旨は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面する課題に対応し、水道基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずるといったものであり、水道の基盤を強化することが目的であります。

本村の水道を取り巻く状況も老朽化の進行、耐震化の推進、経営基盤の脆弱さ、人材の減少や計画的な更新のための備えが不足していることなどが挙げられます。

平成30年3月に策定をいたしました経営戦略上では、あくまで試算として令和9年度までは水道料金は据置きとしたもので、この戦略の中でも、計画期間中に継続的に料金体系の検討を行ない、必要に応じて料金改定を行なうとしており、当時の答弁でも今後検討の必要があるものとお答えをしており、決して令和9年度まで料金を据え置くとの答弁はしておりません。

また、更新事業については、昨年度より、村が要望をしてきた長野県による大型道路改良事業として白馬駅前の無電柱化事業、国道148号通地区のバイパス事業、県道白馬美麻線の反田橋の橋梁架け替え事業、県道白馬岳線の拡幅事業等、次々と大型事業が着手をされました。

これらの道路改良事業等を順調に進める上で、道路改良箇所に埋設をされた上下水道管渠を入替え、更新する工事を最優先に取り組んでおり、今年度は、これからの大型事業を含めた個別更新計画の見直しを行なっている最中であります。

更新に先立ち、どの程度の金額までなら更新のために割り振られるのか、法定耐用年数内での更新は可能か、無理ならばどの程度延長できるのか、技術的に判断をした場合、我慢できる範囲であるのかを検討し、当然ながらこの見直しにはあらゆるコスト削減を尽くしても不足する財源は値上げで確保すべきか、その際の値上げ率はどの程度になるのか等の財源検討も行ないながら、更新計画を進めているところであります。

今年度、上下水道事業の円滑な経営を図ることを目的とした白馬村上下水道事業経営審議会を設置をし、この審議会では上下水道事業の状況を知っていただき、上下水道事業の抱える多くの課題につきまして、調査審議をお願いをしております。来年度以降は、料金の改定についてご審議を頂くことも考えております。

2点目の質問ですが、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、公共下水道区域外及び農業集落排水区域外の生活排水は、合併処理で処理をすることをお願いをしております。例年、合併処理槽補助の申請件数だけでも30数件を超える申請があることから、浄化槽汚泥は増加

傾向にあると言えます。

クリーンコスモ姫川の過去5年間の処理状況を見ますと、生し尿の処理量は減少傾向ですが、浄化槽汚泥の処理量は増加をしております。ただし、今後の人口減少により白馬村浄化センター及びクリーンコスモ姫川での汚水処理量は減少し、単位処理量当たりの維持管理費がかさむことが予想されます。

また、クリーンコスモ姫川は、平成6年4月から稼働を開始し、26年が経過しましたことから、主要な機器の修繕、改修等更新工事の時期を迎えております。

一方、公共下水道の白馬村浄化センターでの処理においては、現有処理能力に対して余裕があることから、余裕施設の有効利用として公共下水道施設でのし尿の受入れと処理について検討を行ってきたところであります。

平成26年度に策定をいたしましたし尿処理に関する基本計画で検討した結果は、し尿や浄化槽汚泥を公共下水道施設で受け入れることが可能で、初期投資として受入れ施設整備費用がかかるものの、維持管理費を含めた汚水処理の経費が大幅に縮減できることから、将来的には、し尿等を公共下水道で受け入れる方向で準備を進めてまいりました。

当初は、用地、希釈水、維持管理等にすぐれる白馬村浄化センター敷地内に受入れ施設を建設をする提案を行ない、地元大出区と協議を進め、役員らによる先進地の視察を行なうなど準備を進めてきましたが、地区説明会において、臭気に対する懸念や迷惑施設であることなどから、十分な理解が得られず、その後再度の説明会の開催をお願いをいたしました。新型コロナウイルスの影響から開催に至っていない状況であります。

し尿や浄化槽汚泥は、通常の下水に対して汚濁の濃度が高いため、浄化センターでの処理が可能な濃度になるまで、希釈をしてから投入する必要があるとあり、流入水量、流入の時間帯等、浄化センターでの処理が適切に行なえるような投入方法についても検討中であります。トータル的には、維持管理費が安価であることを第一に考え、メンテナンス費、人件費、電気料等を安価でできるような投入施設としたいものであり、白馬山麓事務組合を構成する小谷村とも協議も進めたいというふうを考えております。

3点目の農地の徴収猶予につきましては、議員がおっしゃるとおり、昨年4月より施行された白馬村公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程において、農地の徴収猶予期間は2年間としています。これが神城地区、北城地区を対象に隔年で更新申請と現状確認を行ない、適正な運用を図っていくことを目標としております。

農政課からの農地転用届や建築確認に伴う賦課徴収は実施されておりますが、相続や売買等による所有権移転や、分合筆等による受益者異動等については、完全な把握ができていない状況であります。今年度も受益者と受益地の確認作業を行っております。これらの調査確認の上、受益者負担金管理システムのデータを更新し、適切な徴収猶予申請書、受益者異動届を該当者に通

知をし、徴収猶予の承認もしくは不承認の決定通知書を送付するべく事務を進めているところであり、徴収猶予の決定については、できるだけ早く定例的な作業をすることで、適正な運用を図っていく所存であります。

4点目の質問ですが、平成28年12月議会に提出をし、可決されました白馬村公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正において、従前の条例第6条、ただし書に規定した山林・原野1,000平米を超えるグラウンド等の運動施設については、受益者負担金ではなく、加入分担金で賦課するという規定を廃止をしたものです。この第6条の賦課替え地には、受益者負担金を賦課していないことから、加入分担金制度の廃止と併せて排水区域からの除外を行ない、準排水区域外として管理をしているものです。

この対象地に汚水が発生する家屋等を建設する場合は、公共下水道への接続を義務とし、区域外流入分担金の納付が必要です。メリットは何かと言われれば、家屋等の建築が具体化したときに、すぐに公共下水道が使える土地であるということと、加入分担金制度では、1平米当たり1,350円の分担金を徴収することとしていましたが、区域外流入分担金は、1平米当たり900円でありますので、受益者にとってはメリットと考えられます。

それから、5点目の公共ますの取り出しにつきましては、公共下水管渠整備工事が行なわれていた当時に宅地であったところには、公共ますの取り出しを行なっておりますので、区域内で宅地であるのに、公共ますが取り出されていない宅地はないものと考えております。

最後に、下水道に絡む住民訴訟の経過については、議会の全員協議会を初め、皆様にもその都度、報告を申し上げてきたところでありますが、もう一度判決内容等を確認するための質問でありますので、再度お答えをさせていただきますが、平成25年に提起されました住民訴訟につきましては、長野中央裁判所で審理をされ、平成28年の2月の29日に却下、規約の判決が出ております。この判決の際には、横田議員も長野地裁に傍聴されていたとの報告を受けております。

その後、原告により東京高等裁判所へ上告がされ、審理の結果、平成29年6月29日に一番の長野地裁の判決同様に却下、規約の判決となっております。

さらに、原告は最高裁へ上告を申し立てていましたが、最高裁より平成30年3月20日に上告の規約と上告審として受理しない旨の決定がなされました。これによって5年間にわたる住民訴訟の審理は終了をしたものであります。

この住民訴訟に関わる弁護士への報酬としては、平成25年度より平成30年度まで、6年間にわたり、合計120万8,000円でありました。これまで何度も申し上げてきましたが、下水道事業にかかわらず、今後このような住民訴訟が起こされないような適切な事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 長々と詳しく説明いただき、担当課長は大変ご苦労さまだと思いますが、村長もご苦労さまでした。

私から申し上げることではありませんが、役場職員は常に認識しておりますが、行政団体は条例規則を制定しますが、常に法令に従い行なうわけでございます。

初めに国の関係でも、憲法では、194条では法律の範囲内で条例を制定することができるとなっております。また、地方自治法第2条16項では、地方公共団体は市町村を指します。法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村は県の条例を違反してその事務を処理してはならない。17項には、規定に違反して行なった地方公共団体の行為は、これを無効とする。地方自治法第14条においては、法令に違反しない限りにおいて、事務に関し条例を制定することができますとあります。

公共下水道受益者負担金に関する条例を紹介いたしますと、都市計画法受益者負担金については、都市計画法第75条の1項でございしますが、区市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受けるものがあるときは、その利益を受ける限度において、事業に要する費用の一部を利益を受けるものにその負担をさせることができる。7項におきましては、負担金及び延滞金を徴収する権利は、5年間行なわないときは、時効により消滅をします。それで、地方自治法におきましても、全く同様の236条では、5年間にこれを行なわないときは、時効となる、消滅するとありますので、皆さん、ご存じのとおりでございます。それに関しまして、上下水道関係について再質問をいたします。クリーンコスモ姫川と上水道は、時間があれば再度の質問といたします。

ここ最近における区域外の下水道本管からの公共ますの取付け作業を見受けられます。今までにおいて受益負担金は、どのようになっているかということでお伺いいたしますが、我々森上地区におきましても、今年4月に大きな地主の土地が、旧国道、森上本道線、村道3144号線を面しましても、公共ますがなく、この4月に一方通行を実施し、公共ますを取り付けたような状況でありますので、それについて疑問を感じ、地域住民も一体どういうことだということでお伺いしておりますので、その点につきまして質問いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 今、具体的に横田議員から、森上地区の案件について、どういう状況であったかというふうなご質問というふうにお伺いしますので、お答えいたします。

当該地区でございますが、既に当時行ないました下水道管渠整備の段階で、汚水ますにつきましては、その敷地に既に取り出しがされておる土地であります。また受益者負担金等もお支払いいただいているという土地でございますが、地権者の事情等によりまして、その土地が売買され、さらに三分割されたというような土地でございます。もともとやや広目の土地でございましたので、この土地が三分割になったということでございます。

もともとの1宅地に関して、汚水ますは1か所を村の費用で設置するというものでつけてあった

わけでございますが、あくまでも個人の事情で三分割にしてしまったということで、その三分割目の方が汚水ますが欲しいということでもありますので、これにつきましては、2か所目の設置という扱いになりますので、個人の負担で設置をしていただくということでございまして、その方が汚水ますを個人で設置をしたというものでございます。

こういったものにつきましては、いろいろ当時から2つ目のものにつきましては、個人負担ですよということは申し上げておりますので、その当時のとおりの運用をさせていただいているというものでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） ただいまの質問でございますが、その土地は、約、私の感覚では900坪ぐらいございまして、それ以前の所有者のときから公共ますはございません。ただいま三分割というのは、その宅地でありながら地目は農地になって、これは農地は猶予の申請をすれば猶予できますが、その後購入した方が宅地変更をしたわけでありまして、その900坪に及ぶ大きな土地が公共ます一つもないという状況で、今回4月に工事が実施されておりますので、非常に前倒しのような答弁でございますが、その前、2年前にも森上公民館におきましても、大きな会社の公共ます取付けがありました。これも両面において線路横断、旧国道148号線沿いにおきましても公共ます取付け、やはり大地主に対して相当の便宜が図られたというように認識しておりますので、そのことについて私は今質問をしたわけでございますが、それ以上追及いたしましても、過ぎ去った事件につきましては、とやかく言っても後の祭り、沈んだ夕日を追いかけるようなわけございまして、非常に諦め、時効、これは明らかに時効だと私は思っております。はい。

それでは、次の質問、準区域外における排水施設等に関する規定についてであります。デメリットということでもって聞きたいわけでございますが、都市計画法第75条7項違反であります。ここでは指摘しておきます。最高裁判所においても指摘しているはずであります。これは行政の長年におけるところの不作为であると大きく指摘されております。改正根拠となる改正法について、準区域外につきまして改正根拠をお聞きいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 準排水区域外の取扱いにつきましては、28年の12月議会の際に、丁寧なご説明をさせていただき、当時可決されたというふうに私は認識してございます。

もともとは、区域に入っていたところ、山林・原野、グラウンドということで、当時の加入分担金制度のほうで対応してきたということでございますが、加入分担金制度を廃止することになりましたので、一旦排水区域外にするということでもあります。ただ、当時としては線引き中であつたということで、準排水区域外というような表現をさせていただいて管理をしているというものでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） ただいまの答弁であります。準区域外につきましては、どうも規則の規定でありまして、説明はしてははいないと思いますし、議員の皆さんも準区域外なんていう言葉は初めてお聞きすると思いますので、今の担当課長さんは、3年間ほど空間がございましたので、その間に行なわれた事業でございますので、ちょっと私は感覚が違うと思います。

これにつきましても山林・原野に当たりますが、一度賦課したのを、当時の賦課替え条項によりまして、またこれを区域の準区域外にしたとしても、二度の賦課になります。既に15年の月日が置きまして、先ほど申し上げたように5年の時効ははるかに終えておりますので、これにつきましても当然精査する中で、不納欠損処理、時効処理を行なうべきだと私は指摘をします。

次に、徴収猶予の時効の関係について伺いますが、徴収猶予の時効関係では、最近では、東大阪市や、また平成31年3月には宮城県美里町や、平成29年には神奈川県海老名市における徴収猶予に関係する不適切な事務処理に関する報告書が出されております。その農地における徴収猶予の時効処理が発生しておるのが現状であります。農地の徴収猶予、時効問題は、今全国的な問題となっております。白馬村でも全く同じ事件であると私は承知しております。徴収猶予地である農地も、全て私は時効と判断するわけでございます。

平成29年2月26日の白馬村公共下水受益者負担金に関する条例等の改正、内容説明に資料4ページ、区域内農地につきましては、受益者負担金の徴収猶予をしてきました。農地につきましては、今回の排水区域見直しの対象とはせず、その取扱いを今後も継続しておりますとあり、そのようなことから徴収猶予となっている土地を所有される方につきましては、引き続き徴収猶予の更新手続を行なっていただきますとあります。

この徴収猶予更新手続は、どのようになっているのか、その点について伺うわけでございますが、いまだに私たちはまだ徴収猶予はしておりません状況で、神城につきましては、一度徴収猶予の申請はなされておりますが、その点につきまして、ご答弁をお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 最初に、私のほうから徴収猶予の前段で、横田議員のほうから、今回準排水区域外とした土地については、一度賦課しているから二度賦課になるので、賦課できないという今発言がございましたが、横田議員のおっしゃっている二度目の賦課をしているのは、当時の11条賦課替え地であります。今回準排水区域としておりますのは、これから転用する又は加入するといったグラウンドについては、6条賦課替え地ということで、11条賦課替え地とは別のものになります。準排水区域外としているのは、6条賦課替え地の土地であって、11条賦課替え地については既に一度受益者負担金を賦課しておりますので、排水区域外の土地ということにはしておりませんので、その点だけ訂正をさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 横田議員の関係ですけど、先ほど全国的にというお話でしたが、これは条例により徴収猶予期間を定めている自治体の場合、その更新手続が怠ったため、徴収する権利が時効になってしまったという案件だったというふうに認識しております。

都市計画法等も、下水道法等も徴収猶予の期間は定められているわけでありませんが、ただ、定められていないからといって延期というわけにもいきませんので、ということで私どもとしては、先ほど横田議員もう十分認識されていると思いますが、2年というようなことを目標に現在適切に管理するように作業を進めているという最中ということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） ただいま課長から徴収猶予を再更新の手続をしているとおっしゃいましたが、白馬村の場合には、農地転用が宅地に転用されるまでは認めるといような徴収猶予の主張を当初したわけですが、私、全国津々浦々どこを調べてみましても、白馬村だけが徴収猶予を永遠に引き続けるわけがございまして、都市計画法の75条第6項・7項におきまして、5年間徴収をしなければ時効になるということでございますので、5年の間に徴収猶予を常にやり続けなければいけないわけがございまして。

これは都市計画法75条の関係で、この公共下水道事業を実施したわけがございまして、農集排水事業であれば加入者分担金であるわけがございまして、全国白馬村ただ一つがこのような条例でありますので、私の言っているのは、既に15年の月日が流れて、今さら何ですか、その猶予をまだまだここに残すということについて、私は違法だということで初めに申し上げた。国の法律に従わず、憲法、法律、地方自治法に逸脱したようなことを今でも実行する白馬村に対して、非常に、いずれにせよ、近い将来はこれを改革していかなきゃいけない。最終的には、そのときの村長の損害賠償請求権も発生するのでありますので、村長の権限で発動しなきゃならないということでもあります。

そうはいっても、白馬村においては、徴収猶予の申請を認めているが、現在においても、誰一人と徴収猶予の更新がいまだに北城地区はやっておりません。今になってから徴収猶予の再申請は、村の公共下水道事業、3期終了から、既に先ほども申し上げましたが、15年の月日がたっているわけがございまして。よくそこをしっかりと考えていただきたい。都市計画法75条の7項に明らかな5年徴収時効制度によるところの徴収猶予制度を採り入れなかったことによるところの時効であり、排水区域内の農地については、当然時効処理は速やかに実施していかなければ、村民の不公平、それと時効という法令違反をいまだに続けるということになりますので、よろしくお願ひしたいということがございまして。

それから、重複して質問になろうかと思いますが、ちょっと聞き漏らしたことがありますので、準区域外について平成31年4月施行の準排水区域外における排水施設に関する規定とは、いかな

る目的で定めたのか、再度お伺いし、準排水区域と準排水区域外の違い、これらの土地はどのように管理把握されているのかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） この規定については、条例の施行に関し、必要な事項を定めたものという規定でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） それでは、平成29年のこの条例改正の際の説明は、賦課金制度、条例そのものが担当職員にも分かりにくく、土地所有者からの理解も得難いので制度を簡素化し、分かりやすくするとしているが、今回の準排水区域外における規定は、十分理解が得られるように全村民に周知を徹底してまいっておるかどうかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井洋君） 準排水区域につきましては、全体的にありましては、それほど多いものではございませんが、当然課内のほうでは周知徹底をしておりますし、適切な運用に心がけております。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） お答えするのは、適切な運用という言葉しか出てこないわけですが、それでは2番目です。規定では、条例6号1項、ただし書に規定する土地とあり、平成29年の条例改正により、1,000平方メートルの社会体育施設用地及び山林・原野排水区域外にした土地というのが、これらの土地も一旦は賦課した経過があるのではないかとということを再度申し上げましたが、これは2回の賦課はできないはずであります。それについても確かに私が先ほど申し上げたように、15年の月日がはるかに時効を過ぎているということでございますので、私としては、こんな法令違反をやるような白馬村じゃ駄目。要するに条例改正はすぐやらなきゃいけないとこのように思っています。

（「議長」の声あり）

第9番（横田孝穂君） ちょっと待ってくださいね。私も、この中でもって常に聞きたいことは、調査特別委員会参考人というのが、当時下川村長もそのときの議長でご存じであります、そのとき、委員長の説明があったわけですが、不納欠損やこの時効に対してどんな経過があるかということで、参考人に、当時のある担当者であります、何とお答えをしたというと、それは認識の問題、最初の全く同じような言葉よ。先程は認識の問題と副村長が説明したね。認識の問題。それと、不納欠損については、いろいろ規定で明確には決まっていない場合もあると思います。このように答えておりました。だから、5年過ぎたら必ずやらなければいけないというものではありません。今、議会で時効だというから時効になるが、当時も時効はありましたが、私は時効などは村民との信頼関係で行なってきたというのが驚いた発言内容でありましたが、今でもそのような認識を持ち続けて

おられるのか、ちょっとお聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 先ほども私のほうで準排水区域外とは何かという土地のことを申し上げました。横田議員は、6条賦課替え地については1回賦課をしていると、何度もおっしゃられておりますが、6条賦課替え地については賦課替えをしているということで、賦課をする前にやっています。ですので、受益者負担金は、6条賦課替え地については賦課はしていません。賦課をされているのは11条賦課替え地であります。

11条賦課替え地というのは、一旦受益者負担金を賦課したものの、その全額、もしくは一部が納付できなかった土地について、受益者負担金から加入分担金に賦課を替えた土地であります。準排水区域外については、それ以後に加入する場合については、1,000平米以上の農地又は山林といったところでありますが、その土地については、受益者負担金ではなく加入分担金を賦課するというので決めた6条賦課替え地であります。よって、6条賦課替え地に規定する土地を準排水区域外に異動しておりますので、受益者負担金は賦課しておらない。ですので、二度賦課にはならないと先ほども申し上げたとおりでございますので、その点は訂正をさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） ちょっと。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 私も今、条例を手持ちにはございませんが、要するに一度は賦課したけれど、払わなかった方は、賦課替え、あるいは加入分担金にしたということ自体が、受益者負担金はあくまでも5年間に払わなきゃいけないものでありまして、その当時の担当課長は、その方向で実施したわけでございますから、自分の都合のいいような形で実施したということで、私は初めからそれについては指摘を申し上げたとおりでございます。

（「議長」の声あり）

第9番（横田孝穂君） それでは、移ります。要するに……。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員、ちょっと発言があります。

第9番（横田孝穂君） ちょっとまあいいわね。最後において、初めにも申し述べましたが、これは、憲法第99条の地方団体の法律の範囲内で条例を制定することができるという違反であり、白馬村の公共下水道事業において当然条例規則は、法律の範囲内で条例を制定するとならなくてはならないとはっきりと申し上げています。

当然、国の都市計画法に従い、75条の各項目に従うべきで違法であります。ここでも白馬村下水道の違法違反が認められるところであります。地方自治法の先ほど申し上げた14・15条においても、地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて、条例規則を制定することができる。都市計画法の法令に違反しない限りにおいて、憲法94条及び地方自治法の第14条及び15条の違反により、当然、下川村長は、直ちに地方自治法第236条により時効処理の扱いについては、速やかに実施し、速やかに条例規則の改正をすべきものと私は指摘いたしまして、時間がございま

せんので、次の質問に移ります。

(「議長」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) ちょっと答弁させて。

第9番(横田孝穂君) 答弁は要らないよ。

住民課長(山岸茂幸君) いいえ、しゃべらせていただきます。

第9番(横田孝穂君) いや、時間がないんです。

住民課長(山岸茂幸君) 時間がないのは横田さんの関係で、間違ったことは間違ったことで、6条賦課替え地と11条賦課替え地を混同されては困りますので、再度申し上げます。

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第9番(横田孝穂君) いずれにせよ、最高裁におきまして、行政は長年の不作為によって、この事件が発生したものであるということをはっきり述べておられますので、私はそれを尊重しておきます。

それでは、次に2問目の質問に移ります。村長の政治姿勢についてでございます。

2点目の村長の政治姿勢について伺います。

1期目は、就任間もなく神城断層地震から復旧復興、2期目の今は新型コロナウイルス感染症による村内経済の支援策などに的確に対応され、関係者には多大な評価を得られていると思いますが、村民の様々な要望に対して的確な対応を求められるのが、首長、村長の使命であります。

就任以来、多くの村民、団体からの意見、公開質問や要望、すなわち陳情等をお受けになられたと思いますが、これらの取扱いについて伺います。

議会では、村長自身もご存じのとおり、請願・陳情の取扱いについては取決めがあります。行政はどのように取扱いをしているのか、伺います。

以上の点について伺います。

議長(北澤禎二郎君) 答弁を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 2点目の村長の政治姿勢、住民や団体からの陳情等の取扱いについてをお答えをいたしますが、横田議員おっしゃるとおり、就任以来、非常に多くの要望、ご意見が私のもとに寄せられております。議会の請願・陳情のように、明確な取扱いが決められてはおりませんが、私自身、住民からの大切な声であると感じ、お受けをしているところであります。

例えば、村長室までお越しになり、要望書を渡される場合は、極力担当課長を同席をさせ、要望書の要望者の話を聴きますし、文書での提出の形でも必ず担当課へ下ろし、要望内容について検討をさせているところであります。ただし、一口に要望や意見と申しましても、それこそ内容は千差万別でありまして、事業化、予算化を検討するようなご意見もあれば、非現実的なもの、単なる批判的なものだったり、ある事案に対しては賛成と反対といった全く異なるものもあり、その内容に

よって対応は様々であります。もちろん批判的なご意見に対しても、行政側に改めるべき点もありはしないかという視点で対応しております。

行政の使命として、そこに暮らす人々の希望に耳を傾けることは当然考えておりますことをつけ加え、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員の質問時間は、答弁も含め、あと11分です。

質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） それでは、ただいまの再質問をさせていただきますが、議会では、村長、初めに申し上げたとおり、議会では村長自身もご存じのとおり、請願・陳情の取扱いについては取決めがあります。議会では、白馬村議会請願及び陳情の取扱要綱を定めております。その第11条2項で、議長は審査の結果を文書により通知するものとなっておりますが、請願及び陳情の提出者に対して、当然のことながらその結果を報告していると思いますが、行政はどのように取扱いをされているのか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 先ほど、村長が答弁いたしましたとおり、住民や団体の皆様からの要望について明確な取決めはございません。したがって、全てにおいてその要望者に対して、文書をもって回答するというはいたしておりません。ただ、回答を求めるものに対しては、極力そのように応じているというのが実情であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 今年の9月7日だと聞いておりますが、白馬駅周辺の無電柱化に伴い、白馬駅駅舎の改築について、アルプスの街・白馬にふさわしい白馬駅とともに歩む住民の声の団体など、新しい駅の在り方をJR東日本株式会社長野支社長へ陳情要望など要請されましたが、この件につきまして、直ちに取り組んでいただいたかと思いますが、今現在はどのようになっておるのかを、それについてお伺いいたします。

また、関係地区からの請願・陳情やその他の団体からの要望などが提出されていますが、どのように取扱いをしているのか、または提出者に対して、どのような対応をされているのかにも答弁をお願いいたします。お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。お答えになれますか。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 駅前に関する要望については、もちろん受け取ったことは事実でありますけれども、お受けいたしましたけれども、それを受けて担当課に下ろしまして、それぞれ対応を検討させているというところであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。ちょっとお待ちください。吉田総務課長。お願いいたします。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 残りの地区からの要望と、あと各団体からの要望について、私のほうからお答えをさせていただきます。

各地区からの要望につきましては、先ほどの村長の答弁にもありましたが、要望書を受けた段階で、総務課のほうで各課のほうにその要望内容について周知はしているというような作業の流れになってまいります。

各団体からの内容につきましては、これはいろいろな千差万別いろいろな内容がありますので、これについての取扱いというものについては、主管課または理事者のほうから指示を受けて、どういふふうにするのかというような作業に入っていくということでご理解を頂ければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 副村長のほうから担当課のほうへ、今、回してあるというような形でございますが、やはりこの陳情も9月の陳情でありますので、9月、10月、11月、今は12月と、3か月も過ぎてまだまだこういうような大事なこの駅舎改築、こういうようなものは素早く対応していかなければ、白馬村の将来に関係することをございまして、担当課の引き出しの中に入ったままで済ませては、そんな軽いものではないと思うわけでございます。

それでは、次に質問させていただきますが、例年この時期に地区役員を交えて懇談会が行なわれていますが、今年は新型コロナウイルスの拡大により、希望地区のみの実施となっておりますが、様々な話題、課題や要望が出されておりますが、庁内に持ち帰り検討すべき事柄もただただあると思うが、その検討結果については、どのように地区に伝達をしているのか、お伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 各地区のこれまで例年で行なっておりました懇談会につきましては、議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルスの関係でと、希望する地区に、いわゆる集中期間に設けずに開催するというので、数地区開催をさせていただいております。

各区長さんには、それぞれハードの要望については、今年度については、直接主管かのほうに相談をしてほしいという通知を出させていただいておりますので、それは恐らく主管課のほうから要望等については回答がなされているものと総務部のほうとしては理解しております。

ただ、地域の課題等につきましては、懇談会として開催しているところもありますし、回答書を頂く部分で、それを了承するということもありますので、今年度に限ってはハードとソフトの分を分けながら対応しているというような状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） 何分か。あと。

議長（北澤禎二郎君） あと4分です。

第9番（横田孝穂君） それでは、次に「広報はくば」500号でございますが、これは500号も出たわけですが、村の行なっている事業についてのお知らせは、すなわち情報公開は大切だと記事掲載があります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大により、村民生活は窮状を極めております。今こそ官民こぞって感染予防対策と社会経済活動の両輪を推し進めなければなりません。そのためには、村は何を考え、何を実行するのかの情報の公開が必要不可欠と考えますが、その点についてお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 今のご質問は、「広報はくば」という質問に対してお答えをさせていただきますが、月1という広報紙の媒体でありますけれども、必要な都度、情報を発信していくというのは当然だと思っておりますし、月1の発行ですので、どうしても記事が間に合わないようなものについては、第1週、第3週の配付物の中に個別として載せさせていただいている、またはホームページ等で周知をさせていただいているという状況でございます。

具体的に何の記事かということでお示しを頂ければ、そこら辺の対応は考えていきたいと思えますけれども、現状とすれば、いろんな情報については積極的に出していくという姿勢については、変わりはありません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

第9番（横田孝穂君） それでは、最後に、私は再質問の中で、白馬駅の改築、それに伴う関係の陳情を再質問いたしました。最後になりますが、白馬駅の関係をちょっと歴史などを紹介して終わりたいと思いますが、この白馬駅は、昭和7年に信濃四ツ谷駅として開業され、その後、昭和43年に白馬駅と改名され、また昭和45年に木造の駅から鉄筋コンクリート造りの駅舎と改築されました。88年の長きにわたる白馬村、本村の玄関口として、今なお観光振興を担っている駅舎であります。

白馬駅周辺に無電柱化工事が着手されたことにより、白馬駅を取り巻く環境整備を推進し、白馬の玄関口として、また大糸線の活性化と通年型の長期滞在型ステーションとして、鉄路——線路であります駅舎が、いつまでもあり続けられるよう方策を下川村長は関係機関に精力的に働きかけてほしいところであります。そして末永い白馬村の将来の発展にぜひ寄与していただきたいと思えますが、下川村長、そのことをよろしく願いいたします。時間も間もなくになりましたので、私の質問は終わりにいたします。ご苦労さまでした。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第9番横田孝穂議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第2番丸山勇太郎議員。

第2番（丸山勇太郎君） 2番、丸山勇太郎です。

一昨日は白馬村初の新型コロナ感染者が出ましたが、いずれ時間の問題であっただけで、冬季を迎え、これから2例目、3例目が出ることは避けられないものと思っております。

昨晚のNHK「クローズアップ現代+」では、医療現場の逼迫と、人工呼吸器やエクモなどでの延命措置に切り替えることの決断に際し、医師も家族もその判断の難しさを取り上げていました。

「ニュースウオッチ9」では、軽症の若者であっても長期の後遺症に悩む姿が描かれていました。経済状況も併せ、今、とてつもない事態が起きていると感じています。

昨晚のコロナ関連ニュースの中で、1つだけホッとする話題は、小学生の学校内での感染は、小学生感染者の6%にとどまっているとのこと。それは、マスク、手洗い、小まめな換気、湿度を保つことなど、あらゆるメディアを通じて今言われていることを学校現場ではきちんと励行されているおかげだと伝えられました。

今回は、コロナ禍という特別な新年度の予算編成期を迎えている今定例会でこそたすべし質問をいたします。

題目は、行財政運営について。

コロナパンデミックが世界を襲っています。変革を求められるのは、この村も同じです。池田町では、続いた大型事業によって財政危機となり、一般財源3億円の予算削減という大変厳しい取組を敢行するとの報道です。

本村では、今年度当初予算編成において、一般財源縮小のための各課枠配分方式を取りながらも、結局は収めきれず、1億5,000万円の財政調整基金を取り崩して予算を組んでいます。本村の財政状況もまた厳しいものであり、年度末に予想される税収の大幅な落ち込みを考慮すれば、本村も、一步、行財政運営を誤れば、今後危険領域に入ります。

パンデミックによる大変革のときを迎え、住民サービスの低下は可能な限り避けつつ、前例踏襲をやめ、不要不急の事業を見直し、優先度をより精査していかなければならないと考えます。

誤らない行財政運営と持続可能な村政のため、村長は次のことをどのように考えているか、具体的に伺います。

1番。第5次総合計画後期計画のKPI、これは主要達成指標のことですけれども、このKPIでは、実質公債費率及び将来負担比率を何%に設定するのか。

2番。予期せぬ、もしものための財政調整基金は幾らを堅持するのか。

3番。令和3年度では、財政調整基金を当初から崩さない予算編成を今度こそやるか、あるいは

やれるか。

4番。歳出削減と財政負担平準化のために極めて重要な公共施設再編整備計画は、内容がお粗末で、議会では作り直しを求めた。この作り直し予定と、この計画に当然入ってこなければならないのに入っていない、将来負担が大きく綿密な計画が必要な上下水道施設更新計画はどのようなになっているか。

5番。村長の残り任期において、「これはやめる」ということは。

6番。村長の残り任期において、「これだけはやり遂げる」ということは。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 行財政運営について、丸山議員から6項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の第5次総合計画後期計画の実質公債費率及び将来負担比率について、お答えをいたします。

後期計画における重要業績評価指標、KPIは、実質公債費率は15%未満で、将来負担比率は85%未満であります。

ちなみに、前期計画は、実質公債費率が12%未満で、将来負担比率が30%未満でした。

平成25年度までは長野オリンピック施設建設などによる元利償還金の影響が大きく、平成20年度実質公債費率が3か年平均値で21.8%、平成19年度将来負担比率が159.1%という高い値を示していました。

そこで、平成25年度までは地方債の新規発行を抑えて事業を先送りし、財政の健全化を目指していました。その結果、実質公債費率は平成23年度は16.7%、平成24年度14.4%、平成25年度13.2%、平成26年度は11.8%、将来負担比率も平成23年度は37.2%、平成24年度は21.9%、平成25年度は17.2%と、着実に数値を下げました。前期計画は平成27年度中の策定ですので、ちょうどこの頃の決算数値で目標を設定をしております。

その後、平成26年に神城断層地震が起これ、10年以上前からの懸案事項であった広域ごみ処理施設の建設、現在の基準に合致しておらなかった給食センターの建設などの大型事業が重なった結果、新規発行債の増加、基金取崩し額の増加などにより、将来の負担比率も実質公債費率もまた上昇を始めました。

今回の後期計画につきましては、そういった近年の状況と毎年春に計画をしております白馬村実施計画に基づき、また後期計画策定時の状況も若干加味し算定してみましたところ、令和7年度の3か年度の平均の実質公債費率が15.0%まで、令和4年度の将来負担比率が85%近くまで上昇をする見込みでしたので、これ以上の上昇は食い止めたいという考えもあり、このような考えに基づき、数値を定めていただきました。

2点目の財政調整基金は幾らを堅持するかについてですが、平成29年度に総務省から「基金の

積立状況等に関する調査結果」という情報が出ており、財政調整基金の規模の考え方は、多くの市町村が「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て」、「標準財政規模等の一定割合」、過去の災害等からの取崩し実績から「必要と考えられる額」と回答しております。

その中でも、「標準財政規模等の一定割合」と回答した市町村のうち「5%超えから10%以下」とした団体が最も多く、これを白馬村の令和2年度の数値に当てはめると、1億8,000万から3億6,000万となります。

過去の災害等からの取崩し実績から「必要と考えられる額」から算定しますと、平成26年の神城断層のとき、財政調整基金は平成26年度に約2億円、平成27年度にも2億円、合わせて4億円くらい減少しております。ですが、その後、災害復旧事業の国庫金の精算などにより、平成28年度には2億円以上が増加をいたしました。過去20年間で最も、財政調整基金が最も少額だったのは、平成17年度末の3億4,000万であり、このような基金状況とならないよう肝に銘じて毎年度、予算編成に取り組んでおります。

したがって、以上の理由から、3億5,000万は確保していきたいと考えております。

3点目の令和3年度当初予算における財政調整基金の取崩しの考え方ですが、令和3年度当初予算編成方針を作成する際に、一般財源となる歳入見込額も算定したわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響による村税の減額、また5年に一度の国勢調査の人口減少による普通交付税の減額などから、トータルで令和2年度と比べて一般財源は1億円もの減額が見込まれました。歳出の義務的経費見込額では、公債費が、ごみ処理施設の元金償還開始などにより令和2年度と比べて7,000万円ほど増額と算定をされました。

令和2年度は、当初予算では1億5,000万円の財政調整基金繰入れを計上したわけですが、令和3年度は、先ほどの令和2年度と比べて歳入の一般財源が1億円減額と歳出が公債費だけでも7,000万円増加、増額になるという見込みとなり、経常的経費の枠配分を前年度からさらに3%削減により、歳出の予算削減に努めること、財政調整基金の繰入れも最小限にとどめることの考えに基づき試算をしたところ、財政調整基金の繰入れを一切やめることは難しいと考えております。

4点目の前段の質問の公共施設再編整備計画の作り直しについてですが、昨年度、公共施設等総合管理計画に基づいて、主管課ごと個別施設の具体的な対応方針を定める個別施設計画を作成しました。これは、耐震化、耐用年数などの個別施設の状況、状態を調べ、当該施設が果たしている役割、利用者数などの利用状況、重要性などを考えて、施設ごと、どの年度にこういった改修や解体を行なう時期を記載をしています。

こういった各課からの出された個別施設計画に基づいて、村全体の施設整備負担額の平準化を図り、公共施設再編整備計画を策定いたしました。その際、再編整備計画は、社会情勢の変化などに対応して5年ごとに見直しを図る旨を説明させていただきました。

本年度は第1期計画の最終年度となりますので、今後は令和3年度予算編成に合わせた、先送り

をした事業はまず個別施設計画を修正し、昨日の松本議員の質問でも出されました地方債の新規発行額を元金償還額以内とすることも加味しながら、道路、橋梁などといったインフラ整備も考慮して、また役場全体の施設整備負担額の年度間の平準化を図りながら、これまでご説明申し上げたとおり、予定どおりに第2期の再編整備計画の策定に取り組んでまいりますので、作り直しは考えておりません。

後段の上下水道の水道施設の更新計画についてお答えをいたします。

最初に、上下水道施設についてですが、村では昭和49年から57年にかけて観光人口や別荘の増加等、水需要の増加を予想し、各地区にあった簡易水道を統合し白馬村上水道を創設をさせました。村内の水道管路施設は約200キロありますが、法定耐用年数の40年を超えた管路が60キロを超え、今後も増加傾向にあります。

今までの管路更新事業としては、体に有害であるとされた石綿管の交換事業や下水道工事に伴う布設管布設替え工事等で約40%程度の更新が行なわれています。

基幹施設の二股浄水場も、建設から40年が経過をし、ポンプ、ろ過器、電気計装施設等、多くの施設が老朽化し、最低限の部品交換等で運転中です。耐震基準値も当時から大きく見直され、二股浄水場は十分な耐震性能を有しているとは言えず、また水需要の減少から施設の使用率も下がっていることから、今後は浄水の方法を含めた耐震補強やダウンサイジングを想定をした再構築を検討しています。

上下水道課では、平成27年度に基本方針である水道ビジョンを策定し、水道の将来層、施設整備の検討、運営、管理の検討等、事業計画を定め、その後、基本設計となるアセットマネジメント（資産管理）に取り組み、実施設計と位置づけられる更新計画と経営戦略策定業務に取り組みました。

管路施設については、現状の調査、問題点の把握、機能診断等がおおむね完了し、更新整備の優先度としては、役場、小中学校、給食センター、病院等、村の重要施設への給水を強化することとし、これらの施設への配水管を耐震化することとした個別更新計画を策定中です。同時に、比較的漏水道が多いみそら野、めいてつの別荘開発地区の兼ね合いも考慮しつつ、10年を目標とした年次整備計画を立て、管路施設の更新を実施をしていく予定です。

二股浄水場については、現有施設の耐震診断を実施をし、規模の縮小や浄水方法等、幾つかの更新方法から最適な更新を実施すべく各ケースを比較検討中であり、その他の配水池、ポンプ施設についても順次、個別更新計画を策定してまいります。

財源等については、ここ数年の給水収益は単年度としての収支決算は黒字となっておりますが、給水人口や観光人口の減少、また今年はコロナウイルスの影響によって使用料の収入の減少が見込まれ、将来には厳しい財政状況が見込まれます。

現在は全ての施設を法定耐用年数で更新することは現実的ではないことから、先ほど横田議員の

答弁とも重複しますが、どの程度の金額までなら更新のために割り振れるか、法定耐用年数はどの程度延長できるのか、技術的、過去の経験、そこから我慢できる範囲であることから、あらゆるコスト削減を尽くしても不足する財源は値上げで確保するべきかといった、多元連立方式の方程式の回答を求めるような検討をしているところであります。

次に、下水道施設についてですが、白馬村浄化センターは、平成5年の供用開始以来、27年が経過をしております。供用開始より約20年が経過をした平成20年度から25年度にかけ、国の長寿命化支援制度に従った更新計画を策定し、平成27年度より水処理施設を対象に更新事業を行なってまいりました。昨年度まで老朽化し不具合の出ていた、し渣除去施設、汚泥脱水機、電気計装施設等の更新工事が完了し、第1期の更新事業は一段落したところであります。

管路施設につきましては、法定耐用年数は40年以上であり、神城断層地震の被災した箇所は更新をされ、地震の際には幹線管渠の点検も行なっております。マンホール、ポンプ施設につきましては定期的なオーバーホール更新等を行っており、現時点で管路施設においては特別な支障もなく順調に稼働しております。

国交省の下水道部では、昨年度までは更新事業に対する長寿命化支援制度という制度を運用しており、当村もこれを活用してまいりました。一昨年からは、この制度を発展的に改善した下水道ストックマネジメント予防保全支援制度を創設されました。この制度は、今までの各施設の耐用年数を基準に長寿命化を行ってきましたが、個々の施設の長寿命化に加え、リスク分析結果を加えて、改築の優先度、目標耐用年数にメリハリをつけて事業全体を最適化する仕様であり、これによりコストの縮減や事業費の平準化を図るものであります。

今後は、社会資本整備総合交付金といった国庫補助を活用して下水道施設の点検・調査や改築・更新を行なう場合には、ベースとなるストックマネジメント計画が策定されていなければ交付金の対象にならないというもので、このストックマネジメントの計画策定が必須となっております。このマネジメント計画の策定に係る費用は交付金対象になるものの、下水道事業団やコンサルタントに委託をすれば千万単位の委託料が必要なことから、ガイドラインに沿いながら村直営で策定できる事柄を整理をし、令和4年から5年度を目標に計画策定を進めていく予定です。

今後も、上下水道施設全体を中長期的視点で捉え、老朽化の進行状況を確認をし、優先順位をつけながら施設の改築・更新を進め、全体事業費の削減を図っていくことが重要と考えます。

5点目と6点目の私の残りの任期においてやめることとやり遂げることはとの質問に一括してお答えをいたしますが、「残りの任期」というよりは、令和3年度、4年度に向けてという意味でお答えをいたします。

議員の言うとおり、いまだかつて経験のしたことのないコロナ禍は行財政運営に非常に深刻な影響を与えており、来年度予算に向け、住民福祉の低下を回避をしながら復旧の事業の見直し、実施事業の取捨選択の厳格化をしていかなければならない状況であると認識をしています。村が予算化

した実施計画に掲げた事業については、いずれも必要なものであり、不要な事業はないという思いでおります。

ただし、未曾有の災害と言えるコロナ禍の下、必要な事業であるが直ちに取らねばならぬとも可能な事業は先送りをしていくべきと考えます。もちろん、事業の中には不要な予算計上があればこれは即削除をしていくべきと指示をしておりますし、役所の悪い癖の1つと言われている前例踏襲による安易な予算化はやめたいというふうに思っております。

やり遂げたいこととしては、やはり、事業着手をし、その完成を住民が期待をし、住民福祉の向上につながるような事業はぜひ継続をして取り組み、私の任期に関係なく完了していきたいというふうに強く思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 今、頂いた答弁は、20分33秒でした。昨日来からの議員の答弁にはかなり簡潔な答弁で、そういう方針転換をされたのかなと思っていたら、私に限ってはいつもどおりのご丁寧な答弁、ありがとうございます。

さて、今回の質問というのは、昨日来、予算や財政の質問者が皆心配していることと共通です。それは、この村の財政は本当に大丈夫なの、ということです。

通告書では池田町のことを少し触れましたけれども、池田町の状況は決して対岸の火事ではないというふうに思っております。池田町は、3億円の財政調整基金を取り崩さなければ予算編成ができなかった。まあ正確には3億3,000万円。今や財調は残り1億2,000万ということで、だから3億円の一般財源削減という厳しい道を歩もうとしております。

白馬村も、去年は1億5,000万円崩して、財調を崩して予算を組んでいるわけです。しかも、枠配分方式というのをやりながら。だから私は、まあ金額に多少の差はあれ、池田町と白馬村は同じこと、原因と深刻度がちょっと違うだけだというふうに思っております。むしろ、観光業に依存し、ハード、ソフトともにやることが多く控えている白馬村のほうこそ、やることをやってしまった他の近隣自治体よりも、私に言わせれば深刻な状況にあるというふうに思っております。

副村長は、昨日の、私とほぼほぼ同様な松本喜美人議員の一般質問の中での、今の財政状況というのはどうなのというところで、要注意だというふうに答弁がありました。私は、この「要注意」も、私に言わせれば「崖っ縁の要注意」ではないかというふうに思っております。

先ほどの質問の中では、特に3番について、財調の繰入れを一切やめることは無理だというふうに村長答弁ありましたが、では一体、来年度は何億円取り崩して、限度額としてですね、予算を組むつもりなのか。今、池田町のような取組をしなければならぬのは、ほかでもない、この白馬村ではないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 来年度の予算編成に当たっての財政調整基金の取崩し額というところですが、これから本格的な予算編成作業に入りますので、細かい事業の選択等、取捨選択はこれからになりますが、予算編成方針で定めた財政調整基金の取崩し額につきましては一応、財政上1億4,000万という数字は持っております。

ただし、ふるさと納税からの基金の繰入れというのも相当額の金額を崩すことになっておりますので、議員がおっしゃるとおり、財政調整基金というものはありますが、財政調整基金だけを取り上げて問題視するというのはいかがかなというふうに思います。

それと、現在、国のほうでは総務省と財務省と、国の国税4税の法定率、いわゆる国のほうも収入が減っているものですから、来年の交付税の算出というのは、昨日の松本議員のところにも「仮試算」という言葉を使わせていただいておりますけれども、この閣僚折衝の落としどころというのは今月18日というふうに聞いております。

この中で今回取り上げられておりますのは、地方交付税の減額と、それと毎年発行されております臨時財政対策債、これが増えると。いわゆる、交付税の出口ベースが少なくなったので臨財債を増やすという考えです。さらに、ここに足りないところを特例加算ということで、国と地方の折半という2分の1ルール、これがどういうふうになるのかというのがなかなか見えないとですね、実際に財源がどういうふうになるのかというのは見えないというところでありますから、現時点では、当初に示された、国からの仮試算に基づき算出して1億4,000万という数値を設けさせていただいているということであります。

計数につきましては、1億4,000とありますけれども、先ほど話したとおり、じゃあ1億3,000にして、ふるさとを一応1,000万増やせばどうかというような議論になりますので、トータルの考えに基づいて、財政調整基金または他の特定目的基金の取崩しについて考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 予算さえあればやればよいことは幾らでもあると思いますけれども、それを基金を崩しながらやっちはいけないというふうに私は思っております。

先ほど、神城断層地震のときに4億崩して使ったという答弁がありましたけれども、したがって、ちょっとさっきの村長答弁は矛盾しているんですね。また次の地震、予想されているところでは南海トラフ地震は、内陸への影響もあるというようなことも言われているわけです。確率70%と。まあ、いつ起こるか分からないという。そのときにですね、言ってみれば神城断層地震と同じような規模の地震が起きたときに、先ほど村長答弁では3億5,000万を確保してればよいと言いましたが、4億円使っちゃっているわけですね。だもんで、3億5,000万では、1回、次の地震が来ればもう基金が終わっちゃうわけです。

私は、持続可能な村を維持するためには、基金は7億から8億持っている必要があるというふう
に思っております。昨日の松本議員の質問に答えた副村長の答えの中でも、今、財調は6億8,000万、
それに減債基金を加えて8億9,800万という答弁がありましたけれども、このくらいは持ってな
いと——だから、今が下限じゃないかと思うんですよね。これ以上減らしちゃいけないんじゃない
かと思えますけど、いかがですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 基金の関係につきましては、確かに先ほどの答弁では4億という部
分ですけども、災害に関しては国庫負担法という法律がありまして、当然、国のほうで査定等で決
められた金額を、いわゆる最終の、国の負担額において、一旦市町村で立て替えて、その後に入っ
てきた部分があるものですから一旦取崩しのところは2億・2億の4億という説明をさせていただ
きました。この金額の算定がどういうふうになるのかによって、ここら辺は大きく影響してくる
ものと思います。実績として、村が立て替えた金額が最終的に戻ってきて、取崩しについては穴が
埋まったということでもまずご理解を頂ければと思います。

それと、金額については、当然のことながら、ご指摘のように「取り崩さない」というのが私も
同等だと思いますけども、これまでの今の事業の組立ての中で、特に令和3年度については、どれ
だけの事業をどれだけ担当課のほうで落とすことができるのか。ここら辺については期待を
したいと思えますけども、さすがに、このところまで一気に落とせないだろうという部分につい
ては、昨年度の枠配分のときにも3%という枠配分の仕方を決めさせていただきました。したが
いまして、前々年度と比べると、枠配分については6%の削減ということになってまいります。まあ、
徐々にではありますけれども、事業費を落としながら、また公債費等の発行する事業についても聖
域なく削減していくというのは、現在財政サイドとしての考えで予算方針で示しておりますので、
まあ、現時点ではちょっと、さすがに無理であろうという仮試算の下、算定をさせていただいて
いるということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

副村長（横山秋一君） ちょっと私からも補足説明させてください。

財政調整基金、あと減債基金、昨日も言ったとおり、これセットで一般財源化できるものとして
いて、このご質問頂いたときにちょっと私も調べたんで、それ報告させていただきますが、例えば平
成31年度、昨年度ですが、当初予算は2億7,800万円、財調基金取崩しを当初予算化しました。
ただ、決算時は、繰入金はお承知のとおりゼロでありました。そういったのが財政の実情である
という側面もあるということ。というのは、当初だけでちょっと評価ができない部分があるとい
うことは、ぜひご理解いただきたいと思えます。

ちなみに、この20年間調べましたが、財調と減債基金、どちらも取り崩さず当初予算を組んだ
ことは、1回もございませんでした。そういう現実があります。

ただし、繰入れしたのは20年間のうち9年、9年でした。それ以外の11年は一応、繰入れしなくて、まあ帯が結べたというような実態がございます。

確かに、当初予算からゼロが理想かもしれませんが、昔やったような、1年分の予算じゃなくて、除雪費2億かかるとこ1億しか当初予算もらわないような、そういう予算化は非常にナンセンスだと思うので、ぜひ実情もご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 質問ありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） まあ確かにですね、歳入の交付税あるいは税収を甘く見といて、実際はもうそれよりも上回って入ってくるとか、歳出のほうも、1円単位まで使い切るわけじゃありませんから、余らせられる、余る。そういうもので、当初予算に組んだ財調、財政調整基金を戻せるということは、これまでありました。もう、ずっとそうでした。

でも、さすがにコロナでですね、昨日も税務課長、かなりの減収予想を立てていましたよね。5億5,000万でしたっけ。5,200万……。2億円というような言い方もしたような気がするんですけども。まあ、だから、今年の3月は、さすがに戻せないんじゃないかって私思っているんですけども、当初の1億5,000万を。私はそんなふうに思っています、まあ戻せればいいんですけども。

それと一番最初の質問の、次期の後期計画のKPIでは、実質公債費率は今度は15%未満、将来負担比率は85%未満に設定するということでした。前期が、村長答弁もあったように実質公債費率が12%未満、将来負担比率は30%未満というのが、KPIでした。

ところが、前期計画は、総合計画づくりが2年がかりになっちゃったもんで2年目スタートだったわけですけども、もうその翌年から、たしか将来負担比率なんかはもう30%未満を超えていたんですよ。最終的には、まあ「最終的」ってまだ令和2年度が残っていますが、令和元年度では70.7%になっているわけです。30%未満という設定をしながら、70.7%にまでなっていると。実質公債費率も、12%未満としていながら12.8%になっているわけです。

今度こそ、この目標額15%未満、85%未満というのは、守れる、守っていくか、いけるのかということを再度お聞きします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 後期計画のKPIの数値につきましては、後期の計画の見直しに当たって、議員もお手元にお持ちだと思いますけども3か年の実施計画、これを基に算出しておりますが、それともう一つは再編整備計画の金額を見ながらしておりますが、今の、この試算上でいきますと、実施計画で考えられるものを算入して計算をしております。

したがって、村長の挨拶にもありましたとおり、何とか死守したいと。これ目指してやっていくという考えで、まだ先の年度についても、一定金額での試算はしておりますので、何とかここを死守したいというところのつもりでKPIを定めさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） ちょっと、ついでに。この今パブリックコメントに付されている後期計画のK P Iの実質公債費率の下に、小さな字でですね、収入に対する借金返済金の割合、早期健全化基準25%というような数字が入っているわけですけども。小さく。これ何か、その下には、将来負担比率のところは350%というような数字が入っていて、これに比べればまだまだ大丈夫でしよ的な見せ方していますけども、実際は、昨日も松本議員の質問にもあったように、地方債の発行制限がかかるのは18%以上だと思うんですけども、こういった数字を本来載せるべきではないでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それは丸山議員の考え方だと思いますので、私どもとすれば、これを記載しているということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） 私、これからですね、まあ私の考えですけども、健全財政を維持し、村を破綻させないという観点で、やめること、あるいはやることを含めて6つほど提案させていただきます。あくまで「財政維持」という観点での意見ですので、後でちょっとコメントを頂きたいと思っております。

まず一つとして、給食センターの反省を生かすということです。給食センター、立派なもの出来ました。造ったものはともかく、私は、あの給食センターは、財政的には大失敗事業ではないかというふうに思っております。

それは、まあちょうど私、職員でも議員でもなかった間にこれが計画され、議員になった直後に入札に付されましたけども、同僚議員に聞いたところ、この給食センターの事業費というのが、最初は4億、それが6億になり、みんなからいろんな希望を聞いて、こうしたほうがいいね、ああしたほうがいいねというようなものを入れたら10億になった、なっちゃったと。そしたら、村長が、さすがに10億はえらいだろうと言って8億に抑えろというような命令が下ってですね、ところが、8億では、まあ資材の高騰なんかもありましたけど、1億からの差額で不落になったと。

上がりは9億2,000万、用地も込みで9億2,000万というふうに聞いております。起債も6億と。これに対して補助金は、これは、これも同僚議員から聞いた話ですけども、最初は2億円というところから始まって、それが1億になり、上がりは4,900万と。まあ本当に、どういったことだったのかというようなふうに、はたにも思うわけですが、こういったことのないようにしてもらおう。これは、これからの反省として非常に大きな1つの反省点にさせていただいて、していただきたいと、まず思います。

次に、あらゆる事務事業を見直し、行政サービスの優先順位をつけ、本気の経費削減計画をつくっていただきたいと思っております。

次に、図書館複合施設は、下川村長のうちに、村民も納得できる場所だけはしっかり決めて、概略設計だけはやって、もしできるなら、土地開発公社等を使って用地を確保し、多くの村民の夢はつないだところで、延期と。そういう考えは、いかがでしょうか。

次に、まずは学校の在り方の検討を、スピード感を持ってやっていただきたいと思います。学校の位置と図書館複合施設の位置は、綿密につながっていきます。同時に、図書館と学校の建て替えの基金づくりを始めてください。それまでの間は、スクールバスの本格運行は延期してください。これはもう完全に、コロナで事情が変わっております。今は、全面運行に予算をかけていられるときではないと思っております。どうしてもバスを出すというなら、極めて限定的にやっていただきたいと。

次に、今後は、コンサル言いなりの計画づくりをやめていただきたい。観光地経営計画は3,000万円の予算を投じてコンサルに計画づくりを委託し、終わってからも、そのコンサルは観光地経営計画で毎年使い続け、いいように委託料を吸い取られています。いいかげんに、切ってください。

次に、これはちょっと白馬村でこのことを言うとなかなか物議を醸すかもしれませんが、スキー大会のような、雪とともに消えてなくなることにはもう金を使えないんじゃないかというふうに思っております。子供の育成大会、例えば白馬少年や五竜クロス、こういったものはこれからも継続していく必要があると思いますが、それ以外の、全日本なんとかだのFISなんとかだのという、こういった大会に、なぜ地元負担が発生するのかと。こういう地元負担が発生するスキー大会をやめていただきたいと。

以上6点ですが、ただし、スクールバスについては昨日さんざんいろんな、議論といたしますか、やり取りがなされておりますので、スクールバスについての答弁は頂かなくて結構です。よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山議員から要望というか幾つか出されているわけでありましてけれども、その関係について私から答弁をさせていただきますが、まず給食センター。私、村長に就任するときには、そんな予定はなかったわけでありましてけれども、衛生基準にもう合致がしないと。ここで何か今度アレルギーの問題が起きたら、村一発だよと、そんなこともありまして、これはもうほかをおいてもやらなきゃいけないんじゃないかということで取り組みました。

その中で、ちょっと若干長くなって申し訳ございませんけれども、当時は、給食センター、2つの今、共同調理場それから神城、その面積よりも小さいものであったら国の補助金が2分の1頂けると。こんな話で進めてきたわけでありまして、先ほどそんな質問をされておりましたけれども、実際じゃあ、小さくして、その分を給食センターの2階へ子育て支援センターを持っていったらどうかと、そんな検討もしたわけでありましてけれども、幾ら何でも給食センターの2階に子育て支援センターはという、そんなこともありまして、結局、あそこにああいう形になったというようなこと

で。

当初は、その予算が独り歩きどんどんしていった。当初はまあ私も説明会の中では大体当時6億というような、そんな話をしていたわけでありませけれども、どんどん上がって、そしてまた入札も不落になったというようなことで、非常に高い給食センターになったというようなことであります。

そういった中で、この後、後利用も何とか、例えば幼稚園の弁当をあそこでやるとか、それから白馬高校の弁当をあそこでやるとか、そういった形で、せつかくその9億も使って立派な施設をつくったものですから、いろいろな教育委員会との取り合いはあるかと思えますけれども、そんなふうにしてまいりたいと、そんなふうにいるところでもあります。

それから、ちょっと順不同になりますけれども図書館の関係も、今、丸山議員言われるように、この延ばせるものならという、そういった意見も非常に出ております。そして今、あたかも駅前にもう決まったというような、そういったふうに捉えられておりますけれども、全くそうではなくて、今、第一候補ということで今調整している、そういった中で駐車場の問題、それから子育て、あそこで本当にいいのかどうか。それで、議会の皆さんからもいろんな意見ももう頂いておりますし、それから村の住民の方からも意見を頂いております。そんな中で、せつかくつくるには、みんなのしっかりとしたコンセンサスを頂きながら、すばらしい施設にしたいと。それにはえらい慌てないで、取り組んでまいりたいというふうにいるしております。

そしてまた、そのための基金というものも、前回も丸山議員、そういうお話もした、頂いたわけでもありますけれども、私もその案には大賛成で、例えばふるさと納税の項目の中に「図書館」というような……「文化施設」か。そういったそのサイトを入れながら、そんなことに取り組んでまいりたいというふうにいるしております。

それから、あと、まあスクールバスの関係は昨日いろいろ出てきたわけでありませけれども、そんなことはまた教育委員会のほうでもいろいろ検討しておりますし、また遠距離のお子さんたちも、非常に通勤には支障を来しているというようなこともありますので、そんなことも勘案をしながら、また判断してまいりたいというふうにいるしております。

それから、コンサルに委託というね、特に議会からもそういう指摘を言われるんですけれども、私も、何でもかんでもコンサルなんか頼むなど。自分のほうでしっかりと調査をしろという、そんな指示をしているわけでありませけれども、まあなかなか、高度な調査というようなこともありまして、できるだけ、まあ全部委託じゃなくて、自分のところでできるだけことはやって、それ以上のところは頼むとあって、そういったことをしていくことは、私は必要だというふうにいるしております。特に観光課の問題については常々そういうことを言われておりますので、そんなこともちゃんとしっかり、起案が上がってくると必ず私、意見欄のところにそんなことを書いているわけでありませけれども、そんなことをお願いをしたいと思えます。

それから、スキー大会の関係。いろいろ、丸山議員もずっと行政の職員として携わってきて、いろいろな思いもあろうかと思えます。ほかの村民の方も確かにそう言う方もおられるわけでありませうけれども、村としてどこまでやるべきなのか、それ以上のことはもうやらないのか、そういったことも検討してまいりたいというふうに思っておりますが、まあ一時に全部、じゃあ全部をやめてというわけにはいかどうか分かりませんが、本当にオリンピックが終わってから20年以上たっている、そういった中で、ジャンプ大会とかいろいろ大会をやっておりますけれども、私も課長には「こんなことやらんきゃいけないがや」と、こんな厳しい意見をずっと言うものですから、彼も本当に苦労していると思えます。

そんな中で、いずれにしてもですね、皆さんから見て、村民から見て、この行政のやっていることを「無駄じゃねえか」と、こういうことがありましたらね、ぜひ一緒になってね、考えていかなきゃいけないと思うし、また「これは、そうはいつでもやったほうがいいんじゃないか」という部分もあろうかと思えますけれども、ぜひ、そんなことを含めて、このコロナの難局を乗り切ってまいりたいというふうに思っておりますので、また、陰に陽にご指導をお願いを申し上げたいというふうに思います。

何か補足あるかい。

第2番（丸山勇太郎君） いや、ちょっともう質問したいのもういいです、答弁は。私、質問したいんで。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。質問はありませんか。丸山議員。

第2番（丸山勇太郎君） ちょっともう時間がありませんので、言いたいことを言いますが。

水道、もう有収水量が40%台になってしまっているということで、本当に、これからですね、更新計画策定するときに優先順位をつけなきゃいけないというふうに思っております。昨日テレビの中で「インフラのトリアージ」という言葉が出てきました。もうインフラも全部は助けられないから、もうトリアージ、要するにどれを、どの施設を助けるかということをもう選択していかなくちゃいけない時代になってきているというふうに思っていますので、よく考えてやっていただきたいというふうに思っております。

それと、村長。これだけはやり遂げるということの中に、ぜひ小水力発電やってくださいよ。小水力発電。これ人に決めてもらってねえ、もう検討委員会とか再生可能エネルギー何とか委員会に決めてもらうんじゃないかって、「村でやる」って、ぜひ言ってもらいたいんですよ。というのは、FIT法で、来年までなんです。来年、2021年までの申請分だと34円、キロワットアワー当たり34円ですけども、それより後になると、またぐっと下がっちゃうんですよ。もう、白馬、小水力発電しかありませんので、ぜひ来年度申請、ぎりぎりでもいいからするぐらいなつもりでですね、小水力発電やっていただきたいなど。

それと最後に、昨日の同僚議員も、また今日の同僚議員の質問の中にも、職員と住民も含めて財政状況を知らしめることが必要だというのがありました。まあ議員の中にも分かってない人もいますので議員にも知らせなきゃいけないわけですけども。これです、白馬の台所事情という。カメラ写りますかね。これ、ちょっと年数が、いつ作ったか書いてないんですけども、中の文章を見ますと平成5年あたりに作っているんですが、こういったものを作って出していることがあったんです。覚えているよね。中身はもう今のものに切り替えてもらいたいんですけども、こういったものを発行してですね、職員、村民の皆さんに、白馬の財政事情を分かってもらった上で、施策をやりませんか。いかがですか。最後の質問。

ああ、小水力発電のことも答えてください。

議長（北澤禎二郎君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） FIT法があと1年というのは重々承知しております。それを踏まえていることは事実。今日はそこまでにしといてください。すいません。

それと、台所事情。私も担当のときに、そういうのを作りたいということで探したんですが、見つからなかったです。ぜひお貸しいただいて参考にさせてもらえればと思います。

ああ、分かっています。非常に、ちょっと恣意的に、村に都合のよく作ってある台所事情だったというふうには認識しています。

その代わりに、例えば2年間にわたって財政の報告ということで広報紙に掲載した過去もありますので、そういったことで住民に周知はしていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 残り、あと2分ですが…。

第2番（丸山勇太郎君） 質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間を休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時04分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。

コロナウイルスが中国で発生してから1年、感染拡大が止まりません。WHOがパンデミックを宣言し、12月3日時点で、世界での累計感染者数は6,336万人、死者は147万5,000人、国内累計感染者は15万6,000人、死亡者は2,260人です。

長野県では、類計感染者760人、死者は6名、現在の感染者は121人で、全県下レベル3の警戒体制、長野市や北信地域では、もう一段階高いレベルの特別警報であります。このレベル4については本日解除するというような新聞報道もありました。

感染された方や亡くなられた方へ改めてお見舞いを申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。また、医療関係の方々へは敬意と感謝を申し上げたいと思います。

自分は大丈夫、自分は感染しないと思っている人が大多数です。インフルエンザと一緒に誰もが感染します。特に、高齢者の基礎疾患のある方、糖尿病や肺気腫などがそれに当たるそうですが、重篤になるということが報道されています。感染し完治しても後遺症が残る、甘く見てはいけないうイルスです。地域の皆様に対して、いま一度コロナウイルスの認識を改めてもらい、感染防止に努めていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

行政改革について。

管内閣では、行政の縦割りや既得権益、悪しき前例主義の打破を基本施策の一つとしています。早速、河野行政改革大臣からは、各申請書や書類の押印、判この廃止が求められ、次年度から進められます。また、デジタル庁の新設により、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策の申請手続などで、立ち遅れが浮き彫りとなったデジタル化を集中的に進める予定です。

国の制度や方針が変わることにより、地域の政策など大きく影響を受けることが予想されます。第5次総合計画後期の策定に当たり、特に行政改革の推進において、前期計画の検証内容について、また、本村での行政改革において、今後の課題とその解決方法について伺います。

1、社会情勢や地域性に合った組織機構の在り方の検討について、どのような検討がなされ、結果はどうだったか。

2、PDCAサイクルによる事業検証の結果は、どの事業について行ない、どのような内容のものであったか。

3、人材確保において、近年、インターンシップ制の導入をしているが、その内容と結果と今後の方針について。

財政の健全化では、業務の見直しや合理化はされたか、自主財源の確保について今後の展望について伺います。

押印の廃止やペーパーレス化、職員の業務の時短——この時短は時間外勤務のことです——、効率化、生産性の向上など、働き方改革の推進状況について。

住民からの窓口申請の簡素化やスマートフォン対応の行政手続のオンライン化について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員から、行政改革について6項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の組織機構の在り方の検討について、どのような検討がなされ、結果はどうだったかとの質問ですが、社会情勢や地域性、または国・県の状況を考慮した組織の見直しは、いつの時

代においても必要と感じております。

当村における最近の組織改正は、村長部局は平成25年に、住民福祉課を住民課と健康福祉課に、観光農政課を観光課と農政課に、建設水道課を建設課と上下水道課に、環境課業務を総務課、建設課、住民課等に割り振る再編をしました。

また、教育委員会部局では、平成29年に、ゼロ歳から18歳までの子育てに関する一元化を目指した子育て支援課、業務の再編による生涯学習スポーツ課を設置をしました。組織改正は時代の背景もありますが、限られた職員数の中で、各課の業務量、人数のバランスを考慮する必要があります。

本来であれば、国等の組織に対応した組織構成が理想ですが、小規模市町村においては困難であることが実情です。

2点目のPDCAサイクルによる事業検証の結果は、どの事業について行ない、どのような内容のものであったかとの質問ですが、第5次総合計画総合戦略に記載された全ての事業において、重要業績評価指標（KPI）の進捗状況をPDCAサイクルに基づき、毎年内部評価、外部評価を実施しております。

内部評価は、役場各課による実績値報告と内部評価コメント、それを基にした外部評価は5段階評価と外部評価コメントとし、総合計画等評価委員会を経て公表をしております。

後期基本計画では、前期基本計画評価を参考に、各課が今後5年間を見据えた各事業のKPIを新たに設定または見直しの上、再設定し、計画審議委員会を経てパブリックコメントを実施後において、第5次総合計画後期計画として公表をする予定で作業を進めているところであります。

3点目の、近年インターンシップ制を導入し、その内容と結果と今後の方針はどの質問ですが、この制度は、平成30年度より実施をしております。内容は、学習希望者が各自の希望を基に、各課で就業体験をするものです。受入人数は、平成30年度に4名、令和元年度8名、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で受入れを中止をしております。受入者の半数は当役場に就職をしており、学生にとっても役場にとっても非常によい制度ですので、今後も継続をしていく方針です。

近年では、役場受験者数は増加傾向ですが、県外・村外出身者が多く、村内の出身者はないか、少ない状況です。移住者増加傾向はうれしい反面、地元出身者にももう少し多く受験をしていただきたいという気持ちはあります。

4点目の業務の見直しや合理化、自主財源の確保についてお答えをします。

まず、業務の見直しについては、昨年度において、KDDIとの連携協定に基づき、複数業務のRPA化についてトライアルを実施をしております。

業務の合理化に向けた基本的な方針としては、各課において、大量でミスが多く面倒な業務について想定をされる事業を各課が抽出をし、出された25の業務からふるさと納税業務と検診業務について行ないました。昨年度は、RPA化による業務の合理化となるふるさと納税業務について予

算化して取り組んでおります。

今後も、他の業務において、RPAやAI、OCRといった業務改善に取り組みたいと考えております。

なお、業務そのものの見直しは、日常の中で必要な都度、見直すことが自然と考えます。

次に、自主財源の確保については、昨日、本日の同僚議員からの一般質問において質問項目であります新たな観光財源は大きな目標といえることは間違いありません。その他では、税制改正による企業版ふるさと納税制度の拡充や普通財産の売却についても土地を保有する必要性を含めて現地調査するよう指示をしており、このような点が即効性を持つ自主財源の確保と考えます。

5点目と6点目の質問をまとめて答弁をさせていただきますが、津滝議員おっしゃるとおり、国では行政の事務等の見直しが進められており、これについては、国の行政事務の押印廃止に関し、地方自治体でも推進をする考えに基づくものです。

なお、国の見直しは法律の明文、政令に明文、告示・省令に明文、告示・省令・様式といった根拠別に廃止や存続についての方針案は示されております。

現時点において、地方自治体に示されている内容については、本年9月末に押印廃止を実現した福岡市などの先進事例を参考にマニュアルを作成し、各自治体に配布をするという方針のみです。したがって、このマニュアルを参考に事務の簡素化やオンライン化について検討に入る考えです。

また、所管事務の課に対しては、国から直接通知等は届いていないことから、情報収集に努めているところです。

次に、職員の働き方改革については、庁内のワーキンググループで15の項目についてまとめ、これに基づき取り組んでおりますが、その活用内容には濃淡や実施、未実施といったものもあり、今後に向けては生産性が向上するよう、都度、見直しが必要と考えているところであります。

ペーパーレス化については、先般の広域連合における情報化担当課長会議において、広域連携による行政事務効率化推進事業として取り組むといった考え方でまとまりましたので、具体的な作業は来年度以降を予定をしております。

1点目の行政改革についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） まず、組織機構の在り方の検討であります。これは、下川村長が2期目のときの公約にもなっておりまして、役場組織の活性化というのが上げられております。その中で、今、ご説明があったもの、過去から変えてきたもの、それから新たにつくられたものというような、これは部署の話になりますけども、そういうような形だったのかなというふうに思います。近年では、子育て支援課が新たに増設されたかということになるかと思えます。

そういったところで、充実を図って住民の要望に答えているということは非常に喜ばしく思えるところであります。ただし、大きななどんどん組織になっていってしまえば、やっぱり業務も煩雑に

なってくるということは当然のごとくで、行政改革の中では、効率的、有効的な経費を使って無駄を省くと。中には民営化ということも含まれてくるのかなと私は思います。

その中で、民営化ということになれば、業務委託とか指定管理というような話になるわけですが、既に、水道事業、下水道事業については、そういったことで一部委託をして専門の業者にやっただけというふうな形になるんですけども。

先ほど、丸山議員のほうからも出ておりました給食センターなんかは、もうこれ、業務委託に出してもいいんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その辺りのお考えはお持ちでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 給食センターの民営化についてということなんですけれども、そういった問題については、今に始まったことではなく、長年の検討課題ということで、教育委員会のほうでも問題点として持ってはおります。

ただ、早急に、来年、再来年どうするかというところまでは詰めていないというのが現状であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私も以前からそういう話があるということは聞いておりましたし、この際でするので、学校の在り方検討委員会ですか、昨日から始まったようでありますけれども、この給食センターのことも改めて議題というか、皆さんのご意見を聴取しながら検討をしていっていただきたいなど。

長野市辺りではもう民間でやっている事業でありますし、それだからといって雇用がなくなったとかという話も聞いていませんし、子供たちに対して安心安全なものを提供していくということで、特段何かあったというようなことも聞いておりませんので、そういうような形で機構改革に入れていっていただきたいなと思うところです。

次に、PDCAに関してですが、確かに全部の事業をPDCAで検討しているということで、私もこの評価シートですか、これもプリントしてみたりなんかしたんですが、それなりに内部と外部で評価をしているということでもあります。

特に、今回、私が質問している行政改革については、民間、外部評価のほうでは、積極的な行政改革に期待したいのみでありまして、もうちょっと具体的に、本当は行政のことについてコメント頂きたかったなというのが本心というか気持ちであります。

このPDCAというのが、どこの行政体、民間でも取り入れてやっていたりするわけですけども、いいところと悪いところがあって、いいところは、確かに計画をつくって評価をしながら次の計画に結んでいくことということで、言葉の中でいけば、とてもいいやり方だなと思うんですけど、全くもってスピード感がないということですね。

例えば、また後でも聞きますけども、図書館のことなんかは、始まってから、いまだに計画までしかできていなくて、全然進んでないというような状況ですね。なんか計画のところでは常にPDC Aサイクルやっていて、実際の実行には全くもって移せていないと。要するに、スピード感が全然出てこないということですね。

それから、もう一つ悪いことがあって、事業化されてしまえば、これは止めないんですよ、止まらないんですよ。予算がついてしまえば、さらに止まらないと。時代に合わなくなっているものも結構PDC Aサイクルの中では、私はあるんじゃないかなと思っています。

そういったことで、これは副村長に聞いたほうがいいのかなと思うんですけども、どのようにこの手法を考えているか。今回もそれを取り入れているということですが、今の私の話を聞いてどう思うかということでもあります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの、いわゆる事業の評価につきましては、いろんな手法があるかと思います。現在のこの手法に変わる前につきましては、事務事業評価ということで、一つ一つの事務事業がどうなのかということで、そのPDC Aサイクルにつきましては、評価したものを予算に反映するというようなやり方もさせていただきました。

ただ、これもはやりの部分で、なかなか予算化に評価が間に合わないというようなこともあり、現在の方式に切り替えているという部分ではございます。

昨日の質問の中でもございましたが、連関表、これを事務事業評価、いわゆる評価の内容に加えてはどうかというご提案も頂いており、これはどういうふうにできるのかという部分はあるかと思えますけども、その時代に合った評価の仕方を取り入れていくということは大変必要だと思いますので、ここら辺が非常に分かりづらい、もう少しスピード感を持ったということであれば、内容等についてどういうふうなやり方をするのかというのは随時見直しはしていくつもりではおりますので、またご提言等を頂ければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） いいところ、悪いところ、十分自覚しながらやっているということです。

私は、この中で一番大事なことはチェックとアクションの部分だと思っています。検証体制をどういうふうにやっていくのか、どういような形で評価していくのか。

ただ、数字の羅列で1段階から5段階評価で、ただ、よかったか悪かったかのそういう判断ではなくて、どういう検証体制がいいのかということをもう一度見直していただきたいと。

それから、もう一つアクション、それに対してどういう企画立案をしていくかということが大事かなと思います。もちろんスピード感もあるんですけど、さっき私が申し上げたように、時代に合わない計画を、なんかみんなが集まってやってみても、これは仕方がないからと思います。だから、

そういうときは、もう大英断でやめちゃうというくらいの気持ちになっていただきたいなと思います。

それから、3番目、インターンシップと職員の研修であります。30年度から始まって半数は職員がいていいということで、入ってもらっていいということで、ただ、村外が多く村内がないということのようであります。

この職員研修、今回はコロナ禍でなかなかできなかったというような結果も出ているんですけども、やはり行政職員で役場の職員ということになれば、我々住民の先頭に立っているいろんなことをやっていていただく立場の人ということになるかなと思います。

やっぱり、その中で一番大事なことは地域愛、この地域をどれだけ愛せるかどうか、私のふるさはここだというふうに思える気持ち、それから忠誠心、忠誠心というのは地域住民に対してどういったことを自分がやれるかということでもあります。全てを犠牲にしろということではありません。

それから、どんな村をつくっていくかというようなことも大事かなと。こういったようなものが非常に重きを置かれてくるわけですけども、この間、シニア会との懇談でも、若い人ばかり増えちゃって、この地域の名前もよく知らないというような苦言も頂いております。やっぱり現場に出させていただくということが大事かなというふうに思います。

さらに、やっぱりチャレンジしやすい職場をつくっていくということが大事かなと思うんですが、このチャレンジしやすい環境になっているかどうかということなんですが、どうでしょうか、横山副村長。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） チャレンジしやすい環境になっているのかという部分はちょっと何ともお答えできないんですけども、このインターンシップの制度を取り入れたのは30年からという村長の答弁ありましたが、初年がなかなかちょっと人数が少ないかなというふうに思っていて、一往復の交通費の補助をしていこうというところから、ようやく増えてきたという部分もあります。

いろいろとインターンシップに来られた方には、「職場どう」というような感じで、職員も気軽に接しているながら、面接等で聞くと、非常にインターンシップのときの印象がよかったというような話も頂いており、面接の中でもどういふことをやりたいのかと具体的に意見を言うという応募者もおりましたので、そういう意味では、非常に取っつきやすい職場として認められるような制度として認められているんじゃないかなというふうには思っております。

ちょっとアクションといいますか、そこのところはどういうところなのか、ちょっと、また、いろいろとやっていく中でご意見頂ければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） やっぱり仕事というのはいろいろな難題を抱えながら、やりがいがないとい

けないのかなと。やった、そのやりがいの、やった仕事に対してそれなりの評価が出て、やってよかったなど。そういうような、やっぱり気持ちにならないと、やっぱりつながっていかないのかなと私は思います。

このコロナ禍で、雇用が非常に悪くなっていて、内定率がどんどん下がっています。大企業にとってはそういうことなのかもしれないですけども、私どもの、先ほどの、非常に人材不足というところになるとするならば、こういうのもある種のチャンスかなと、そういう門戸をいろいろなところに広げていただいて、そういうリクルートっていうんですか、されてもよろしいのかなというふうに思います。

次に、自主財源についてですが、これは同僚議員が観光宿泊税等について聞いてはいたんですけども、新聞報道にもあるとおりでと思います。その中で、新たな観光税ということで、自主財源ということで、小水力発電とか、先ほどもありましたけども、太陽光とかバイオマスとかっていうような、この地域で起こす電力ですね。この電力をやる、民間でもいいですし、それから、多くは民間ということになると思うんですけど、そういうところに税を課すということはできないもののかなと。もう既に白馬村でも、一部の地域で太陽光発電を始めているところもあたりなんかするんですが、設置をするときに、もう税をかけてしまおうというようなことはできないもののかなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 税を課すという話でしたけれども、逆に、国の制度で、それによる固定資産、そのうちの償却の部分については優遇をすると、優遇をして、そういうものをつくっていくという制度がございます。課すほうでいけば、当然、固定資産税の、土地を持っていれば土地ということが課されるということになります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ということは、優遇措置があるからやるということなんだけど、村としては、もう、そういうことは、最初からもう無理だという解釈なのか、いやいや検討に値するような内容なのかという話なんですけど、そこはどのようなスタンスですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 地方税法に基づいて、今、村が課している税金でいうところであれば固定資産税、あるいは、そこで事業収入等上がってくれば、法人にしてれば法人村民税、個人であれば個人の村民税ということになります。

また、別のを、全く目的も違う税金を創設しろと、そういう話であれば、また、今ここでお答えすることではないので、村全体で考えていかなきゃいけない問題であると、こういうふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私も情報が持ち合わせてなくて、そういう新たなエネルギーをその地域発で発生させて税を課しているという情報が自分のところでもないものですから、たまたまそんなこともできたらいいのかなと思って申し上げたところでもありますので、ぜひ研究していただいて、そんなこともお考えいただきたいなと思います。

次に、今、話題になっています河野大臣の押印レスというんですか、判こレスのことです。

国では結構な、この間ニュースになっていましたけど、行政手続の中で、国が言っていることなんですけども、1万5,000の行政手続のうち99.247%が押印があって、これを廃止するというのを何か言っているらしいです。残すのは、たった1%のみということで、この1週間ぐらいのところの新聞報道でも、長野市さんがもう既に執り行なうというようなことを言っていますし、県でも何かそういう、今、動きがあるので、来年度以降、ぜひ、それに向けてご対応頂きたいなど。

条例の改正ですとか、それから規約の改正ですとか、超えていかなきゃならないようなハードルはたくさんあると思いますし、それに伴って、判こですから、身分を証明するものということになるかなと思います。その身分をどのような形で証明していくのかということも大事なことになるかなと思いますので、この場で、まだ、今、国が始めていくということであって、村としては、多分それに追従するというような形しか持ち合わせてはいないと思いますけども、改めてその辺の見解どうですか。その判こレスに伴う見解です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） この通知が国のほうから方針が示された中で、例規の関係につきましては、私、調べたところ、押印という引用している例規については46というものです。これ、中には訓令的な職員に対するものもあるものですから、数からすると、思っていたよりも数は少ないのかなという気はしております。

もう一点は、国のほうから通知が出されております、先ほどの村長の答弁にもありました法律や政令、告示や省令、こういうところに定めているものについては、実際に存続の方向という内容も示されております。

具体的に市町村がどういうふうにするのかという部分は、先ほどの福岡市であったり、議員がおっしゃる長野市というのは始めているということもお聞きしておりますので、それをどういうふうにしているのかというのは恐らくマニュアルで示されるものと思っております。

なお、例規につきましては、福岡の例として、まとめた例規の改正というようなものを行ったということで調べておりますので、調べられるところについては先行して調べているというような状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひ、しっかりしたご対応をよろしくお願ひしたいと思います。

ペーパーレスについては、村長答弁にありましたように、来年度から本格的に始めていくということで、議員の1人である私がこんなことを言っても申し訳ないんですけども、本当、職員の皆さんには毎回こういった印刷物をつくっていただくということで、紙ベースで全てのものが動いていくという、この行政の在り方自体が、今後、これからの課題になっていくのかなというふうに思います。それをコピーしたり印刷したりするというの、つくっていくという作業が大変だということで、あわせて、そういうことが簡素化されたらよろしいかなというふうに思います。

あわせて、働き方改革の推進ですが、昨年から時間外勤務が改正されて上限が月45時間、年間360時間ということで、特別な場合を除いて、これを超えることができないということになっています。

公務員も、実はこれと同様であると思います。公務員だから、これを超えていいとかということではないということのようであります。この特別な場合というのは、三六協定であったりとか、いろんなシフト制とか、いろんな方法があるということなんですけども、この白馬村の職員において、この45時間を超えるような現状というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。これは総務課長で。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 時間外勤務につきましては、労協と同様で月45時間というのが定められております。

公務員の場合には、特例業務であったり他律的な業務、この場合には時間を超えても構わないという分がありますので、一般的に大規模災害とかそういうようなものでなければ、通常月45時間というようなことになります。

職員の時間外につきましては、45時間を超えるという部分については若干名おりますが、割増しになる部分についての職員というのは対象者はございません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） これは罰則規定もあつたりなんか、時間外については罰則規定もあつたりなんかして、世間ではパワハラというような形で訴訟問題に発展するというようなこともあつたりなんかしておりますので、十分そのところをご留意頂いて、若干名おろうというような、今、話もありましたが、ぜひ、ここにおられる課長さんたちのほうで、そういったことを是正していただき、月45時間超えないように、みんなが先ほど言ったように、やりがいのある職場、チャレンジしやすい環境をやっぱりつくっていただきたいと思います。

そんな中で、職員のモチベーションを上げる工夫ということも大事かなというふうに思います。働き方改革の一つなんですけど、これは村長にお伺いするんですけど、みんな職員の方々、いろん

な業務をやっているんですけども、怒られはするけど褒められるというのはなかなかないのかなと。特に、村民からも怒られはするけど、褒められるというのはあまりないかなというふうに感じたりなんかする場面もあります。

この褒めるということを主体として企業づくりをしているというようなところもあつたりなんかするんですが、いわゆる地方行政体でもそういうことをやっている首長さんもおられるということです。

この褒めるという行為を庁内で何とか慣例化させて、例えば、1年間の中で職員の表彰をすることで、そんなことを考えていくというようなことは、村長、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 質問の中にありました働き方改革の取組の中で、15の項目があると言いましたけれども、私どもつくった15の項目の中にファインプレー制度というものを一応うたいました、ファインプレー制度、褒める制度ということで、やはりおっしゃったとおり、物を与えるのではなく、モチベーションを上げてあげるというような趣旨で、よかった仕事については褒め合うみたいなことで、職場の雰囲気アップさせていきたいということで、一応そういう項目で取り組むようにしております。

ただ、なかなか実践が伴っているかという点、それはまた検証という点、アンケートを取ったところ、なかなかみんなには浸透していないんですけども、それでも課のうち二、三の課ではそういったことがあったということで、若手職員からはうれしかったというような感想も頂いております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありますか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今、その初めてファインプレー制度という制度があるということで伺って、それはそれでよかったかなと。やっぱり、この褒めるという行為は、学校の教育の中でもそうなんですけど、非常に有効だというふうに言われています。何でもモチベーション上げて、ない軸は振れないときは、もう一生懸命褒めろということがあるくらい、褒めると頑張れるということのようでもあります。こういう時期だからこそ、みんなで頑張る、その褒めると、お互いに褒め合うと、あそこでやってもらってよかったなというような、そんな雰囲気をつくっていただければありがたいなというふうに思います。

次に、業務の簡素化やオンライン化に関してなんですけども、これ、ちょっと総務課長にお伺いするんですけど、行政のデジタル化ということで、市町村官民データ活用推進計画という、いわゆるITに絡んでくるもので、県レベルでは、これは、ようつくりなさいということになっています。もう一度言います、市町村官民データ活用推進計画。

市町村レベルでは、これはつくらなくてもいい、あればいいみたいな考え方のようにあります。この存在をまず知っていたかどうかということと、それから、白馬村には、これはないんですけども、今後策定していくのかいかないのか。

私は、ぜひ、今後のことを考えれば策定していただきたいと思うんですけど、その辺はどういうお考えかということです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 市町村データ活用計画という名称というのは初めてお聞きしましたので、存在自身は知らなかったということになります。内容等教えていただき、それが活用できるものであれば、また検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 存じ上げてなかったということなんですけども、長野県は、私、プリントアウトしたんですけども、長野県DX戦略、これ概要版なんですけど、こういうのはもう既に県レベルでつくられていて、それで、今どきのことなんで、いろんなものがデジタル化されて、さっきのペーパーレスなんかもこれに入ってくるんですけども、デジタル化されてきています。

例えば、自治体のキャッシュレスの在り方ですとか、スマート自治体の推進ですとか、教育課でやっているGIGAスクール構想ですか、それもこの中に多分入ってくると思いますし、そういうようなことが、あと交通体系だとか、結構いろんなことを、医療の関係、医療は遠隔医療になるんですか、そういうようなことだとか、結構、これからの社会においてこうなっていくだろうと思われるような内容のことが書かれているわけなんですけども、農林業の関係でいけばスマート農業とか、そのようなこともあったりなんかします。

ないよりはあったほうが良いと思いますし、私は、国で今進めているSociety 5.0ということで、それにのっとった形で、デジタル庁もできるということになっていきますし、それに合わせて、白馬村の中でも、このITに精通するというんですか、今、各課でいろんな業務が、そういうものがデジタル化されてきつつあるあけですよ。そういうことにもっと精通した職員をこの白馬村の中にも置いてもいいんじゃないかと。さらには部署、課と言いませんけども、室ぐらいはつくって、新たなこのデジタル化に対応していくための組織をつくったらいんじゃないかなと思います。

例えば、観光だったら、これからはもうリゾートテレワークとか、最近ワーケーションというような言葉があったりなんかするんですけども、リゾートで、もう東京で仕事しないで白馬に来て仕事をするみたいな、そういうインフラ環境も含めて、ここの課が全部いろんなことを担っていくというようなことで、どうですか、こういうITの専門部署をつくっていくというようにお考えはございませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ちょっと部署の、前段で先ほどお示し頂いた内容でいきますと、我々のほうも、先ほどの村長の答弁にもありましたKDDIさんとはICTの包括協定ということでR

PAであったり、先ほどの有害鳥獣のリモートカメラであったり、内容的にはそういう取組方もしている、この間、先般打ち合わせやったんですけども、職員としての部分がいいのか、地域おこし企業人というような国の制度もありますので、そういうもので、少しリーダーシップ、いわゆるファシリテーターとして入っていただくことはできないかというようなお話もさせていただいているところであります。

部署をつくるという分については、どれだけの体裁を整えるのか、業務量はどれだけあるのかという部分になってきようかと思しますので、現在では、総務のところでも情報化系の関係もやっておりますし、これ、マイナンバーとの調整というものも最終的には出てきようかと思しますので、そこら辺の量的なものがどれだけになるのかということで、また、機構改革は理事者のほうの判断になりますけども、業務の洗い出しについては、私のほうでまたやらさせていただきたいと思いません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今、白馬村では、毎年この住民のいろんな戸籍から始まって、そういったものを電算さんですか、そういうところをお願いをして、特別なシステムを組んでやったりなんかしているわけですね。それに多額な金を払っていますよね。だから、そこはいいとか悪いとかという話じゃなくて、国でも、実はこのことが各市町村ですごいお金を、みんなそういうデータベース等々をつくっていくときにお金がかかっているということで、これ、日経新聞なんかに載っていましたが、新しいデジタル庁では、そういったものも一元化して、新たなシステムをつくっていくというようなことも載っておりました。

国がこういうふうに進めていくというときになれば、先ほど私が申し上げたように、地方行政のほうもそれに追従するような形に当然なってきますので、それに対応できるような人材はやっぱり自前で用意していかなければいけないのかなと。

ぜひ、そんなことを考えて、そのときが来たらいなかった、対応できなかったということにしないように、今から準備を進めていただきたいと。これは、そんな遠い話ではありません。来年はデジタル庁ができて、我々が持っているスマートフォンの中にマイナンバーカードと、それから後期高齢者、それから国民保険、それから免許証までが全部一元化されてくるというふうに言われています。これが3年から5年の間にはもう一元化されるという話になっていますし、するので、ぜひ、そんなことに乗り遅れないように、白馬村も対応していただきたいなと思います。

時間の関係がありますので、次の質問に移らせていただきます。

次は、少子化対策についてです。

国では、人口減少や東京一極集中の課題に対応するため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方から日本を創生していく、地方創生戦略に基づき各自治体に総合戦略を策定させ交付金をつけ

ました。本村でも施策のKPI（目標数値）を定め、平成32年度、これ、最終年度ですが定め、それに伴う事業を推進してきたところです。

基本目標の一つである若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとなっています。事業の内容と今後の方針について伺いをいたします。

一つ、結婚支援について、2つ目、年間出生数の減少について、3番目、子育て支援ルームの老朽化について、4番目、結婚・妊娠・出産・育児のしやすい社会環境整備とは何か、伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 少子化対策について、4項目の質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の結婚支援についてお答えをしますが、結婚支援事業につきましては、白馬単独での実施ではなく、北アルプス連携自立圏で取組を行なっているところであります。圏域で取り組むことにより、多くの若者の交流が広がることを主な狙いとしており、具体的な内容としては、若者の交流や出会いの場の創出を行なう若者交流イベントと、白馬商工会が実施をしている白馬コンサイクリングへの支援を行なっています。

若者交流イベントにつきましては年2回実施をしており、例年延べ約150名の、白馬コンサイクリングについては約20名の参加者がありますが、今年度は新型コロナウイルスの感染症拡大の影響で、開催数の減少や開催そのものが中止となっています。

今後も圏域で取り組むことにより、多くの市町村内外の若者の交流が広がり、地域の活性化や結婚に結びつけ定住促進につなげてまいりたいというふうに思います。

2点目の年間の出生者数の減少についてであります。当村に限らず全国的に出生者数は減少している状況であります。当村では、妊娠期から18歳までの子育ての切れ目のない支援を行なえるよう、子育て支援課を設置をし、子育て相談支援センター「おひさま」や子ども家庭総合支援拠点を開設をしたところであります。

子育て支援課では、全ての妊婦さんを対象に、子育て支援プランの作成から始まり、育児等各種相談や、専門員等に相談できるアプリ「母子モ」や、小児科・産婦人科オンラインの導入、健康診査や医療費等の補助、一時保育や未満児保育を含む保育の拡充など、安心して出産ができ、安心して子育てできる環境づくりに引き続き力を入れてまいります。

3点目の子育ての支援ルームの老朽化についての質問ですが、子育て支援ルーム、旧中部保育園は昭和50年に建設をされ45年が経過をし、老朽化が進み、早急な対応が必要であるというふうに認識をしております。現在の子育て支援ルームの機能については図書館との複合施設として進めておりますので、あくまでも現時点で申しますと、現在の施設は、複合施設完成までの間は最小限の修繕にとどめ、完成後、取り壊す予定としているところであります。

最後に、結婚・妊娠・出産・育児のしやすい社会環境整備とは何かについての質問ですが、国の調査によれば、経済的な不安のみならず、仕事と子育ての両立をはじめ、子育てに伴う様々な負担について根強い不安があることが上げられております。また、当村においては、第2期白馬村子ども・子育て支援事業計画策定時のアンケートによれば、核家族化が進み、子供を見てもらえず、祖父母等の親族や知人、友人がいない家庭が増えてきております。

このような調査結果を踏まえ、行政が行なっている支援事業を強化する方向ほか、民間企業を含め地域全体で子供を育てていくことが必要であるというふうと考えております。村では、子育てサポーター制度を取り入れ、地域と共同した事業として進め、地域全体での支援を高めてまいりたいというふうと考えております。

津滝議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと10分です。

質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） まず最初に、結婚の支援なんですけども、まあ一応、今のご時世でいくと晩婚化が進んでいって、なかなか結婚しない若い人たちが増えてきているということで、これはもう周りでプッシュしなきゃいけないんじゃないかなと思います。

そこで、近年、白馬村でどれだけの婚姻件数があるのかというのを住民課長にお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸住民課長。

住民課長（山岸茂幸君） 婚姻の件数でよろしかったですか。

第8番（津滝俊幸君） はい。

住民課長（山岸茂幸君） 住所を有する婚姻届の件数であります。過去5年間、平均しますと42.4件ほどになります。令和元年度ですと、134件の婚姻届のうち33件が、住所をどちらかが白馬村に有していた方ということになります。一番ピークのときになりますと、平成28年度が51件。届出総数が113件ですので、約半数が白馬村に住所を有していた方のお届けだということになります。

過去5年間合計しますと212件で、全婚姻届の件数が620件ですので大体平均すると34%程度の、届出のうち34%程度が住所を白馬村に有する方ということになります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） まあ、当村では直近で33組ですかね。私の感覚からすると、やっぱりちょっと少ないかなという、感じがします。そこのところを広域で今いろんな形で支援をしているというお話なんですけど、これはもう、何というんですか、男女のことでありますので、周りがどうのこうのと言っても、結局、縁、いわゆる「縁」としか言いようがないんですけども。

ただ、やっぱり周りでしっかりとプッシュしないとですね、どんどん晩婚化が進んでいってしま

うので、これはぜひ、そんなことを肝に銘じながら、今ここにいる我々議員も含めてということになるんですけど、周りに若い人たちがいたら、やっぱり促すということをしていったほうがいいと。

それと、やっぱり少子化の一番の根幹は、まあ「結婚する」ということも当然であります、やっぱり出生数なんですけども、村の村政要覧によると、やっぱり減少傾向にあるということで、この減少しているのを何とか是正するためという形で、菅内閣の中では今回、不妊治療についていろいろ対策を講じているようであります。なかなか結婚しても子供ができないご夫婦がおられるということで、これが改正になるということで、この現状と新たなその改正内容について、子育て支援課長、すいません、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 不妊治療におきましては、まず国の制度として、県の補助があります。県の補助なんですけども、まず国の制度としては、特定不妊治療ということで、こちらのほうは、ちょっと、大規模なものになるんですけども、体外受精とか顕微鏡を使ったものになっておまして、初回が30万、2回目が15万の助成が出ると。それから、長野県のほうでは単独で不育症の治療ということで、これも、単独なんですけども1回につき7万5,000円ほどの補助が出るということになっています。

また、村のほうでは、不妊治療と不育症の治療で単独の助成金がございます、これは1回につき10万円が上限なんですけども、かかった費用の2分の1で上限が10万というふうになっています。

一応今回、菅総理の指示で、国のほうで新たに助成の拡大ということで、最終的には保険証の適用をするということで、来年度、その助成額のほうと対象者を拡大するという、報道でなされたとおりになんですけども、1回目の不妊治療については同額なんですけども、2回目については15万円から30万円に引き上げると。それから、対象者につきましても、事実婚のカップルについても対象にしていくというような報道がなされてございます。

村のほうでも一応、それを受けまして一応今回、村の単独事業のほうも見直しを考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） この不妊治療というのは非常にデリケートな部分の話でもあったりなんかするんですが、やっぱりこういう支援が「ある」と「ない」では全然違いますし、この告知もですね、もっと広く私はしたほうがいいのかなと思っています。子育て支援課の皆さんはぜひ、そんなことも鑑みながら事務を進めて、広く皆さんに理解していただくようにしていただきたいなと思います。

社会整備環境の中で、やっぱり地域の産科——大町病院。こころでいえば大町病院なんですけど、大町病院で産科はもうなくなっちゃって、もう長野に行くというような状況になっちゃっているん

ですけども、このことに対して、ぜひ、この地域です、近くで、やっぱり産み育てるところでいけば、やっぱり安心して産める場所がないということは一番よくないことなので、これも、まあちょっと時間の関係がありますので答弁求めませんが、対策を講じていただきたいなと思います。

社会整備環境というのは、ただ「ここで住んでもらう」ということだけじゃなくてですね、昨日同僚議員も言っていましたけども、やっぱり働く環境も十分大事なことなのかなと思いますので、そこらあたりもよろしくお願ひしたいなと思います。

これはどうしても聞かなきゃいけないことなんですけども、子育て支援ルームが老朽化しています、これはもう9月の議会でも私が皆さんにも聞いて、これはよく理解していると。ただ、図書館との複合施設だということがあって、これはちょっと今待ってくれというような話になっているんですが、私は待てません。さっき言ったように50年、以上ですかね、たっているということなので、これはもう何とかしなきゃいけないと思うんですけど、どうですか、支援課長。

これは村長に聞いたほうがいいのか。支援課長がいいな。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 全く、津滝議員と同意見でございます。先ほど丸山議員ので指摘がございまして、意見がございまして、村長のほうから答弁させていただきましたけども、子育て支援課としては、やはりその子育て支援ルームは重要な拠点であると。

課としての重点的な施策としては、やはり今、未満児、未満児保育の受入れがかなり希望が多いというところで、今は保育園のほうでも未満児保育のほうは最大限に受入れをしているんですけども、やはり希望が多くてなかなか全員を受け入れることができないというところで、その一つの受け皿として、子育て支援ルームのほうに、一時保育として利用をいただいているという状況です。

ですから、どうしてももう45年がたって、議員さんのほうが現場のほうを見ていただいて分かっているとおり、かなり老朽化が進んで、今現在、施設の真ん中の4つの部屋については、老朽化が進んでいるために、ほとんど利用されていない状況になっています。

ですから、支援課としては、できる限り早く、その施設を何とかしたいというところで現在、スポーツ課と協議をしながら複合施設のほうを進めているんですけども、最悪、なかなかそこが進まないということになれば、支援ルームのほうの単独の建て替えや、その事業を民間のほうに委託するような話も進めていかないとはいけないかなというほうで、そこについては現在も検討している状況です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問時間は、あと30秒です。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひ、すみません、単独でも構わないので、単独で、「構わない」んじゃない

くて単独でぜひ、子育て支援ルームの設置を切にお願いいたします。

最後に、今こういう時期でありますので、この困難にくじけない心、一番重要なのは、こういうコロナ禍の中で困難にくじけない心と忍耐も私は必要だと思っています。現状をしっかりと認識していただいて、今より感染が拡大しないように、いつものあの日常が戻せるように、村民一丸となって感染防止に努めてまいりたいと思いますので、行政の皆様からも、しっかりとのご支援を賜りますようよろしくお願いいたします、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間は終了しましたので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間を休憩といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時11分

副議長（太田伸子君） 議長に代わり、副議長の太田でございますが、議事進行を務めます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番北澤禎二郎議員の一般質問を許します。北澤禎二郎君。

第12番（北澤禎二郎君） 12番、北澤禎二郎であります。

12月定例会最後の一般質問になります。副議長と議長席を交代しまして、5年ぶりの一般質問となりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

今回は、村の境界についてと村有財産の管理について、2問質問させていただきます。

最初に、村の境界についての質問いたします。

質問の中で、山の名前等、いろいろ分かりにくいところが出てきますので、まず、最初に、この地図について、ちょっと簡単に説明だけをしたいと思います。

これは、皆さん、この図面書いてあるとおりで、地図に書いてあるとおりでありまして、昭和61年11月発行の白馬村の地図であります。この中で、この赤い丸とか、青い丸とか、書いてありますが、これは、実は私が書いた丸であります。特に、1番最初の丸は、これ皆さんご存じのとおり、この白馬岳の位置をまず確認してください。それから、白馬岳から北のほうにずっと下っていった白馬岳の裾野が三国境、新潟県と富山県と長野県の境になります。それで、その山の裾野から小蓮華山というのが今度ずっと広がっていきます。小蓮華山というのは、白馬村では大日岳という名前と呼んでいまして、信仰の山として扱っている山であります。それから下っていきまして、1番、小蓮華山の北の端に青い印がついていると思いますが、ここが小蓮華山の裾野のところ、ここが舟腰の頭というところでありまして、この地図で言います白馬村の境と言われるところでありまして、それから、下へ、ずっと下ってきまして、阿弥陀山というのが、これが白馬村と小谷村の境の山です。それから中間のところに点線でピンクの線が引いてありますが、これが今現在白馬村が公式的なものに全部使っている境界線です。これは、今、白馬村が使っている境界線とこの地図とのずれ

がここにあるということを、今日質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、その線のちょっと下ったところに、雁股池というところが載っていると思いますが、この雁股池は、白馬村の地籍ってこと、扱っているところになりますので、そんなことを頭に置きながら、ちょっと質問をご理解願えればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目、村の境界についてであります。

長野県町村会誌に記載されている概要での白馬村の位置は、南は北安曇の南北の分水嶺である佐野坂、分水嶺というのは、青木の水というのは全部南に行きます。南というのは、犀川のほうに向かって流れていくわけでありまして、そこと、それから佐野坂の下にあります水は、姫川のほうに行きますんで、そこが南に行く水と北へ行く水のこの分水嶺になります。それが佐野坂を境にしまして、大町市と隣接している。それから、西のほうは北アルプス連峰により富山県、それから東は旧美麻村、小川村、旧鬼無里村、北は白馬岳につながる小蓮華山、それを大日岳と言いますが、それと阿弥陀山等により小谷村と接している、こういう文章になっています。もう1回繰り返しますが、北は白馬岳につながる小蓮華山、それから、阿弥陀山等によって小谷村との境界が書かれているということでもあります。

それから、毎年発行されています、今年の県民手帳です。この県民手帳に載っています白馬村と小谷村の統計面積の確定されていない境界未定部分がある地域として扱われていまして、そこに米印が2つついています。これ、白馬村と小谷村は面積が確定していない地域ですよということで、この県民手帳の中に面積の未確定部分がある地域として扱われています。北の境界でありますところの小谷村との境の問題が解決していないために、白馬村と小谷村の面積の未確定の地域として、白馬村と小谷村は扱われているということでもあります。それにつきまして、境界について、白馬村の見解をお聞かせしたいと思います。

役場が公式に使っている白馬村の地図、例えば、今それぞれのところに公に使っているいろんな出される図面につきましては、全て小蓮華山の西側にあります。今、白馬の麓の小蓮華山の西側にあります三国境を境とした、私が点線で書いた位置ですが、この点線を使っている位置を小谷村の境界として全て扱っております。その考えに至っている根拠をお示してください。

それから2番目、境界の基本となっている、下へ下りまして、小谷村との境界は、ここにありません阿弥陀山、楠川の発電所の奥にあります阿弥陀山ということで扱っているところではありますが、その山というのは一体どこにあるのか。皆さん、それぞれの山、確認したことがあるのか、どうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、最初に述べたとおりであります。小蓮華山と阿弥陀山、小蓮華山と阿弥陀山を結んだものが白馬村と小谷村の境ですよということの1番最初に申し上げたとおりでありまして、記載されているところではありますが、そういうことで扱っている中で、この小蓮華山の境だということろは、小蓮華山のどこを指しているのか。今、白馬村としては、1番白馬岳寄りの三国境を境として

扱っております。ところが、小蓮華山を境としてうたっている以上は、小蓮華山の今の言っている三国境のことを言っているのか、小蓮華山の頂上のことを境としようとしているのか、それから、1番北側の端、私が青く塗っているところではありますが、そこを舟腰の頭と言います。そこを境とするのか。その3つのうちのどれを境とするのかについての見解をお伺いしたいと思います。

以上、1点目の質問にさせていただきます。

副議長（太田伸子君） 答弁を求めます。村長。

村長（下川正剛君） 北澤議長から村の境界について質問がございましたのでお答えをいたしますが、まず、冒頭に、この境界の確定をしていないということが我々理解をしておりますけれども、今までいろいろ話があってから、村史を見る中で、当時、小谷村から見る山と白馬村から見る山が違っていたというような、そういったことが、どうも1番の間違いの原点じゃないかということで、それで、今、ずっと、そのまんま、来ているというような状況ではないかというふうに思っております。なぜ、三国境を境界としている根拠ではありますが、北澤議員ご指摘のように、現在の国土地理院の地図では、白馬村と小谷村の境は小蓮華山の三国境付近を境界として扱っております。白馬村の村誌によりますと、200年近く前の、ちょっと前の話ですが、文政6年、1823年、当時の千国村と塩島村、新田村との間で、阿弥陀山と白馬大池に至る山地草刈り場をめぐる境界争いがありました。この争いは、約8年間にわたり、文政13年、1830年によく決着をしています。両村の主張の主な要因は、当時呼んでいた山の名前や地名が異なっていたためによるものがあります。山は方角により頂上の形が異なったり、地形が違っていたり、そして、また、地域により、同じ山が呼称を異にする場合がありますが、当時の山は、萱屋根の葺き替えのために貴重な萱場であり、冬場の燃料となる樹木もたくさんありました。したがって、利害関係から、小さな村、地域の争いの元となりましたが、その名残から両村の境が確定せず、今日に至り、地図では、三国境から雁股池の北へ向け直線で描かれていると推測しております。

2点目の阿弥陀山についてであります。梅池高原スキー場の南側で、楠川の源流にあり、ほぼ白馬村と小谷村境界になりますが、国土地理院の地図によりますと、境界線は山頂南直下を巻いているため、山頂は小谷村に属しています。落倉付近の楠川沿いの傾斜が急な南東尾根から登れますが、南側を通る林道は軽自動車通行可能だそうです。山頂部一体は笹藪に覆われ、標高1,256メートルの三角点は、最高点より少し下がった北西側にあり、根曲がり灌木に覆われています。私は、地上でしか確認はしていませんが、岩岳山頂からトレッキングコースとして、一般者が上っていると聞いております。

3点目の小谷村との境界は、小蓮華山のどこを指しているのか、いると思うのかですが、先ほど申し上げたとおり、地図上では、小蓮華山から尾根づたいを白馬岳に行く途中の三国境を村境としています。ただし、小谷村とのきちんとした取り決めをしているのではなく、あくまで、国土地理院の地図上で判断するということとなります。

一方で、この質問を受け、複数の村職員OBに聞き取りをしたところ、小谷村との境は、昔から「舟腰の頭」だと主張するOBもあり、事実、そこを境とする昭和30年代から一連の地図を見せていただきました。古い歴史の中で、小谷村との境界が曖昧なことは事実ですが、どのような経過で、通常の境界が現在の地点に変わったのかは非常に興味深く、今回を機に小谷村へも照合したりしながら、調べていきたいというふうに思っております。

1点目の村の境界についての答弁とさせていただきます。

副議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第12番（北澤禎二郎君） それでは、私の思っているところにつきまして、再質問させていただきたいと思えます。

昭和58年岩岳老人クラブの人が協力者を募り、切久保に大日如来像を建設いたしました。これは、如来様のある地図のところを見ると、野平の奥にあります。柄山峠って、さっき村長がおっしゃってくれました柄山峠というところがありますが、大日如来様のある柄山峠から、先ほど言いました大日岳、小蓮華山のところを結んだ位置に、切久保に建立したわけでありまして。1801年に大日如来の石像が大日岳の頂上に祭られ、大日岳を信仰の山として扱ってきたものであります。岳山に7回、東山に3回雪が降れば、山麓に必ず雪が降るといふ伝えが残り、今でも伝えられております。年末年始の雪不足で、スキーによる観光産業に影響が及ぼしているのが心配で、雪乞い如来として、地域の人が建立したと記されております。

大日岳は白馬村の先人たちが信仰の山として扱われている大切な山のはずなので、小蓮華山、大日岳ですね、その全体を白馬村の奇跡として扱うべきと思いますが、村長、いかがでしょうか。お答えをお願いします。

副議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません。質問の通告を受けて、私も、にわか勉強でありますけれども、ちょっと調べたので、見解までは行きませんが、お話をさせていただきます。

今、議長さん申し上げました柄山からのお地藏さんですけど、私聞いたのは、柄山峠で、風切り地藏で、それで、山のほうの地藏が一直線になるというような話を聞いていて、それは、例えば、落倉のあたりに線を引くと、ちょうど、この昭和61年の地図のあたりに境が行くなあというのは確認させていただきました。それと、さっき、役場OBに何人が聞いたというのは、ちょっと私がお宅に訪問したりして、その人、そういったことに興味がありそうな方だったので、昔の地図なんかも見せていただきましたけれども、やはり、この昭和61年の地図のとおり村境があったので、これは、なまじっか、今の地図が正しくて、昔のがおかしいということは言い切れないなという感覚は持ちました。ただ、それで、すぐに、うちのものと、なかなか言い張れる根拠はないんですけども、先ほど質問のあった、何で、三国境から直線になっているかということについては、この村図を作っている業者に、昔の地図まで、ちょっと調べていただいたら、国土地理院ですね、国

土地地理院の地図を調べてもらったら、昭和49年の時点では、この今の直線の村境が国土地理院の村境になっていると、そんなような事実もあったので、なかなか、やはり、どっちが正しいかというのは信憑性、よく言えば、ロマンがあふれるミステリーかなというふうな感じは受けました。ただ、やはり、信仰上のものもあったということであれば、先人たちの思いというのは、おろそかにはできないなというのが見解であります。

副議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありませんか。北澤議員。

第12番（北澤禎二郎君） それでは、次のところに移りたいと思いますが、本日配付いたしました地図は、昭和61年に制作したものであります。

私、想像するところでありますが、これは、実を言うと横沢村長の在任期間、昭和49年から平成2年までの間に作られたものということで、この任期と重なっているんじゃないかなという、ちょっと、気がして、判断させていただきました。

この頃の扱っていました図面の中では、1部には小谷村との境界をこの地図のとおり、舟腰の頭が小谷村と境ですよという扱った古文書も見つかっています。そうすると、この舟腰の頭って、こっちずれた、小蓮華山一個分をこっちずれた山を扱っているときもあったり、そうじゃなくて、今、副村長答弁させていただいたとおり、三国境を境として扱っているのもあります。これは、最近の役場の提示文書は、全ての三国境ということになっているところではありますが、これは村長にお伺いしたいと思いますが、今後は、これ、どちらの境界のものをもって判断しているのでしょうか。もし、お伺いあれば、お伺いしたいと思いますが。

副議長（太田伸子君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 大変難しい質問というか、ちょっと困っておりますけれども、今、議長さんおっしゃったとおり、私も調べた中では、これを扱っている業者に聞いたところ、平成7年の地図を見ると今の形になっていると。私、手持ちの古い図面を見たら、平成2年12月の地図は昭和61年と同じものになっていると、なので、平成3年から7年くらいの間に真っすぐになったら、もしかしたら、平成7年のこれが真っすぐになったのが最初かもしれません。その、どういった経過で村図の境が変わったのかというのは、ちょっと分かんないんですけども、そんなに昔の話ではないので、ちょっと調べたいなど、個人的には、ちょっと思いました。

あと、もう1個なんですけど、観光課のほうに営林署の地図がありまして、営林署の地図を見ると国有林境が村境になっていて、国有林境がまさに小蓮華山の先の舟腰の頭あたりが国有林境になる。そこが小谷村の境みたいなのに営林署の地図はなっていたりして、三国境は、あくまで、新潟県、富山県、長野県の境だというような表示がしてあるのもあります。それを見るとかなり信憑性があるのかなみたいな気もしております。

ただ、今、私、白馬山麓の高校の仕事の中で、小谷村のかなりベテラン職員と仕事していますが、やっぱり、小谷村の職員は小谷村の職員で、昔から言われている境があって、ここの千国から見通

した山がそうだと、それが多分、今の地図になっているなど。だから、お互いの言い分はあるんだなというところで、どっちにしろって、なかなか言えないんですけども、今のところは、国土地理院の表示になっている境をお互い地図上は境としているというところで、当面行くしかないのかなというふうに考えています。

副議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 私も、柄山峠という名前が出てきたもんですから、ちょっと、昔から我々の集落に言われていたことは、風吹地蔵と落倉の地蔵様と柄山の地蔵様が一直線で結ばれると、それが、当時疫病が出たときに、その病原菌がこっち来ないようにというような、そんな思いもあって、地蔵様を建てたじゃないかというような、そんな話もありまして、数年前ですか、GPSを使って、本当に風吹地蔵から、それから落倉、それから柄山峠が本当に一直線になっているかどうかという調査をテレビ会社からやった経過があります。そのときには、やっぱり、ほぼ直線だと、こんな結果が出ておりますけど、ただ、境はどうだ、こうだという話じゃなくて、風吹地蔵、それから落倉のお地蔵様、それから柄山峠の地蔵様は、ほぼ直線で、つながっているという、そんな報告を受けた経過があります。

副議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問。

第12番（北澤禎二郎君） 先ほどちょっと村長の答弁のところと重なるかもしれませんが、白馬村の発行先の村誌によりますと、昔、塩島新田というところと千国村が草刈り場で、とにかくもめていたということで、阿弥陀山から白馬大池に至る境界争いが起こり、今でもこの間は未解決になっている。その結果として、今、この県民手帳の面積が、その米印をついたまんまになって、そのまんまにしてあるということじゃないかと思えます。

それぞれが境界と思っていた山が、山の呼び名が小蓮華山のこと、大日岳ですが、大日岳を白馬村では白馬岳と呼んでいました。小谷村では薬師岳と、山一個分、呼び名が違ったために、境が一個、白馬岳の先こっちですよというのと、こっちですよというの、山一個ずれたというのが今回の原因じゃないかなと、私の調べたところでは、そんな感じを受けております。村誌もそんなことに意味合いがずっと書いていると思います。

それから、先ほど副村長が申し上げたとおりでありまして、この今の山の問題がいろいろ昔の言い争いから、ずっと起こっていて、私は、今、この地図が昭和61年に、何で、この地図が起きたのかということのルーツがちょっとあんまり理解できないんです。これは、なんで、このあったから、疑問を感じて、今日一般質問させていただいているんですが、実は、日本地理院のところの地図を私これだけ取り寄せました。そうしますと、大正の頭のとくに白馬村の全図というのが載ってまして、これは全部三国境が境なんです。これは、ずっと過去のこと、見てみますと、この今正式に扱っている阿弥陀山と三国境を境とするものが白馬村の日本地理院としては正式なものとしてなっていて、それ以外のものは、日本地理院には存在してないです。ということになると、この地

図というのは、一体、これ、何の根拠で、どうにできたのか、ここに、こういうのが存在している以上は、これをどう解釈していいのかということ非常に私自身迷うところでありまして、これは白馬村としては、この三国の、私の言っているようないろいろな理屈をつけるという意味合いではなくて、この三国境説というものを尊重していかざるを得ないのかなという感覚を受けているところでありまして、さっき、副村長も、そういう意味合いのことの答弁をしていたのかなというところの解釈を私も受けているところでありまして。

その中で、観光課長にお聞きしますが、先日猿倉から、この雁股池に自然園まで、登山道を開けようということで、村長一緒に行かれて、ずっと行ったようではありますが、そうすると、雁股池を見たということは、1番の境の基本であります阿弥陀山が私は上から見えたんじゃないかと思うんですけど、その阿弥陀山について、これは小谷の境界であるとかいうことについての、その阿弥陀山というものが興味があって、見られましたでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

副議長（太田伸子君） 太田課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

雁股池の現地調査は、山案内人組合から、いいところがあるので、ぜひ、現地調査をしましょうよということで、案内人組合、それから山小屋経営者と一緒に行ってまいりました。行く道中、約3時間ほどだったんですけども、どうしても、白馬岳側、西側に目が行ってしまいました。というのも、いつ見る角度ではない大雪溪とか、白馬岳とか、小蓮華山というのがとても気になって、そちらに気を行っていて、東側のほうは、ほとんど見ていなかったというのが事実であります。ただ、登っていく間で、やはり、白馬と小谷の境界が未定であるというのは、私も知識としてあったので、案内人組合の方とも、そのような、ここは白馬の区域だよみたいな話をしながら登っていったという記憶があります。

帰ってきました、北澤議員からの一般質問の中で、阿弥陀山という存在がありましたので、写真を振り返ったんですけども、ちょうど中腹あたりに東側開けたところがあって、そこからの写真撮ってあったんですけど、それを確認したんですけど、阿弥陀山よりも右側のマウンテンハーバーぐらいまでしか、左側の山が影になっていて見えなかったもので、ちょっと意識しても登ってないし、写真にも残っていなかったというのが正直なところです。

以上です。

副議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。北澤議員。

第12番（北澤禎二郎君） この問題については、これが最後になるかと思いますが、今すぐには言わないんですけども、いずれかには、西側の境界になる富山県と、それから東側の境界になる旧鬼無里村と、それから、この小谷村の問題も含めて、境界の問題については、いつまでも米印ついているということじゃなくて、未確定部分を持つようなことではなく、面積を確定されたほうが、私はいいんじゃないかということをおもうところでありまして。

それと同時に、役場の職員も若い人が中心となっていますので、このような話になると、だんだん分からなくなっている現状じゃないかと思います。特に、こういう伝統的などいうか、年寄りから語り継いでいるような話になりますと、年輩の方の元気なうちに聞き取り調査を進めたりする中で、白馬としてはどういうものであるかなというところ、それから若い人たちには、特に、まず、こんな問題が横たわっているということに興味を持っていただく。そんなことが1番大切だと思いますが、村長、そんな若い人たちに、何かそんな気はありますか。お願いします。

副議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません。前段、富山県や旧鬼無里村との境は確定したほうがということがありました。ちょっと参考までに、旧鬼無里村との境であります。平成15年6月に、当時、長野市との合併協議を行っていた鬼無里村から、やはり、合併するには境界確定してないとまずいということで、協議の申出がありまして、鬼無里村に現存していた古文書等により、この白馬村議会の了解も全員いただいた上で、一応確定しました。物見山付近の未確定な部分については確定し、その後、交付税に用いる面積案分の精算も終了しておりますので、その部分はいいのかなというふうに考えております。

あとは村長の見解をお願いいたします。

副議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど小谷村との千国村ですか、塩島村が文政6年1823年というお話を申し上げましたけど、村誌を見ると、それよりも前の塩島村とそれから細野村と何年間も入会権の関係で紛争したというようなことが書かれております。そんな中で、丸山勇太郎議員のところには古いものがあるかどうか分かりませんが、当時、猿倉の奥にも御殿場という場所がありますし、それから梅池の奥にもあるね、御殿場という場所が、それは、御殿場という名称は、紛争をしていて、そして、奉行が来て、それで、そこで、両村から人が出て、それで人夫が出て、境界を確定したというような、こんなことを書いてありますが、御殿場という地名は、奉行様が来て休んだ場所だというようなことが書かれておりますけども、いずれにいたしましても、全然分からなくて、いろいろ言ってもありませんが、小谷村とも、先ほど副村長が言われたように、小谷村との境界等とも調べる中で、村も初めて、こういったことに、俎上にのったというようなことでありますが、いずれにいたしましても、当時から紛争して、両方で、この辺でどうだというような、そんな話がしたかどうか分かりませんが、そんなふうに今現在なっているということでもあります。引き続き小谷村とも情報収集をしたり、それから白馬村のOBの職員等とも再度聞きながら、ちょっと調査したいなというふうに思っておりますが、結果、どうなるか分かりませんが、初めて、こういったことが提案されましたので、調査、検討してまいりたいというふうに思います。

副議長（太田伸子君） 北澤議員。

第12番（北澤禎二郎君） 私は、今回のこの小谷村との境界問題をいろいろ年寄りの方からお聞き

する中で、立の間の実は長老の家にお邪魔しました。長老の人は、たまたま浅間山のことをとうとうと半日もお聞きをしてきたわけではありますが、その中で、私はびっくりしたのは、もう90なろうと、超えている方だと思うんですけど、その方が、江戸時代の年代というか、享和何年とか、そういうものを全部頭に入っていて、私、そのこと全部言われると、これはえらいことになると思ってお聞きをしたわけではありますが、特にそういう方のお元気なうちに、ぜひ、そんなようなことを機会があれば、興味を持っていただいて、収集をしていただければ、こんなことの話が、昔はこうだったというような話が続いていくのかなというところのことを考えるところであります。特に、そんなことを若い人にも語り継ぐのも、今の課長さんたちの義務とまではいきませんが、ちょっとした話題として取り上げていただければ、ありがたいと思ひまして、この村の境界問題についてを提案させていただきました。

それでは、次に移ります。

2番目です。村有財産の管理についてを質問させていただきます。

令和元年度決算書に記載されている村有財産について、管理する上で問題はないか伺いたいと思います。

この村有財産の管理は、どこの部署が行い、どのように管理をしていますか。

それから、2番目の問題になります。平成13年4月に財務省より白馬村へ譲与されているんじゃないかと思いますが、国有財産でありました赤線と言われる道路敷、それから青線と言われる用悪水路敷の所有権及び管理はどうなっているのですか。

これらの財産はそれぞれの目的があり、その目的に沿って取得され今日に至っております。この中に用に供していないものはありませんか。目的外使用はありませんか。

4番目です。赤線、青線敷等の公共物には時効がなく、善意の占有は認められないと言われていますが、その解釈でよろしいのか、どうか、見解をお伺いしたいと思います。

副議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 村有財産の管理について、4項目に質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、1点目の公有財産の管理部署等に関する質問でありますけれども、現在村が公有財産を管理している財産のうち、普通財産に分類されるものにつきましては、総務課が管理を行ない、行政財産として分類されるものは、それぞれ担当課が管理を行います。

なお、公有財産全体の集計作業は総務課が中心となって、各課に移動等の報告を半期ごとに調査・報告作業を実施をしているところであります。

例えば、村道用地であれば、建設課、農林道であれば、農政課、教育施設であれば、教育課といったような状況です。どのような管理をしているかというご質問に関しましては、特に村が保有する財産は膨大な量であり、使用目的もそれぞれ異なりますことから、全ての財産について、一元的な管理を行っているわけではございません。条例等の規定がある場合は、それにのっとった上で、

目的に沿った利活用がなされるよう、担当課において、状態の把握、管理に努めているところであります。

2つ目のかつての国有財産であった、いわゆる赤線、青線に関する質問ですが、現在は、法定外公共物として、村が所有をし、その管理は建設課が所管をしております。ただし、その延長は相当な距離に上りますことから、不動産登記上の表示、保存登記につきましては、全て完了しているわけではございません。

3点目の村有財産について、使用に供されていないものはないか、あるいは、目的外使用はないかのご質問に関しましては、村内に網羅している全ての青線、赤線について、その実態を把握するという事は、正直、大変困難でありまして、その使用実態も、全て確認できているわけではありません。ただ、現状の対応といたしましては、国土調査が行なわれているエリアにつきましては、担当課である建設課において、境界立会いと併せて、現状の把握に努めておりまして、目的外の使用などが確認された場合には、その都度、適正使用について指導を行なっているところであります。

最後に、青線、赤線の取得時効とその解釈についてのご質問であります。過去の判例では、青線、赤線といった公共用財産であっても、民法上の取得時効が認められたケースもございますので、善意悪意を問わず、公共物だから時効はないといった解釈は、一概には成り立たないと考えております。ただし、公共用財産としての機能の状況や不動産登記の有無などによって、異なる裁判例もありますことから、最終的には、個別の事案ごとに判断が求められると思います。いずれにしろ、公共物である以上、安易に取得時効が認められることのないよう、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

副議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。北澤議員。

第12番（北澤禎二郎君） それでは、2点目の村有財産の管理についての再質問ちょっとさせていただきますと思いますが、これ、私、村長室のほうで、実は、その方との面談したり、いろんなことやっているところでありますが、瑞穂の例の新聞沙汰になったりしている、新聞沙汰っていうか、新聞なんかいろいろチラシを入れたり、いろいろしている件に絡んでありますが、村道のどこまでが村道であるとかということについての、これ管理に当たるのかどうか知りませんが、今、瑞穂の村道のところに石を置いたり、いろいろなことしてあるようであります。このことについて、いつまでも石を置いたまんま、これ村道なんだよというところが、これ、いつまで、ほっといていいのか、どうかというところが、長年にわたってきていますので、そこの村道管理と指摘する話かどうか、分かりませんが、その一応これ、どういうことで解決されているのか、含めて、この問題について、どんな感覚でいるのかを、ちょっとお聞きをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、北澤議員のほうから村道の維持管理ということに関するご質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、ただいまご指摘がございましたとおり、村道上に石を置かれているということで、一部通行に支障を来している事例があるということは、北澤議員ご指摘のとおりであります。現状といたしましては、村道敷、いわゆるアスファルトのかかっている村道敷の中に個人の土地が入り込んでいると、入り込んでいるということがもちろん大きな原因になっているわけでございますけれども、地権者の方からしてみますと、自分の私用地であるよということをあえて主張するために石を置かれているという状況になっているわけでございます。当然、現状のままでは、よろしくないということは、我々も認識をしております。何とか、地権者の皆さん、土地を寄附をしていただきたいということで、何回かお話をさせていただいておるところではございますけれども、なかなか話が平行線といいますか、平行線にまで行かない、まだ、ような状態でありまして、非常に頭を痛めている事案ではございますけれども、現状のままでいいという認識は持っておりませんので、何とか、1日も早く解決できるように、また地権者との交渉に当たってまいりたいというように考えております。

以上です。

副議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問ありますか。

第12番（北澤禎二郎君） それでは、もう1点、質問させていただきたいと思いますが、私は図面を見たわけじゃなくて、話の伝えだけで聞いているので、皆さん、どう解釈されているかでありませんが、今、大糸線のあるところの北側のところに、昔の平川の北分流と言われているところの土地が、これは多分、今、村有地ではないんじゃないかと思うんですけど、それを、あれは多分国交省のものになるんですかね。そういう土地と、北分流と言われる川の、逃がしというか、そういうことの扱っているところじゃないかと思うんですが、そういう北分流と言われるところの国交省の土地というのは、あそこに、多分、今の道路のところじゃないかと思うんですけど、それは存在をするのでしょうか。ちょっと、そのことだけ、お聞かせいただきたいと。

副議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） では、北澤議員から、深空地区の平川の北詰のことだと思います。北側に昔のいわゆる河川敷といいますか、河川の跡が図面上残っているんじゃないかというご質問だと思いますけれども、構図上見てみますと、水という形で、図面上残っております。つまり、水といいますのは、先ほど来ご質問ありました、青線ということになりますので、その水という形で図面が残っている分につきましては、先ほど村長答弁のとおり、村の所有で村が管理すべき土地であると、そのように認識をしております。

以上です。

副議長（太田伸子君） 北澤議員。

第12番（北澤禎二郎君） すみません、繰り返して恐縮ですが、もう、じゃあ、あそこのところは、

今の北分流と言われるところは、国の土地ではなくて、もう既に白馬村になっているという解釈でよろしいわけで。

副議長（太田伸子君） 矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 登記上は、いわゆる保存登記、白馬村という名義の登記がなされているわけではございません。いわゆる先ほど申しました水という表示が図面上表示をされておる、いわゆる青線といったものと同じ状況でございますので、これは先ほど村長答弁ありましたとおり、水と表示されているところにつきましては、かつて、国から村は移管を受けた土地であるということになりますので、登記はされていないけれども、村の土地である、所有の土地であるということで間違いなないと思います。

以上です。

副議長（太田伸子君） 北澤議員、質問ありますか。

第12番（北澤禎二郎君） すみません、もし、白馬村の土地とするようであれば、先日深空の人たちが、その位置を共有地と隣接しているということで、その位置を確認したんだよということがお聞きしたところでありますが、もし、それを確認して、位置が確定するようであれば、そのところの北分流と言われる分野を、例えば、今日議員もお話したとおり、道の駅として、例えば、あそこ、やる場合、新事業としても、これ青線のまんまで置いていいのかということを含めても、道路敷になっているので、そういうように用途変更されるにしても、そういうような場所として、正式なものとして、されていてもいいんじゃないかなと、ちょっと思いをして、いつまでも北分流って、私も詳しくなくて申し訳ないんですが、青線分野として残すということよりも、もう、堤防が中にできていますので、道路敷として扱うというか、そういうようなことの扱っていく場所じゃないかと思うんですが、また、先に向かつては、誰もほかの人がそれを使ってどうとかってことじゃありませんが、境立てさえ、しっかりしているようであれば、そういうふうにされてったら、どうかと思いますが、その見解だけ、すみません、お願いします。

副議長（太田伸子君） 矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 後々の用途の関係につきましては、また当然、庁内でもいろいろ議論はしていかなければいけないと思いますけれども、基本的に深空の籍と言いますの、国土調査終わっている地域でありますので、境立てといたしますか、境界の確認は終わっているという認識しております。したがって、後々の管理につきましては、先ほどご質問にもありましたけれども、目的外の使用がないのかどうなのか、不正使用がないのかどうかという観点につきましては、私ども村の立場でも、しっかり管理をしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

副議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。北澤議員、質問はありますか。

第12番（北澤禎二郎君） それでは、私のほうで、2つ質問させていただいたところではありますが、

私の意図するところにつきましては、大体語り尽くしたような気がしております。特に、もう1回、繰り返すようではありますが、特に役場の職員若くなっている状況の中で、もし、お年寄りのそういうような昔の言い伝えみたいなものが、もし、皆さん、若い人たちにお伝えできるようなきっかけになればということで、今日、今回一般質問させていただいたことありますが、ぜひ、そんなことを含めて、若い人たちを指導いただければありがたいということありますので、そんなことを含めて、私の一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

副議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第12番、北澤禎二郎議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から12月10日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程のとおり、委員会等を行い、12月11日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から12月10日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、委員会等を行い、12月11日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

令和2年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和2年12月11日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 発言の取り消しについて

日程第 2 常任委員長報告並びに議案の採決

令和2年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和2年12月11日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 発議第 2号 国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書
- 日程第 4 発委第 5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第 5 発委第 6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書
- 日程第 6 発委第 7号 国の責任による35人学級の推進と、教育予算の増額を求める意見書
- 日程第 7 発委第 8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書
- 日程第 8 発委第 9号 ただちに核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを求める意見書
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第11 議員派遣について

令和2年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和2年12月11日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	津滝俊幸
第3番	田中麻乃	第9番	横田孝穂
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	太田伸子
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	下川啓一	上下水道課長	酒井洋
税務課長	田中克俊	住民課長	山岸茂幸
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	田中洋介

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田洋一

7. 本日の日程

- 1) 発言の取り消しについて
- 2) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 3) 追加議案審議

発議第2号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第5号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第6号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第7号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第8号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第9号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 6) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 発委第 2号 国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書
 2. 発委第 5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
 3. 発委第 6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書
 4. 発委第 7号 国の責任による35人学級の推進と、教育予算の増額を求める意見書
 5. 発委第 8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書
 6. 発委第 9号 ただちに核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを求める意見書

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより令和2年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 発言の取り消しについて

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 発言の取り消しについてを議題といたします。

第9番横田孝穂君議員から、12月4日の会議における発言について、白馬村会議規則第64条の規定により、お手元に配付した発言取り消し申出のとおり発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。したがって、横田孝穂議員からの発言取り消しの申出を許可することに決定いたしました。

△日程第2 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員長に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員会報告が終了した後に、討論、採決を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員会報告終了後に、討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） 令和2年第4回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告をいたします。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は議案12件、請願3件、陳情3件です。

審査の概要と結果を報告します。

議案第54号 北アルプス広域連合規約の変更について、来年4月1日に白馬リサイクルセンターが開設されることに伴う、北アルプス広域連合規約の改正です。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第54号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第55号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてです。

公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動の一部に関し、公費負担する条例を制定、任意であるが制定する。運送契約した選挙運動用の自動車の公営6万4,500円、ビラの公営7円51銭、ポスター作成8万円などです。

質疑では、任意と言ったが白馬村は制定する理由はに対し、町村会長の依頼、県内町村はほぼ制定する。議員の成り手不足のことも考え制定したい。

ビラは今時どうかと思う。選挙のやり方は変わっていく。ネットのほうに進めていったらどうかと思うがに対し、法律改正であり、公平性が担保できるかはここでは考えていない。今回、供託金15万円も法律で定められた。

村の選挙で、ビラを作っていた人はいないと思う。時代遅れのような気がするがに対し、公職選挙法の見直しでビラの配布が解禁されたので条文としたとの答えでした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第55号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第56号 白馬村国民健康保険保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例についてです。

保健師の充実強化を図ることを目的に、昭和52年に修学資金貸付金免除条例が制定された。当時は1名であったが、今は6名の保健師がいる。初期の目的が達成されたため廃止するとの説明でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第56号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第57号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例を廃止する条例についてです。

全国、小学生マウンテンバイク大会を10年間地域活性化センターの助成金を活用し開催、さらに助成を得て基金条例化し、JOCジュニアオリンピックカップ大会を5年間継続開催して基金が終了した。初期の目的を達成したので廃止するとの説明でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第57号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第58号 白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例の全部改正についてです。

新防災情報システムの目的、名称及び位置、戸別受信機の設置場所、放送区域、戸別受信機の設置申請、貸与等の規定を定めるものです。

質疑では、貸与で事業者の申し込みは改めて募るのか、金額は幾らになるのかに対し、事業者や個人で2台目が欲しいという方には実費としたい。聞こえないところが出てくる場合の対応はに対し、直接電波が届かないところは解消しているとの答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第58号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第59号 白馬村執行機関附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これまで行った設立準備会の報告がまずあり、ゼロカーボンの実現に向けた再生可能エネルギーの生産、省エネルギーの取組について具体的な内容を検討する白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会を設置、村長の諮問に応じ調査審議する。構成は15人以内、任期は2年とするとの説明でした。

質疑では、準備会に入っていた高校生は協議会にも入れるのか。なぜ、木質バイオマスだけか。通常のバイオマス、例えば有機物ですとか残飯ですとかは入らないのかに対し、専門性が高くなるので高校生はメンバーには入らない予定にしている。資源の豊富な木質バイオマスとしたが、今後そのほかのバイオマスも視野に入れて議論したい。

中部電力発電所の電力量を、村の電力自給率にカウントするのはおかしいに対し、実態にあったものを活用していくが、どの数値を使うかは協議会の中で議論していく。

水利権はどこのあるのかの問題がある。農業者ではなく、結局区長が許可するようになって、多くの地区にわたり各区長が印を押せないに対し、準備会の中でも小水力は地域協議にマンパワーが必要で役割分担をはっきりしていかないと進まないだろうということで、課題として捉えているとの答えでした。

意見として、準備会のメンバーに景観を考えている人がいないことが残念である。太陽光発電は景観的には難しい。

別の意見として、今回の4人の委員から出た意見は皆重要なことばかり、協議会へ移行したときに、また計画づくりに今日の意見を反映してほしいというものがありました。

討論はなく、採決したところ、議案第59号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてです。

白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会委員の報酬を日額6,100円、半日額3,800円と定めるものとの説明でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第60号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第61号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

地方税法施行令の一部を改正する政令が交付、令和3年1月1日から施行されることから改正する。軽減判定基準額を33万円から43万円に改め、同一世帯の被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等受給の複数者がいる場合、合計人数から1を減じた人数に10万円を乗じた額を基準額に加算する規定を追加するものと説明がありました。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第61号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第62号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてです。

平成29年3月12日以降の普通自動車免許取得者は、道路運行情改正に伴い、3.5トン以上の車両を運転できないため、有事の消防車運転に備え、準中型自動車運転免許取得を補助金で村が支援する。この処遇改善と年数を合わせた改正をする。中身は退職報奨金支給の勤務年数を3年以上から5年以上に改めるものと説明でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第62号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項についてです。

これは、歳入決算予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,422万2,000円を追加し、予算総額を75億3,407万2,000円とするものです。

所管する課ごとに主なものを報告します。

まず、総務課では会計年度任用職員退職者手当負担金が、令和2年度に限り1年訴求加入できるため、192万5,000円を増額、ふるさと納税寄附金1億4,000万円の収入増に伴い、返礼業務委託料6,300万円等の増、地球温暖化対策事業は協議会を立ち上げて委員の報酬と費用弁償で23万円を計上する。ふるさと納税基金事業は、1億1,415万1,000円を積み立てるとの説明でした。

質疑では、再エネ協議会は年度内は何回開催予定か、答申の目標はに対し、細かい組み立てはできていないが、予算は2回分、最低でも年度内1回は行いたい。来年末答申を目指してやっていきたいとの答えでした。

意見として、地球温暖化は白馬村の重要課題であるので、スピード感を持ってやってほしい。庁内としてやってほしいとの意見ありました。

健康福祉課では、配食サービス事業委託料64万円の増は11名から19名に利用者が増えた。心身障害者福祉事業自立支援給付費973万円の増も利用者の増加。広域連合介護保険負担金182万5,000円の増額などです。

質疑では、自立支援給付費の増えた原因はに対し、グループホームの利用者と就労支援の利用者

増によるとの答えでした。

税務課では、歳入の現年固定資産税2,207万5,000円の減額は、徴収猶予特例を見込んだ減額、たばこ税932万円の減額は4月から10月までの実績が昨年度より81%まで落ち込んでおり、同程度の減額を見込んだ。入湯税1,253万円の減額は、3か年平均の90%ぐらいを見込み減額した。歳出は、村税還付金及び還付加算金270万円の増額は、法人村民税確定申告の還付、個人の上場株式の配当所得申告による還付、固定資産税更正還付によるとの説明でした。質疑はありませんでした。

生涯学習スポーツ課では、ナショナルトレーニングセンター事業で、副業兼業の強化ディレクターが競技場別に配属され、村でも昨年秋に手を挙げ、スポーツ庁で採択になり、昨年12月に1名のディレクターを採用した。4月に今年度の計画をスポーツ庁に上げており、差額を計上すると説明でした。

質疑では、ディレクターの名前はに対し、森正樹さん、フリーでプロジェクトに関わっている方で30代前半の方との答弁がありました。

教育課では、事業執行の補正はありません。

その他で、11月2日から試験運行を開始したスクールバスの時刻表とルートの説明と、それに対する質疑応答を行いました。

子育て支援課では、児童手当等給付事業は来年から始まる家庭的保育事業の委託料として330万円を計上、元年度の幼児保育の無償化に伴う精算還付金501万円、あと白馬保育園運営事業では新型コロナウイルス緊急支援補助金10分の10を得て、消毒薬とテーブルを購入し、密を避けて保育を実施すると説明でした。

質疑では、地域型保育事業の委託事業者は決まっているか、対象児童はに対し、保育園の保育士だった方が個人で事業をされる。1月に入ってから行くと聞いている。場所は八方口、受入れ児童はゼロから2歳児の5名までとの答えでした。

議会事務局では、全協室のマイクロホン2本追加の備品購入費17万6,000円でした。

住民課では、一般廃棄物処理事業債690万円の増額はリサイクルセンター建設工事分に係る白馬村負担金、一般補助施設整備等事業債160万円の追加は清掃センター解体工事に係る調査設計に要する費用と、リサイクルプラザ建設工事に伴う負担金、じんかい処理事業177万9,000円の減額はごみ処理広域化経費の総額で減額するものとの説明でした。

各課審査が終わり、全体討論はなく、採決したところ、議案第63号の総務社会委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第64号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出増減はなく、財源の組み替えを行うものです。

財政調整基金繰入金189万5,000円を減額し、諸収入の一般被保険者第三者納付金119万

5,000円と、一般被保険者返納金70万円を増額するとの説明でした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第64号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第65号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54万5,000円を追加し、総額を1億293万2,000円とするもの。歳入は保険基盤安定繰入金確定による22万3,000円の増額、繰越金確定により32万2,000円を増額、歳出の主なものは広域連合保険料等負担金54万1,000円です。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第65号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書。

提出者は、白馬村公立学校教職員組合執行委員長、北村明子さん、紹介議員は太田正治議員です。

教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、3分の1に引き下げられている国庫負担率を2分の1に復元することについて、国、関係行政官庁宛てに意見書提出を求めるものです。なお、今回より議会会議規則にのっとり、紹介議員には出席いただくことにし、今回出席いただきました。

質疑では、紹介議員に毎年出てくることは解決しないということかに対し、紹介者からは要望しても国が答えないものは毎回国に上げているとの答えでした。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第3号は採択すべきものと決定しました。

これにより、委員会として意見書を提出します。

次に、請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書です。

提出者は先ほどと同様ですが、白馬村公立学校教職員組合執行委員長、北村明子さん、紹介議員は太田正治議員です。

請願項目は、へき地手当の原資は国から交付されているが、長野県は症例で定める基準を下回って支給している。へき地手当の支給率を僻地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、近隣県との均等を勘案し、2005年以前の定率に戻すことについて長野県知事宛てに意見書提出を求めるものです。

質疑では、へき地手当は白馬村は対象になっていないがに対し、紹介者からは大北の中で1級地は美麻と八坂だけで、大北全体で要望は上げていきたいというものの答えでした。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第4号は採択すべきものと決定しました。

これにより、委員会として意見書を提出します。

次に、請願第5号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書です。

提出者は、さきの2件と同様、白馬村公立学校教職員組合執行委員長、北村明子さん、紹介議員は太田正治議員です。

請願事項は、1つとして国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務教育法改正を含む教員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額。

2つとして、国の複式学級の学級定員の引き下げ、以上、2項目について国、関係行政官庁宛てに意見書提出を求めるものです。

質疑に入り、国は35人学級を進めていることを明言している。それを存じているに対し、紹介者からは県は35人を行っているが、国はまだ35人となっていないので、費用は県が負担している。その費用を国がみてほしい。正規の先生を国の費用でという要望との答えでした。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第5号は採択すべきものと決定しました。

これにより、委員会として意見書を提出します。

次に、陳情です。

陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書です。

提出者は、地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会長野県保険医協会会長、宮沢裕夫さんほか7名です。

陳情事項は、1番、新たな感染症拡大などの事態にも対応できる医療、介護、福祉に十分な財源確保。2番、公立公的病院の総合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実。3番、安全・安心な医療・介護体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅増員。4番、保健所の増設、保健師の増員など、公衆衛生行政の強化・拡充。5番、社会保障に係る国民負担軽減。以上を、関係行政官庁へ意見書の提出を求めるものです。

質疑では、保健所は拡充をしたほうがよいということかに対し、県内11保健所がある。通常であれば、業務的には回っているが、今は新型コロナの対応で、保健所保健師の負担が大きいため出てきていると思う。県からもクラスター発生の場合、市町村の保健師にも派遣の話が出ているとの答えでした。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第4号は採択すべきものと決定しました。

これにより、委員会として意見書を提出します。

陳情第5号 「白馬村図書館等複合施設」をJR白馬駅に併設する計画を一旦停止し村民への説明会を開くことを求める陳情書です。

提出者は、村としよの会、浜田博美さんです。

陳情事項は白馬村図書館等複合施設をJR白馬駅に併設する計画を一旦停止し、村民への説明を行なうなど、住民の意見を聞く場を設定してくださいというものです。

提出者からの説明で、村としよの会はよりよい図書館となるように、住民に寄り添った活動をしている団体、駅併設でいいのかという疑問を持ち設立した。現時点は、700を超える署名を集め、村長に提出している。その中で多かった意見は、安全性、周囲の環境、公園がない、駐車場不足、住民と観光客のエリアが混ざるなどに不安意見が多かった。議会も、独自評価で採点し、私たちと同意見であると思う。駅以外の候補地を検討するとともに、住民の意見を聞く場所を設定するように要望したいという説明でした。

提出者の質疑に入りまして、住民説明会とは具体的にはどういうものを考えているかに対し、具体的には考えていないが駅がなぜ優先候補地になったか納得していない住民が多い、それに対しての質疑応答できるかがほしい。

駅賛成の方もいると思うがどう思うかに対し、駅反対だけをいうのではなく、住民の方の意見を聞くというもの、賛成者の意見も聞いている。図書館がどうあるべきかという説明会がいいのでは、複合施設を停止しろという意味ではないと思うがに対し、複合施設の内容はワークショップを行なったが、候補地についてはなかった。候補地に対する住民意見を聞く場があつていい、どんどん進んでいることを停止し、住民への説明会を開いてほしいというものでした。

次に、担当課への質疑では、JR協議は駅決定が前提で進んでいるのかに対し、最優先候補地で最終決定ではない。駐車場の問題、官民連携が課題で意見を聞く場は設けたい。

説明の段階で無理だということもあるのかに対し、状況によってそうなることもあるとの答えでした。

また、意見として総務課での基本計画づくりの1年間は、議会にも、住民にも見えなかった。後戻りできる段階で説明する機会を設けてもらいたいという意見がありました。

討論に入りまして、住民の要望を聞き、きめ細かな説明は重要かつ有意義であるので、早く開くべきとの討論でした。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第5号は採択すべきものと決定しました。

陳情第6号 核兵器禁止条約発効を目前にした今、日本政府に対してただちに条約に参加・調印・批准することを求める陳情です。

提出者は、白馬・小谷9条の会、速水政文さん。

陳情事項は、核兵器禁止条約発効を目前にした今、日本政府に対してただちに条約に参加・調印・批准することを求める意見書を、国と行政官庁へ提出を求めるものです。

質疑はありませんでした。

討論では、全国495自治体、長野県でも50の自治体が表明している。広島、長崎で多くの死者が出、今も病に悩まされて過ごされている方がいる。常識だと思うので、採択してほしいとの討論でした。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第6号は採択すべきものと決定しました。

これにより、委員会として意見書を提出します。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第54号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号 北アルプス広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号 白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第56号 白馬村国民健康保険保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま

す。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号 白馬村スポーツ拠点づくり基金条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号 白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例の全部改正については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号 白馬村執行機関附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬

に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。議案第61号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第61号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。議案第62号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第62号 白馬村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。議案第64号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第64号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。議案第65号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。請願第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。請願第5号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第5号の討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許可します。第5番伊藤まゆみ議員。

第5番(伊藤まゆみ君) 5番伊藤まゆみです。陳情第5号 「白馬村図書館等複合施設」をJR白馬駅に併設する計画を一旦停止し村民への説明会を開くことを求める陳情に、反対の立場で討論を行ないます。

私は、この図書館問題でまず考えたのは、誰が一番図書館を必要としているか、または使うかで、それは中学生、高校生ではないか、そう思いました。実際、富山県の五百石駅に併設する立山町町立図書館は、本の貸し出しは中高年が多いものの、実習室を使う中高生でテスト前になるといっぱいとのことでありました。足がない中高生にとって利便性が一番高い場所は駅であることは確かです。特に、神城地区の中学生は電車通学であれば、駅で電車待ちの時間を勉強に充てることができ、冬の保護者の送り迎えの負担も軽減され、今回の議会アンケートで複数の要望があった南北の差の解消に少しでもつながる、そう考えます。

先日の担当課からの説明によれば、JR東日本長野支社との検討は4月から始まっており、6月にはJR東日本長野支社内でワーキンググループが設置され、社内で検討がされています。現在までに両社間の検討は8回を重ね、条件の整理は大詰めに差し掛かっています。

陳情書は2者間で進行中の条件の検討を一旦停止することを求めており、もしこのような行為に出た場合、JR東日本と村との信頼関係は大きく損なわれ、今後においてJR東日本が大糸線白馬駅のみならず、南神城、神城、飯森、信濃森上の駅に対し、どのような判断を下そうとも村の言い分に聞く耳を持っていただけなくなる。そんな危惧をせざるを得ません。

そればかりか、コロナ禍によるインバウンド観光客の減少により、乗降率が大きく低下する可能性がある大糸線の信濃大町駅への運行は、ややもすると廃止というような憂き目に遭うのではないかと懸念もぬぐいきれません。この陳情にある住民説明会の開催に反対するものではありませんが、JR東日本と現在進行中である条件整理の検討は結論が出るまで続けるべきであります。よって、この陳情に反対いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第7番加藤亮輔議員。

第7番（加藤亮輔君） 7番加藤亮輔です。陳情第5号 「白馬村図書館等複合施設」をJR白馬駅に併設する計画を一旦停止し村民への説明会を開くことを求める陳情について、採択すべきとの立場で意見を述べます。

この陳情の中身は、図書館などの施設をJR白馬駅に新設する計画を一旦停止し、村は住民利用者に丁寧な説明をしていただきたい。そして、住民の意見も十分聞いてほしい。そのための住民説明会を早急に開催してほしいとの内容です。

至極当然な要求と考えます。しかし、村はその要求に対して、今相手と話を進めているから来年の2月まで説明会の開催を待つてほしいと早期開催を否定しています。この会の皆さんは、JR白馬駅舎との併設に戸惑いを感じている方、事実経過を知らない方が多くいる状況と認識し、陳情書の提出に至ったと考えます。そのことは、二十日程度の間七百数十筆の署名を集め、村長に提出したことからも想像できます。村は、村民が分からないから教えてほしい。疑問があるから説明してくださいと手を挙げれば、忙しくても都合をつけて対応すべきです。その対応が早ければ早いほど村民は役場に対する期待度、信頼感が増大し、むらづくりの大きな力にもなります。

今、第5次後期総合計画を策定中で、村民と役場の意見交換の一つとして文書での意見交換、パブリックコメントを実施中、時間に縛られず意見が提出できる事前あり、アンケートもこの部類に入ります。時間と場所が限定されるのは中身の濃い直接対話の説明会、リーダーが地域へ出向き、同じ目線で行なう車座集会、いろんな手法を使って村民の声を聞き、集約し、村政運営の参考にすることはむらづくりの基本です。早期に説明会の実施を村に求めるために、ぜひ議員の皆さん、採択に賛成をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第5号 「白馬村図書館等複合施設」をJR白馬駅に併設する計画を一旦停止し村民への説明会を開くことを求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手多数です。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第6号 核兵器禁止条約発効を目前にした今、日本政府に対してただちに条約に参加・調印・批准することを求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第5番伊藤まゆみ産業経済委員長。

産業経済委員長(伊藤まゆみ君) 令和2年度第4回白馬村議会定例会産業経済委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は議案4件です。

付託されました議案について、審査の概要と結果をご報告いたします。

まず、議案第53号 工事請負契約の締結についてであります。

5,000万円を超える工事請負契約のため、議会の議決を求めるもので、相手方は株式会社落田、契約金額は1億2,375万円、工事場所は姫川通橋、工事内容は塗装塗りかえ、防護柵の修繕等があります。

質疑、意見では、工期の予定はに対し、当初の予定は3月31日までであるが、繰り越しの承認をもらい、夏から秋を予定しているとのことで、1億円を超える大型工事である。増額補正が出ていることが常態化しているが見積もり内に収めることが基本。変更の場合は積算根拠を示してほしいとの問いに、金額の変動のないよう進めたいとの答えでした。

討論はなく、採決したところ、議案第53号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第6号)所管事項であります。

農政課関係では、中山間地域等直接支払事業、直接支払交付金199万9,000円の増額は、6月16日に、内山、堀之内、飯田、野平、青鬼、立の間の5協定が棚田地域振興法の振興地域に指定されたことに伴うもので、10アール当たり1万円の交付を予定しています。

歳入は、県からの150万円を見込んでおります。

森林整備事業、森林整備事業補助金返還金33万6,000円の増額は、大北森林組合からの返還金で同額を県に返還。

有害鳥獣被害対策事業、鳥獣被害対策実施体報酬135万6,000円の増額は、秋から12月ごろまでクマの目撃情報が多く、パトロールの実施や檻の設置等、サルの対応等で出動回数が増えた

ためで、延べ570人分を見込んでおります。実施隊員は25名から29名に増員。

質疑、意見では、圃場整備をしているところで、石積みの景観を守る話が出ているが、景観からの考え方で傾斜認定をされたということかとの問いに、急傾斜地の農地の保全として作られた法律で、見た目で判断されるものではないとの答えで、耕作放棄地でもいいのかとの問いに、中山間直接支払は荒らしてはいけないので、従来どおり、棚田の維持管理については共同活動を行なうという協定の取り組みについて加算されるものとの答えでした。

支払いが地権者かについては、集落協定の集落になるとの答えでした。

討論はありませんでした。

続いて、建設課関係です。

環境保全費12万2,000円の増額は、景観計画策定委員報酬、土木総務費の各種団体負担金390万円の増額は、駅前の無電柱化工事に伴う歩道の舗装部分のグレードアップ分で、事業主体の長野県に負担するもの、村営住宅管理事業工事請負費1,173万3,000円の増額は、白馬町村営住宅325平方メートルの解体工事費などが主なものであります。

質疑、意見では、390万円は県へ支払うのかに対し、事業主体が長野県であるため、歩道工事で工事費が高くなる分を村が負担するものとのことで、グレードアップしたので390万円が上がったということで、石畳風の歩道になっていて、コンクリートのような色なので変わっていないような気がするが、駅前帯をあの色で統一するののかに対しては、駅前検討委員会で十数回検討をした。来年度以降、同じデザインで施工していくことになるとの答えでした。

また、村営住宅の解体が2棟で1,000万円を超えているがどのような見積もりかに対して、木造で耐火モルタルのため、アスベストの含有調査を依頼している。アスベストが入っている想定で見積もっているもので、入っていなければ数字が下がるため、見積もりを取り直すとの答えです。

また、いつまでに解体予定かに対しては、圃場整備に影響がないよう解体をしていかなければならないので、3月には行わないといけないと思っているとの答えでした。

意見として、アスベスト調査の結果を議会へ報告していただきたいというものがありませんでした。

討論はありませんでした。

続いて、観光課関係であります。

21、観光戦略事業の53万6,000円の増額は、白馬・小谷新型コロナ受診支援対策協議会負担金。これは新型コロナウイルスの感染の疑いがある旅行者を指定病院へ搬送する事業で、9月から実施しています。協議会全体予算は640万円で、そのうち白馬村の運行単価分を計上しております。

海外観光客受け皿整備事業の545万2,000円の減額は、ナイトシャトルバスの減便で、和田野・みそら野間の削減と、2月以降は金曜日、土曜日と祝日前日のみで、3月20日までの運行を予定。

観光割引クーポン発行支援事業、観光割引クーポン発行支援金3,000万円の増額は、10月7日にホテル、旅館組合、4つの観光協会、ホテル協議会から提出された要望書に応えるもので、GoTo後の予約の動きが弱い1月下旬以降から3月まで、インバウンドが見込めなくなった平日の利用を促す目的であります。GoToトラベル仕様でも低価格帯ではこの秋は前年比でマイナス状態、大型ホテルでも1月くらいまでは昨年比7から8割までの回復だが、2月から3月では3から4割まで落ち込んでいるため、リフト券つき宿泊プランで混雑緩和とアウトドア人気を考え、平日利用を喚起するのが目的。GoToトラベル事業、県事業、村事業との併用が可能。アクティビティクーポンの残があるので、3,500万円の事業として実施。

新型コロナウイルス感染対策事業、事業継続緊急支援交付金61万4,000円の現額は、緊急支援事業第1弾と第2弾の事業の完了に伴うもので、第1弾は564事業に2,820万円、第2弾は342事業に1,710万円を支給しております。

質疑、意見では、今回の観光割引クーポンは、申し込みが多ければ抽選とのことだが、村内のどこに宿泊するかわからないということではいかに対し、宿泊施設がリフト券つき宿泊プランを作り、観光局に提示する。観光局が使える場所を告知し、消費者、すなわち宿泊者が利用したい施設を観光局の情報から選ぶ仕組みとのことでした。

また、3,000万円は索道業者に出し、索道からクーポンを出す形なのかに対し、宿泊施設でプランを作成し、宿泊施設が索道業者からリフト券を仕入れる。支援金は宿泊施設に入るとの答えでした。

あくまでもリフト券に対しての補助という考えかに対しては、リフト券プランが最低条件となることで、12月のこの時期にまだ額も決まっておらずとてもわかりづらい、宿泊施設は2重の手間がかかるであるなら、前回のような宿泊割引で宿に泊まったらいいのではないかと問いに、利用者、宿泊施設の立場からすると、比較的わかりやすいと思うとの答えでした。

利用者は観光局に応募をしないといけないということかとの問いに、今回はスキーシーズンに注目を浴びたいので3,000万円でこれをやりますというように1カ所から集中的に告知をしたいとの答えでした。

宿泊施設に恩恵はないのではないかとに対しては、金銭的な恩恵はないがプランつきでお得に泊まれるので、平日の宿泊が促進されるとの答えでした。

また、観光局が3,000万円でリフト券を購入し、当選者にリフト券がいくという解釈だが、宿は平日のパック料金にして宿に配分してやる方法でもよかったのではないかと。抽選になるなら宿の宿泊証明をもらい、当選者がリフト券を直接購入すればどうかに対しては、宿泊事業者の意見を聞いてやっているとの答えでした。

割引券の金額によって使うスキー場のお得感が変わってしまう。3,000円ならその金額のクーポンを宿泊業者に出す形のほうがいいのではないかとに対しては、9月に宿泊割の支援を行なった。

冬はスキー場に呼び起こす支援を行ないたい。リフト券つき宿泊プランで、宿泊施設も間接的に支援していきたいとの答えでした。

支援事業に反対するわけではない。この冬のインバウンドは望めず、平日は人がおらず、リフトだけ周っている状況から考えた事業と思う。スキー場は3割減の覚悟で平日の支援も索道会社はほしいはずだ。クリスマスまでに雪を作り上げないと正月の入り込みも心配だ。スキースクールも収入が望めないと思われる。要望だが、将来的にキッズレッスンの割引をクーポンに入れてもらえば、親御さんの負担も減るに対して、平日も動かしたいのは宿もスキー場も村も同じと考えるとの答えでした。

意見では、また違うシステムでやり方を変えて混乱させてしまうよりは、前回の宿泊割の第2弾として行なうほうがいい。3,000万円で宿の方は満足していない。宿に泊まってもらうことが前提だ。また、GoToや県の割引など、いろいろあって宿は辟易している。白馬割も使い勝手が悪い。観光局やリフト会社が絡んでいて、宿は手を挙げないのではないか。シンプルな組み立てのほうがいい。宿はリピーターに使ってもらいたいし、宿のやりやすいほうがいいと思う。再考してもらいたいとの意見がありました。

また、白馬・小谷新型コロナ受診支援対策協議会の利用状況はに対して、2例で両方とも小谷村との回答がありました。

討論では、一般質問で観光局の積立金を支援に使うべきではないかと質問をした際、第2弾の経済対策が出てくると思うのでそのときに使うと明言していたにもかかわらず、今回もまた一般会計からの支出になっている。承服しかねるところがあるが、ほかの補正との兼ね合いで賛成する。しかし、来年度の観光局への負担金は研究させていただくとの条件つき賛成討論のほか、観光局の運営に対して、現金預金で8,900万円、宿泊増進事業で400万円、合計9,300万円ある。観光局は間借りしているだけで自前の建物はない。施設の引き当てはなくていい。人件費100%、事業費も村が見ている。コロナは災害だから村費を投入することだが、村民は苦しいけれど、観光局は災害太りをするのかといった厳しい意見もありました。

各課の審査終了後、全体を通した討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第66号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入1,960万円の現額は、水道使用料が昨年比で6%減となっているため、2,000万円の減額と加入分担金40万円を増額したものであります。

収益的支出284万2,000円の現額の主なものは、給水廃液の薬品費50万円、材料費100万円、検針に係る委託料80万円などであります。

資本的収入100万円と資本的支出1,000万円の減額は、ともに県道白馬美麻線の橋梁工事が

令和3年になったことに伴う保障費の工事負担金100万円と、工事請負費700万円の減額、また、資本的支出で材料費200万円、執行状況を見てのメーター費100万円をそれぞれ減額であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第66号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第67号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

下水道使用料は、調定額、収入済額ともに対前年比マイナス7ポイントで推移し、徴収率も悪化している。今後もコロナの収束にめどが立たないため、減額補正をするもので、下水道使用料は1,554万2,000円を減額。

収益的収入の補助金、一般会計補助金1,891万1,000円の増額は、資本的収入の他会計補助金から組みかえるもので、一般会計からの繰り入れの総額3億5,000万円に変更はないとのことです。

同じく収益的収入の雑収益202万5,000円の現額も、東部地区負担金を収益的収入から資本的収入への科目を修正するものであります。

収益的支出の委託料280万7,000円の現額は、コロナの影響による脱水汚泥処理委託料200万円の減額と、委託を予定していた下水道事業業務継続計画、すなわちBCP計画の策定を職員が自前でやることにしたため、80万円の減額。

森上のマンホールポンプ、汚泥ポンプの更新に伴う固定資産除却費で88万円の増額。

資本的収益では、区域外利用に分担金2件45万6,000円、受益者負担金3件137万5,000円の増額。

支出では、補助費10分の7の区域外流入の公共ます設置に150万円を増額しております。

質疑、意見では、区域外流入2件と受益者負担金3件はに対し、徴収猶予の解除によるものとの答で、徴収猶予といってもいろいろあるがに対しては、農地からの転用とのこととあります。

また、農地猶予を受けた転用ということかに対して、おっしゃるとおりとの回答でありました。

意見では、徴収猶予は5年に1回更新していかないと時効になるので心配している。担当者が変わったり、下水道問題にかかわった議員が今後少なくなる。課内でうまく引継ぎをしていただきたいという意見がありました。

討論では、今回の受益者負担金が農地であり、区域外、最低15年の月日が流れていることを踏まえれば、時効の可能性もあるため反対という反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決したところ、議案第67号は委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業経済委員会の報告は終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第53号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第53号 工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(北澤禎二郎君) 挙手全員です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第66号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第67号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第67号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第63号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

議案第63号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田伸子議員から発議の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

（資 料 配 付）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

日程第3 発議第2号から日程第8 発委第9号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。

日程第3 発議第2号から日程第8 発委第9号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、日程第3 発議第2号から日程第8 発委第9号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これにより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定めら

れておりますので、申し添えます。

△日程第3 発議第2号 国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 発議第2号 国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第11番太田伸子議員。

第11番（太田伸子君） 発議第2号 国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について説明いたします。

気候変動に起因するといわれる自然災害の激甚化、頻発化が顕著になっており、住民生活の安心安全を脅かしています。こうした現状を踏まえると、国土強靱化施策の推進によるインフラ整備は、防災、減災に加え、地域振興の面からも重要性を増していることから、令和3年度以降も、防災、減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に係る事業を継続・拡充すること、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づいて行なう事業を推進するため、財政支援の拡充を図ること、災害時緊急輸送のための道路整備を推進するとともに、広域道路ネットワークを強化すること。以上の施策を推進するために必要な予算を措置することを強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したいものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命防災担当大臣です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

△日程第5 発委第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書

△日程第6 発委第7号 国の責任による35人学級の推進と、教育予算の増額を求める意見書

△日程第7 発委第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

△日程第8 発委第9号 ただちに核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを求める意見書

議長（北澤禎二郎君） お諮りいたします。日程第4 発委第5号から日程第8 発委第9号までを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 発委第5号から日程第8 発委第9号までを一括議題といたします。

趣旨説明を求めます。第2番丸山勇太郎総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山勇太郎君） では、一括説明いたします。

発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書であります。請願第3号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

内容は、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

次に、発委第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書であります。

請願第4号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

内容は、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率をへき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握し、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すことを求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したものであります。

なお、提出先は、長野県知事です。

次に、発委第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書であります。請願第5号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

内容は、国の責任において、計画的に35人学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し着実に実行すること、また、そのための教育予算の増額行なうこと、国の複式学級の学級定員を引き下げることを求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

次に、発委第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書がありますが、陳情第4号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

内容は、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行なうこと、公立・公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること、安全安心の医療、介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増員すること、保健所の増設、保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること、ウイルス研究、検査、検疫体制などを強化・拡充すること、社会保障にかかわる国民負担軽減を図ることを求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したいものです。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。

次に、発委第9号 ただちに核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを求める意見書であります。陳情第6号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

内容は、2017年7月7日、核兵器禁止条約が国連で採択され、同年7月20日、同条約への参加・調印・批准が開始されて以降、2020年10月24日、批准国は50カ国となりました。これにより、同条約は90日後の2021年1月22日に発効します。唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、直ちに核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したいものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

発委第5号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

発委第6号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

発委第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

発委第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

発委第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第9号 ただちに核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（北澤禎二郎君） 挙手全員です。よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります

所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第11 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長(下川正剛君) 令和2年第4回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、今月2日に開会して本日までの10日間にわたり、提出しました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会の開会日の2日に長野県で747例目となる新型コロナウイルス感染陽性者が、8日には832例目となる2人目の陽性者が白馬村で確認をされました。両日とも、これを受けて直ちに感染症対策本部を開催をし、情報共有を行なうとともに村長メッセージを発信するなど、速やかに

対応したところです。特に、メッセージには、感染された方や濃厚接触者、医療従事者はもとより、その家族や勤務先、利用した施設、店舗等に対する不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、村民の皆様には冷静な行動と人権に配慮をした対応をお願いいたしました。

また、県下では、7日に感染拡大が顕著である北信広域圏の中野市と山ノ内町について、今年20日までの2週間を集中期間として位置づけて、感染防止対策を強化をしています。

このように、全国の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は増加傾向であり、各地における重症者の増加や医療体制のひっ迫など、予断を許さない状況が続いております。村民の皆様には、引き続き新しい生活様式を実践をしていただき、難しいこととは存じますが、感染防止対策とこれから迎える冬季シーズンにおける社会経済活動の両立への取り組みをお願いを申し上げます。

国は、新型コロナウイルス対策で創設をした自治体向けの地方創生臨時交付金を1兆5,000億円の増額について閣議決定し、追加経済対策に盛り込み、2020年度第3次補正予算案に計上するとのことです。これまで、この臨時交付金は1次補正で1兆円、2次補正で2兆円の計3兆円が予算化され、本村もちろんのことですが、自治体の裁量で幅広い事業に活用でき、感染拡大防止対策や地域経済の活性化対策などの財源に活用をさせていただきました。

臨時交付金をめぐって全国知事会で増額を要望するほか、地域の実情を踏まえた自治体独自のコロナ対策事業などを支援するため拡充を求めていたことから、小規模自治体にとっても大変ありがたいものであり、国からの詳細を確認の上、事業化への取り組みに入りたいと考えております。

議員各位におかれましては、健康に留意をされ、ますますのご活躍をいただきますとともに、よい年を迎えられ、令和3年もご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、村民の皆様にとってもよりよき年になりますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶に変える次第でございます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、令和2年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時36分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月11日

白馬村議会議長

白馬村議会副議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員